

第3期福島県障がい福祉計画

平成25年3月

福島県

【「障がい」の表記について】

県では、障害の「害」という漢字の表記について、平成16年9月に策定しました「第2次福島県障がい者計画」から、「障がい」「障がい者」という表記に改めるとともに、可能なところから見直すこととしており、この計画においても、法令上やむを得ないもの等以外、極力「障がい」「障がい者」という表記を用いています。

【目 次】

第1 基本的事項（基本指針第一、基本指針別表第四 一）	1
1 根拠	1
2 計画策定の背景と趣旨	1
3 計画の基本的理念	3
（1）障がい者等の自己決定と自己選択の尊重	3
（2）実施主体の市町村への統一と3障がいに係る制度一元化への対応	3
（3）地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	3
（4）東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故からの復興	3
（5）災害時の障がい者等に対する福祉体制の強化	4
4 計画の目的	5
（1）地域生活支援体制の充実	5
（2）福祉施設の入所者の地域生活への移行促進	10
（3）入院中の精神障がい者の地域生活への移行促進	11
（4）福祉施設から一般就労への移行促進	11
第2 障がい者及び福祉サービス利用の状況	12
1 本県の障がい者の状況	12
（1）身体障がい者	12
（2）知的障がい者	15
（3）精神障がい者	16
（4）発達障がい者	19
（5）高次脳機能障がい者	19
2 福祉サービスの利用状況	20
（1）障がい福祉サービスの利用実績	20
（2）地域生活支援事業の実施状況	26
第3 平成26年度の数値目標の設定（基本指針第二 一 2、基本指針別表第四 二）	29
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	29
2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行	31
3 福祉施設から一般就労への移行等	32
第4 区域の設定（基本指針第二 一 5、基本指針別表第四 三）	40
第5 各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類 ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策（基本指針第二 三 1、基本指針別表第四 四）	42
1 訪問系サービス	42
2 日中活動系サービス	44
3 居住系サービス	47

4	指定相談支援	48
第6	圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見直し及び計画的な基盤整備の方策（基本指針第二 三 1（三）、基本指針別表第四 五）	50
第7	各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員数（基本指針第二 三 2、基本指針別表第四 六）	53
第8	指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置並びに指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置（基本指針第二 三 3、基本指針別表第四 七）	54
1	サービス提供に係る人材の研修	54
2	指定障がい福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価	54
3	障がい者等に対する虐待の防止	54
第9	都道府県の地域生活支援事業等の実施に関する事項（基本指針第二 三 3、基本指針別表第四 八）	57
1	実施する事業の内容	57
2	各年度における各事業の量の見込みとその確保のための方策等	57
(1)	専門性の高い相談支援事業	57
(2)	広域的な支援事業	58
(3)	サービス・相談支援者、指導者育成事業	58
(4)	コミュニケーション支援のための人材の養成	60
3	聴覚障害者情報提供施設の整備	60
第10	計画の期間及び見直しの時期（基本指針第二 四 2、基本指針別表第四 九）	61
第11	達成状況の点検及び評価（基本指針第二 四 3、基本指針別表第四 十）	61
	【各障がい保健福祉圏域計画】	62
●	県北障がい保健福祉圏域計画	63
●	県中障がい保健福祉圏域計画	71
●	県南障がい保健福祉圏域計画	79
●	会津障がい保健福祉圏域計画	87
●	南会津障がい保健福祉圏域計画	96
●	相双障がい保健福祉圏域計画	103
●	いわき障がい保健福祉圏域計画	111
	【資料編】	114
1	東日本大震災により甚大な被害を受けた被災市町村等に対する特例	115
2	事業所等意向調査集計結果	117

第3期福島県障がい福祉計画

第1 基本的事項（基本指針第一、基本指針別表第四 一）

1 根拠

この計画は、障害者自立支援法（※1）第89条第1項に基づき、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「基本指針」という。）に則して、福島県が策定するものです。

2 計画策定の背景と趣旨

障害者自立支援法施行前の支援費制度においては、精神障がい者を対象としていなかったこと、支援の必要度を判定する客観的な基準がなく支給決定の過程が不透明であったこと、急増するサービス量に対応する安定的な財源が確保されていなかったこと等の課題があり、これらを解決するため、平成17年11月に障害者自立支援法が公布され、制度全般にわたり大幅な改正が行われました。

障害者自立支援法においては、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざし、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しと併せて、必要な障がい福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、市町村及び都道府県に対して、障がい福祉計画の作成が義務付けられました。

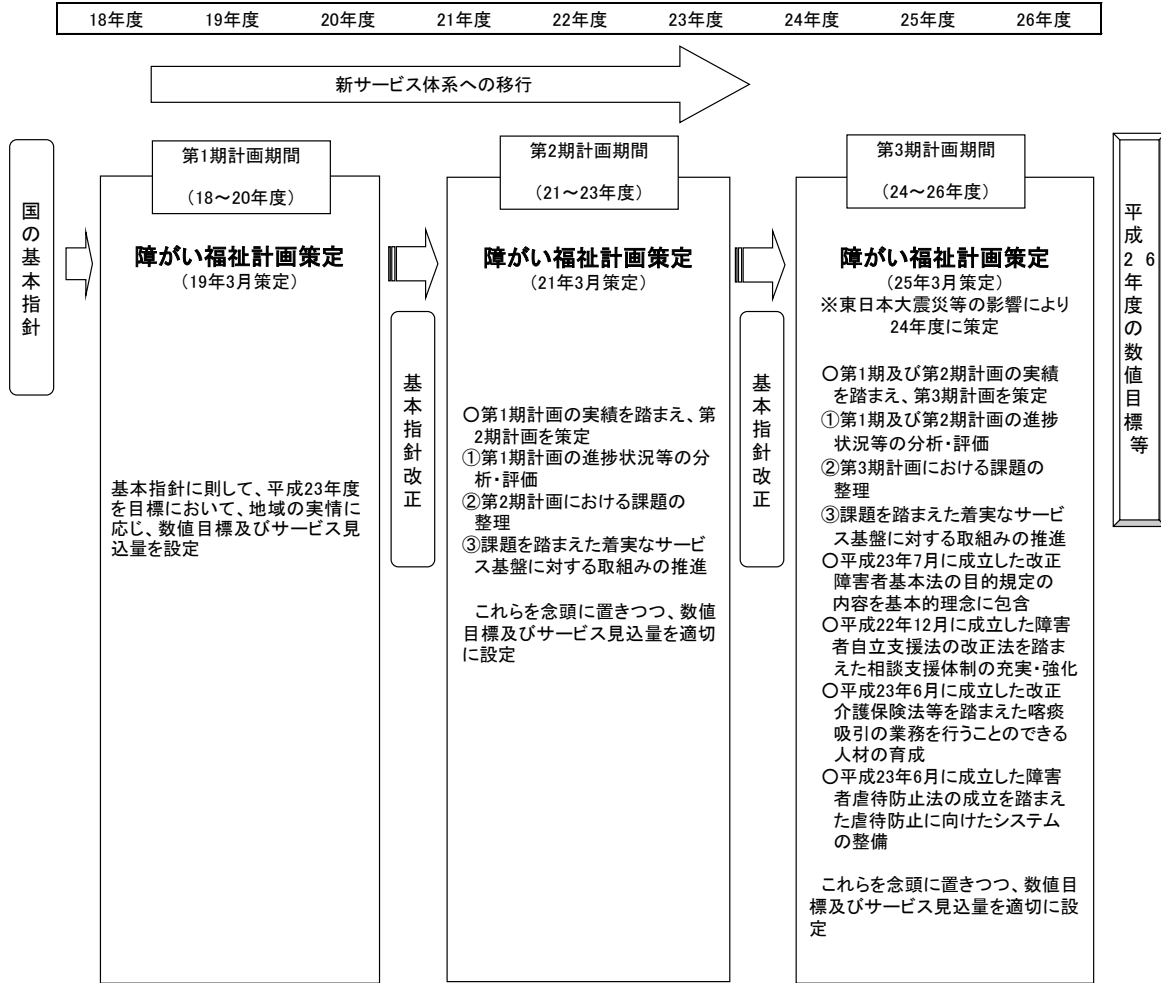
このため、本県では、これまで、第1期福島県障がい福祉計画（計画期間：平成18～20年度）及び第2期福島県障がい福祉計画（計画期間：平成21～23年度）を策定し、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスや相談支援等の充実に取り組んできました。

障がい福祉サービスについては、平成18年4月の障害者自立支援法施行当初におけるサービスの量的不足などの課題については、多様な事業者の参入によるサービスの拡充等により改善が図られてきましたが、地域によりサービスの偏在が見られることから、より身近な地域で障がい者等のニーズに沿った質の高いサービスを提供することが求められております。

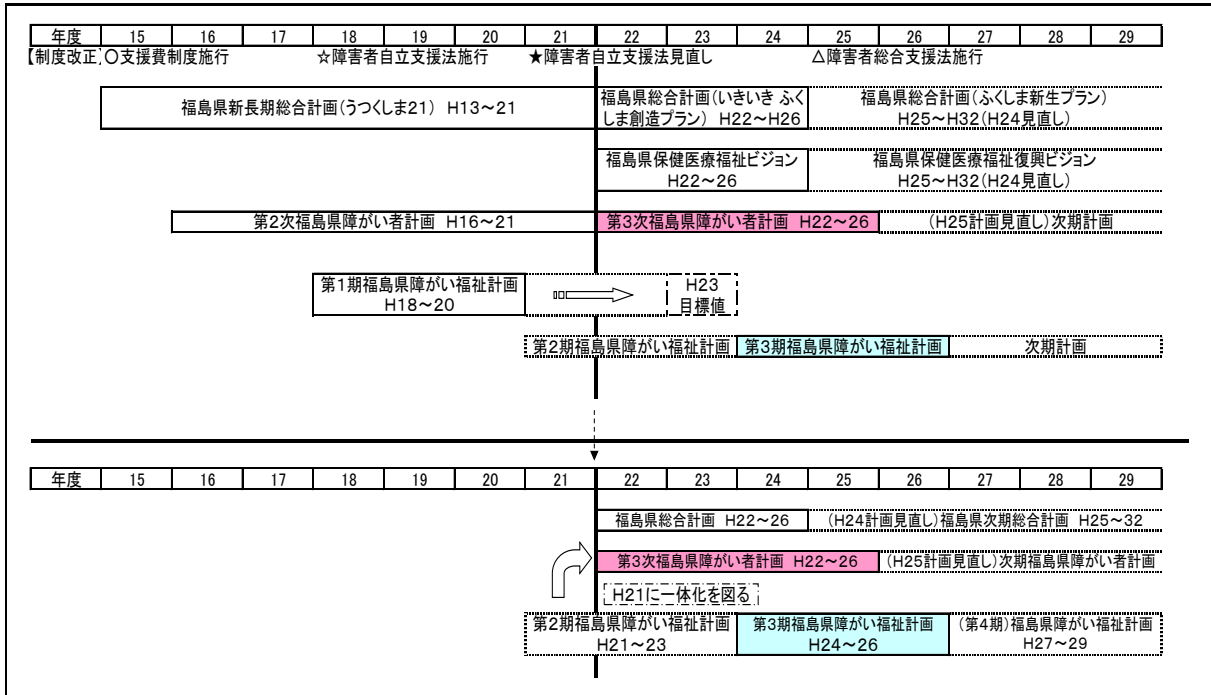
県では、第1期及び第2期福島県障がい福祉計画の実績やこれらの課題を踏まえ、これまでの取組みを進めるとともに、障がい者の地域生活への移行や、一般就労への移行をより一層促進するために、「第3期福島県障がい福祉計画」を策定することとしました。

また、この計画は、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」（計画期間：平成25～平成32年度）と整合性を図るとともに、福島県における障がい施策の基本的な方向と主要な取組みを定めた第3次福島県障がい者計画（計画期間：平成22～26年度）の実施計画として位置付けるものです。

※1 「障害者自立支援法」が改正され、平成25年4月1日より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されます。



【障がい福祉関連の県計画】



3 計画の基本的理念

全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの障害者基本法の理念のもと、特に次に掲げる点に配慮してこの計画を策定します。

(1) 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

障がいの有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者等が必要な障がい福祉サービス等を利用しつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を促進します。

(2) 実施主体の市町村への統一と3障がいに係る制度一元化への対応

障害者自立支援法により、障がい福祉サービスの実施主体が市町村を基本とする仕組みに統一されたこと、また、身体・知的・精神の障がい種別ごとに分かれていた制度が共通の仕組みに一元化されたことを踏まえ、サービスの充実を図るほか、地域間で大きな格差のあるサービス提供体制の底上げを図ることを目指し、市町村や事業者の支援に努めます。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立を促進する観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指し、地域の社会資源を最大限に活用してサービス提供体制の整備を促進します。

(4) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故からの復興

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波（以下、「東日本大震災」という。）及び東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下、「原発事故」という。）の影響により、被災地を中心に、福祉サービスの提供体制の復旧が遅れているなど、障がい者等を取り巻く状況が大きく変化していることから、地域生活移行や就労支援などの自立支援を進めるとともに、事業所等への支援を行うなど、障がい者等に対する障がい福祉サービスの提供体制を整備します。

特に、避難地域12市町村については、避難指示区域の見直しや解除、インフラ等の復旧、長期避難の状況等を踏まえながら、福祉サービスの提供体制の整備に向けた支援を行います。

また、避難先においても、必要なサービスが利用できるよう関係機関と連携しながら支援を行います。

避難している障がい者施設の帰還についても、その施設の状況等に応じた支援を行い

ます。

(5) 災害時の障がい者等に対する福祉体制の強化

障がい者等を迅速かつ的確に安全な場所へ避難させ、避難に伴う障がい福祉サービスの低下を最小限に抑えるための整備を促進します。

また、県市町村の地域防災計画の見直しなどに合わせ、広域避難が生じた場合を想定した福祉の専門職チーム等の派遣体制の検討や、県内外の福祉施設での利用者等受入の促進など関係団体との災害時連携体制の一層の強化を図ります。

さらに、災害時に何らかの特別な配慮を要する障がい者等が避難できる福祉避難所の指定等を促進します。

特に、災害時の対応が困難、又は情報が伝わりにくい視覚障がい者や聴覚障がい者に対する初動避難体制を確保するため、地域の支援体制の構築を促進します。

○災害時の避難関連の数値目標

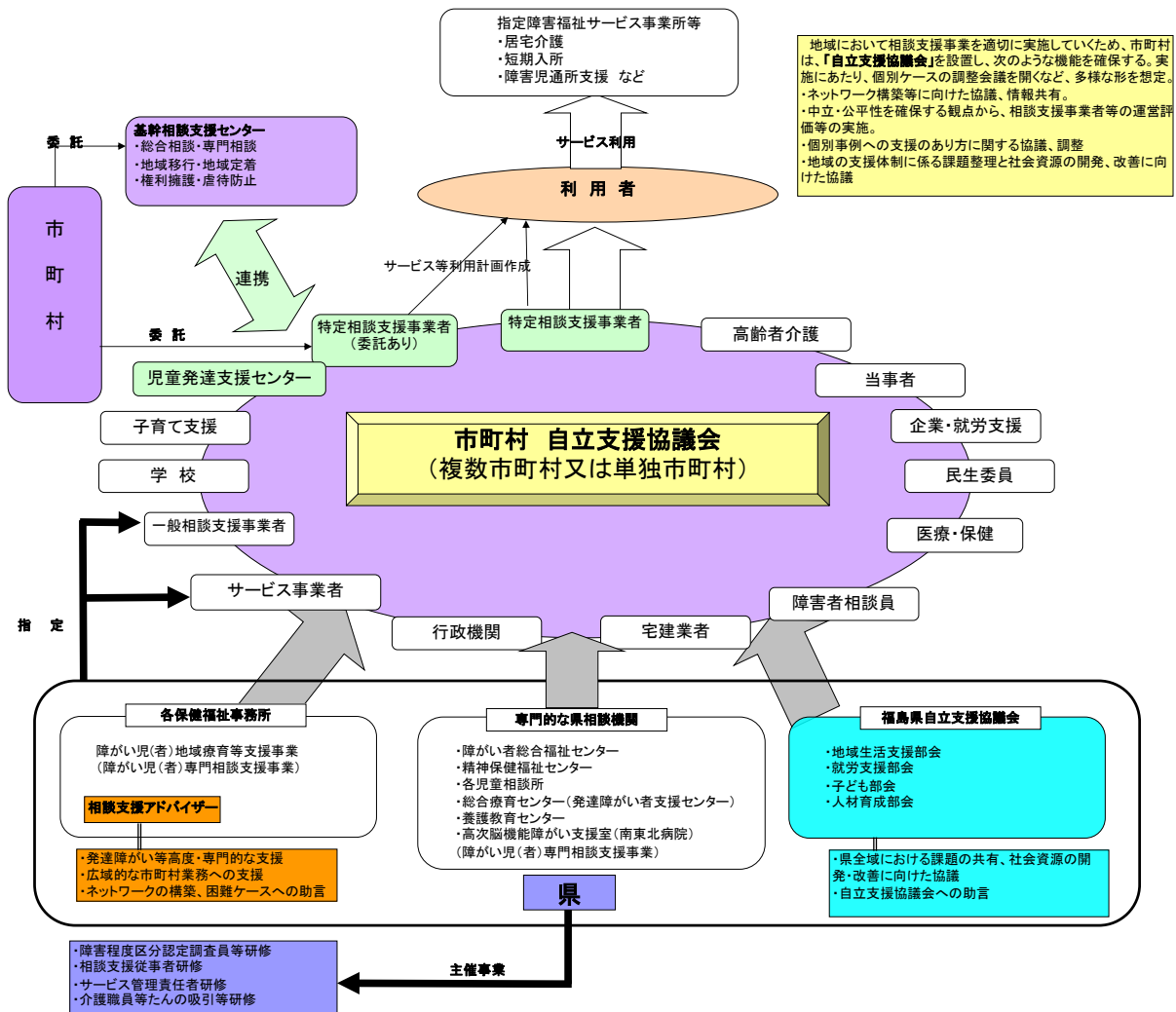
指標の名称	現況値		目標値	
	災害時要援護者避難個別支援計画策定市町村数	H24年度	19市町村	H26年度
福祉避難所を指定している市町村数	H24年度	9市町村	H26年度	59市町村
【参考】福祉避難所指定数	H24年度	61	H26年度	増加を目指す

※出典 福島県保健医療福祉復興ビジョン

4 計画の目的

(1) 地域生活支援体制の充実

県では、県地域生活支援事業として専門性の高い相談支援事業を行うとともに、地域において相談支援事業が適切に実施できるよう、市町村が設置する自立支援協議会をはじめ県自立支援協議会や、各保健福祉事務所及び専門的な県相談機関などが重層的に相談支援体制を構築し、地域における相談支援体制の充実に努めます。



ア 相談支援体制整備に関する考え方

(ア) 基本的な考え方

a 市町村の役割

(a) 相談支援事業の実施主体

市町村は、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用の支援等を行うとともに、虐待の防止と早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行うことにより、地域で自立した生活が営めるように支援します。

(b) 自立支援協議会の設置

市町村は「自立支援協議会」を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域における障がい者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場とします。

<市町村が設置する自立支援協議会について>

自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域における障がい者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として活発な運営がされるよう支援する必要があります。

また、自立支援協議会については、相談支援事業者や在宅障がい福祉サービスの提供量を確保していく必要性から、地域の実情に応じて複数市町村で広域的に共同設置する等の方法により効果的に設置することも必要になります。

<市町村が設置する自立支援協議会の主な機能>

- ① 地域の関係機関等によるネットワーク構築等に向けた協議と課題の情報共有
- ② 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ③ 地域の障がい者等の支援体制に係る課題整理と社会資源の開発、改善に向けた協議
- ④ 中立・公平性を確保する観点から基幹相談支援センター、委託相談支援事業者、指定特定相談支援事業者又は指定障がい児相談支援事業者の運営評価を実施
- ⑤ 基幹相談支援センター等機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用や地域の相談支援従事者の質の向上を図るための研修の実施等、相談支援体制整備に関する協議
- ⑥ 権利擁護等の専門部会等の設置、運営等

(c) 専門的知識や経験を有する相談員の確保等

市町村は、指定相談支援事業者への委託等により専門的知識や経験を有する相談員を確保する必要があります。

なお、委託する場合は、事業運営の中立性・公平性を確保する観点から、自立支援協議会において委託事業者の事業評価を行うなどの措置を講じることが適当です。

また、市町村は、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを設置し、指定障がい福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業の関係者その他の関係者との連携を図る必要があります。

b 県の役割

(a) 相談支援体制整備事業への取り組み

県は、各障がい保健福祉圏域に「相談支援アドバイザー」を配置し、地域のネットワーク構築に向けた助言・調整等の専門的・広域的な支援を行います。

(b) 自立支援協議会の設置

県は、県全体及び各地域における相談支援体制の構築に向けて、その現状や課題、あり方等を検討する協議の場として「福島県自立支援協議会」を設置し、地域における相談支援体制の一層の充実・強化を図るために、市町村の取り組みを支援します。

また、基幹相談支援センターの設置を促進するため、市町村の取り組みを支援します。

さらに、「福島県自立支援協議会」では、分野ごとに実践的な支援を行うため部会を設置し、必要な支援の検討を行います。

○ 地域生活支援部会

各障がい保健福祉圏域（南会津・いわきを除く）に地域生活移行圏域連絡会を設置し、地域の課題を検討するとともに、障がい者の地域生活移行の促進と地域定着について、検討を行います。

○ 就労支援部会

関係機関と連携をし、各障がい保健福祉圏域の状況を把握しながら、就労支援に係る課題の把握・対応策の検討等を行います。

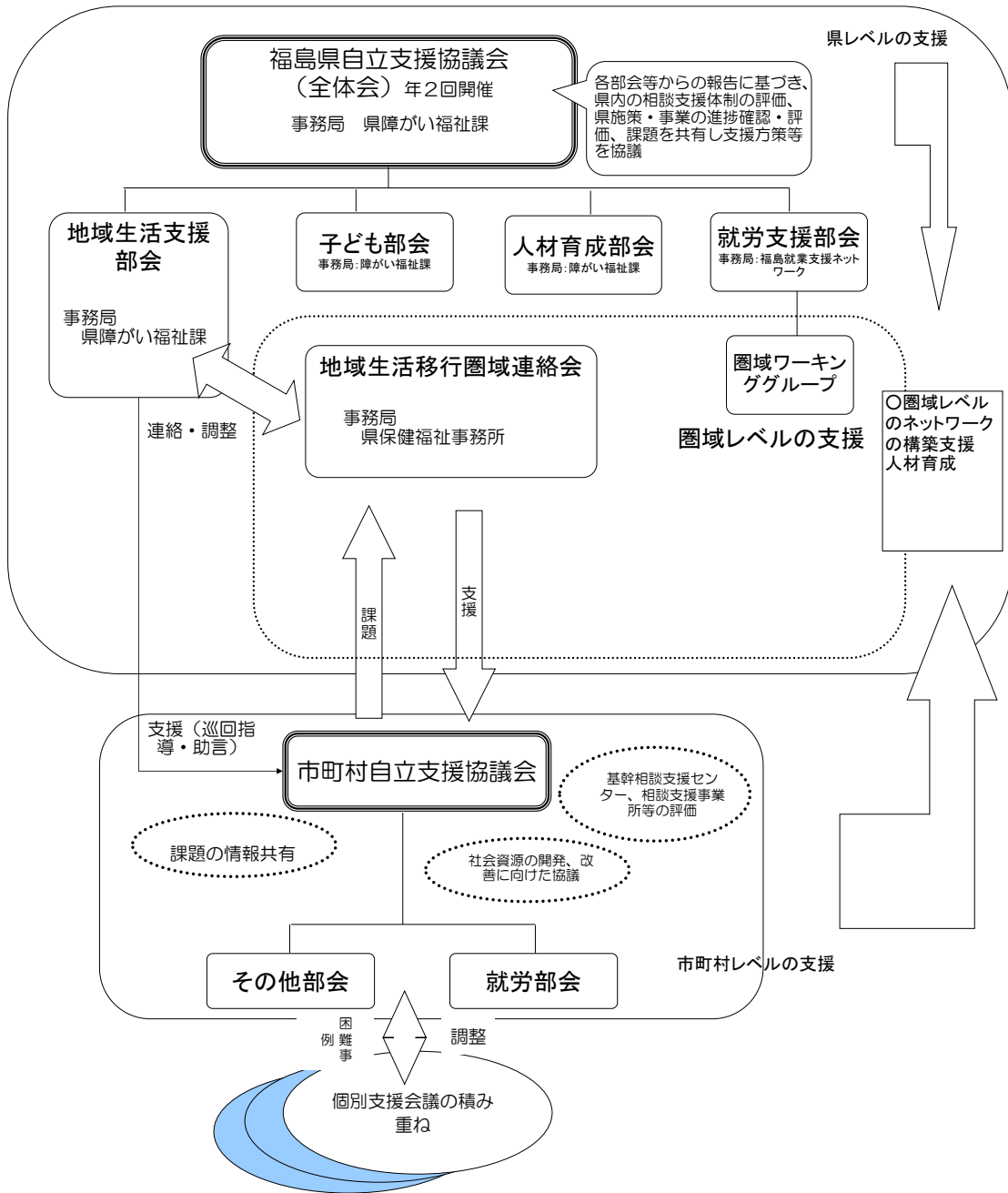
○ 子ども部会

福祉・教育の関係機関と連携をし、障がい児支援の向上に必要な事項について検討を行います。

○ 人材育成部会

相談支援従事者等の人材育成及び資質向上のための研修体系等について、必要な検討を行います。

□ 福島県自立支援協議会体系図



(c) 障害者自立支援法に係る関係人材育成事業の実施

県は、相談支援事業等に従事する人材の養成及び資質の向上を図るため、障がい者相談支援従事者養成・現任研修・専門コース別研修を実施するとともに、法に基づく適切かつ円滑な運営を確保するため、就労支援等事業を提供するための指定要件とされているサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成研修を開催します。

(イ) 具体的な支援方法等

a 県による市町村自立支援協議会への支援について

県は、県全体における広域的な相談支援体制の整備に向けての主導的な役割を担うことから、市町村において、障がい者の適切な相談支援体制の充実が図られるよう、地域生活支援部会委員や相談支援アドバイザー等による自立支援協議会への巡回指導・助言を行います。

特に、「自立支援協議会」は全市町村に設置されたものの、要綱設置のみで実際の会議が行われていないところや専門部会が未設置の市町村等に対し、会議の持ち方や課題整理等について重点的に支援をしていきます。

また、地域において必要な社会資源や困難事例の検討についての助言を行います。

さらに、先進的な取り組みを実施している「自立支援協議会」についての情報も提供します。

b 各障がい保健福祉圏域における相談支援体制整備の支援について

県（保健福祉事務所等）は、相談支援アドバイザー及び専門性を有する相談支援専門員等と連携して、身近な地域において適切な相談支援を効果的に実施できる体制の整備を促進するため、管内市町村等を支援します。

<支援内容>

- ①地域のネットワーク構築、社会資源の開発・改良等に向けた助言・調整
- ②地域で対応困難な事例に係る助言
- ③地域における専門的支援システムの立ち上げに係る援助 等

イ 発達障がい者（児）への支援体制

平成17年4月より発達障害者支援法が施行され、制度の谷間におかれて必要な支援が届きにくい状態となっていた発達障がいを「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義し、支援の対象として位置付けられました。

平成18年10月に開設した県発達障がい者支援センターを中心として、平成21年度から発達障がい地域支援体制強化事業により市町村等における相談支援、療育機能の向上を図り、発達障がい者（児）が身近な地域で適切な支援が受けられる体制づくりに取り組んでいます。

また、支援者に対し研修を行うなど、発達障がい者（児）に対する支援力の向上を目指します。

<発達障がい地域支援体制強化事業（概要）>

- ① 発達障がい児支援者スキルアップ事業

発達障がい児とその保護者の支援を担う市町村・保育所・幼稚園職員、小児科医等の専門能力の向上を目指します。

② 発達障がい相談支援推進事業

関係機関と連携・調整を行い、適切な支援につなげるための発達障がいサポートコーチを各圏域に配置し、発達障がい者支援センターと連携して支援を行います。

③ 発達障がい者支援センター連絡協議会の設置

労働や医療、教育等の関係機関との情報交換や連携を図り、ライフステージに応じた支援体制の構築に向けて検討を進めます。

<発達障がい者支援センター運営事業（概要）>

① 家族のためのワークショップ事業

支援の経過を記録する「ふくしまサポートブック」の普及と発達障がい者の家族の不安軽減のための交流情報交換の場の提供を行います。

② 支援機関に対する訪問相談支援事業

地域の保育所・幼稚園を訪問し、発達障がい児への支援方法に対する助言を行い、支援者の専門性向上を目指します。

③ 発達障がい専門力向上事業

発達障がいの療育機関の職員を対象に研修を行い、発達障がい者への支援の専門性向上を目指します。

ウ 高次脳機能障がい者への支援体制

平成20年9月に、財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院を県の支援拠点機関（高次脳機能障がい支援室）として指定し、高次脳機能障がい者への相談支援体制の整備を図りました。

今後も引き続き、支援拠点機関を中心に、高次脳機能障がい者に対する専門性の高い相談支援を行うとともに、関係機関との支援ネットワークづくり、高次脳機能障がいの正しい理解を促進するための普及・啓発活動、支援手法等に関する研修等を行い、高次脳機能障がい者に対する支援の充実に努めます。

エ 若年性認知症への支援

若年性認知症の方やその家族に対し、相談窓口等の情報提供等に努めます。

(2) 福祉施設の入所者の地域生活への移行促進

地域における居住の場としてグループホーム及びケアホームの整備を促進するとともに、日中活動系サービスの提供と合わせて福祉施設の入所者の地域生活への移行を促進します。

（平成26年度の数値目標については第3-1に掲載）

(3) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行促進

精神科病院からの退院、地域生活への移行を促進し、社会的入院の解消を更に進めていくため、平成26年度までに、1年未満入院者の平均退院率を7%増加させること及び入院期間が5年以上かつ65歳以上の退院者を現状よりも2割増加させることを目指し、グループホーム及びケアホーム、自立訓練等の日中活動系サービス、訪問系サービスの提供体制の整備を促進します。

(平成26年度の数値目標については第3-2に掲載)

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

就労移行支援事業等により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を促進するとともに、障害者就業・生活支援センターと地域の就労移行支援事業所との連携による一般就労への移行促進体制の構築を図ります。

また、就労継続支援事業により就労機会を確保するとともに、就労継続支援B型等における工賃水準の向上等を図るため、「新・福島県障がい者工賃向上プラン」(計画期間：平成24～26年度)に基づき、工賃水準の向上及び一般就労への移行促進のための取組みを推進します。

さらに、障がい者の一般就労への移行を推進するため、福島県自立支援協議会に就労支援部会を設置し、県の福祉、労働、教育等の関係部局と労働局、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、経済団体などの関係機関との連携体制を構築します。

(平成26年度の数値目標については第3-3に掲載)

【各サービスの説明】

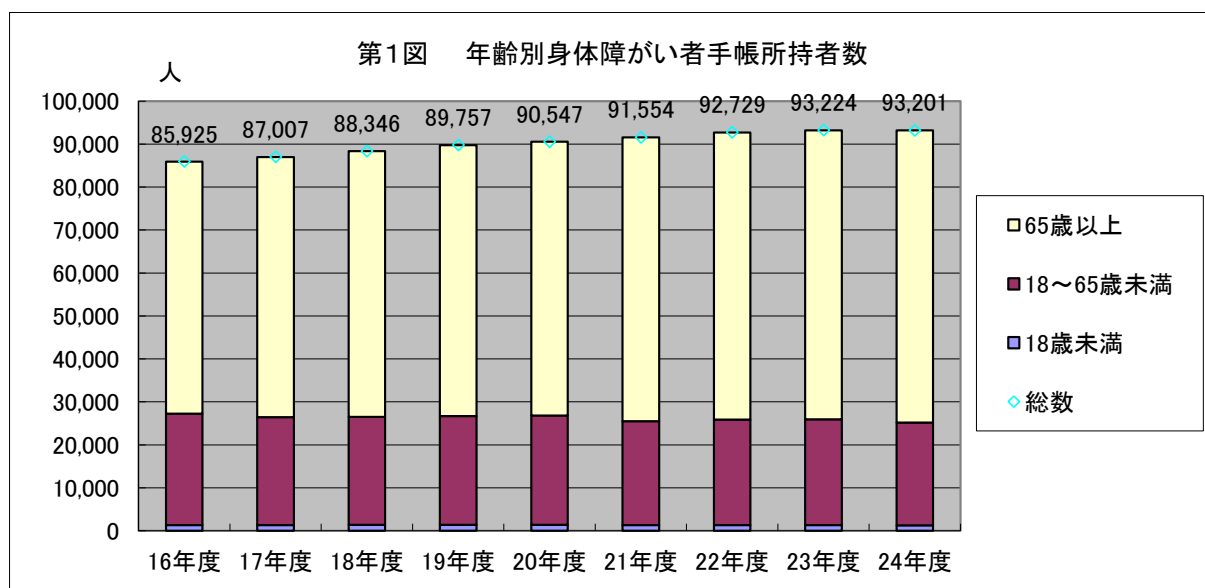
訪問系サービス	居宅介護(ホームヘルプ)、行動援護、同行援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援
日中活動系サービス	生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、療養介護、短期入所、地域活動支援センターで提供されるサービス
居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、施設入所支援
指定地域相談支援	地域移行支援、地域定着支援
指定計画相談支援	「サービス等利用計画作成」等による支援サービス

第2 障がい者及び福祉サービス利用の状況

1 本県の障がい者の状況

(1) 身体障がい者

本県の身体障がい者手帳所持者数は、平成24年4月1日現在で93,201人となっており、平成16年4月1日からの8年間で7,276人、率にすると8.5%増加しています。(第1図)



(単位:人)

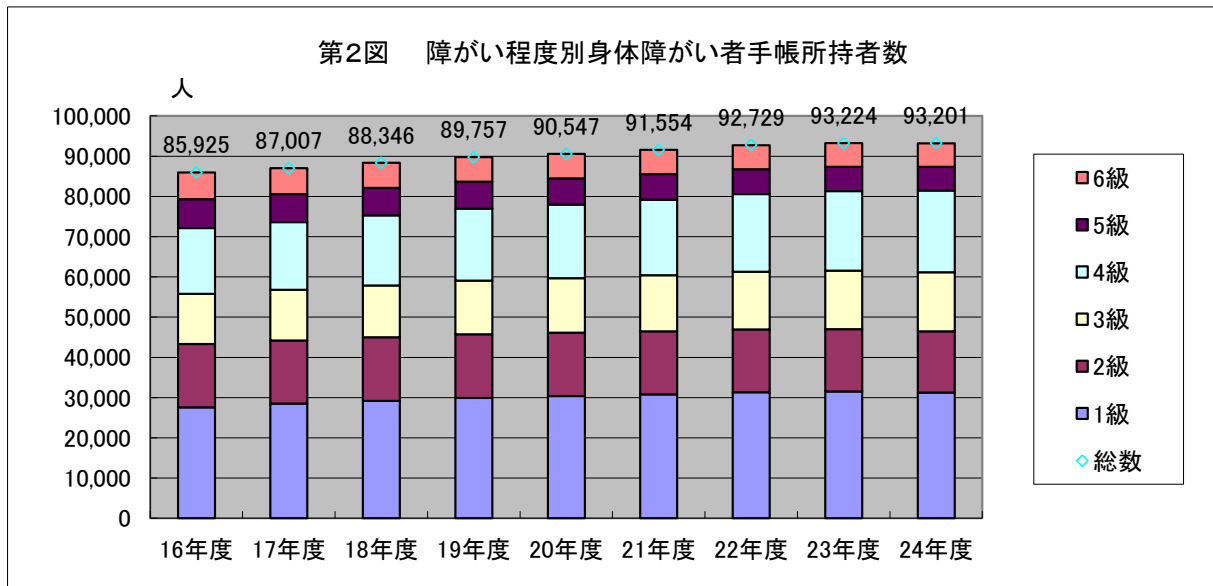
年齢階層	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
18歳未満	1,346	1,333	1,369	1,390	1,398	1,326	1,331	1,329	1,273
18~65歳未満	25,883	25,112	25,143	25,307	25,397	24,195	24,514	24,635	23,938
65歳以上	58,696	60,562	61,834	63,060	63,752	66,033	66,884	67,260	67,990
総数	85,925	87,007	88,346	89,757	90,547	91,554	92,729	93,224	93,201

※各年度4月1日現在

この8年間で、18歳未満の身体障害者手帳所持者は、1,346人から1,273人へと5.4%減少し、18歳以上65歳未満の身体障害者手帳所持者は、25,883人から23,938人へと7.5%減少し、65歳以上の身体障害者手帳所持者は、58,696人から67,990人へと15.8%増加しています。

平成24年4月1日現在における、身体障がい者全体に占める65歳以上の割合は72.9%であり、年次進行によって高齢者となる障がい者が増加するとともに、高齢者が疾病等によって新たに障がい者になるケースが増加しているため、身体障がい者の高齢化が一段と進んでいます。また、社会情勢の変化とともに、福祉サービスを受ける機会が増えたことにより、以前よりも身体障害者手帳を申請することに対して、抵抗を感じるものが少なくなったという傾向が見受けられます。(第1図)

第2図 障がい程度別身体障がい者手帳所持者数

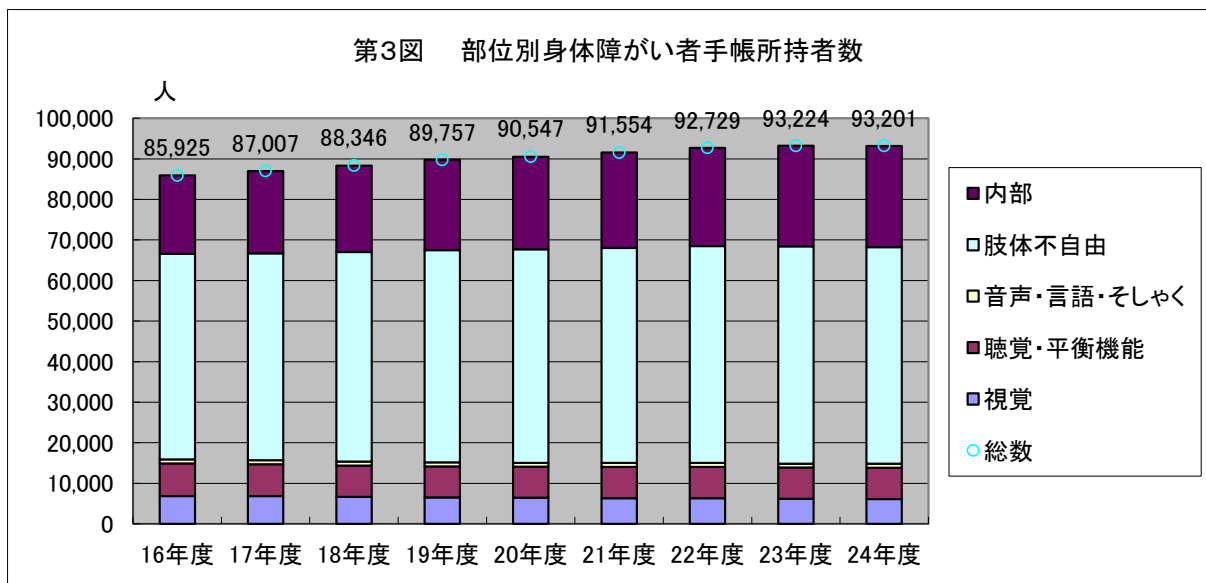


(単位:人)

等級		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1級	18歳未満	666	658	676	689	692	650	639	664	630
	18歳以上	26,938	27,852	28,480	29,217	29,684	30,122	30,704	30,869	30,625
	計	27,604	28,510	29,156	29,906	30,376	30,772	31,343	31,533	31,255
2級	18歳未満	280	275	285	274	265	253	268	254	250
	18歳以上	15,450	15,411	15,547	15,544	15,505	15,433	15,344	15,193	14,997
	計	15,730	15,686	15,832	15,818	15,770	15,686	15,612	15,447	15,247
3級	18歳未満	178	185	179	199	205	205	214	206	198
	18歳以上	12,257	12,401	12,724	13,141	13,343	13,743	14,146	14,340	14,455
	計	12,435	12,586	12,903	13,340	13,548	13,948	14,360	14,546	14,653
4級	18歳未満	113	113	108	107	119	115	103	107	100
	18歳以上	16,296	16,753	17,269	17,767	18,148	18,685	19,142	19,692	20,207
	計	16,409	16,866	17,377	17,874	18,267	18,800	19,245	19,799	20,307
5級	18歳未満	42	45	47	45	45	40	38	33	33
	18歳以上	7,118	6,927	6,787	6,669	6,462	6,306	6,145	5,986	5,886
	計	7,160	6,972	6,834	6,714	6,507	6,346	6,183	6,019	5,919
6級	18歳未満	67	64	74	76	72	63	69	65	62
	18歳以上	6,520	6,323	6,170	6,029	6,007	5,939	5,917	5,815	5,758
	計	6,587	6,387	6,244	6,105	6,079	6,002	5,986	5,880	5,820
総数	18歳未満	1,346	1,340	1,369	1,390	1,398	1,326	1,331	1,329	1,273
	18歳以上	84,579	85,667	86,977	88,367	89,149	90,228	91,398	91,895	91,928
	計	85,925	87,007	88,346	89,757	90,547	91,554	92,729	93,224	93,201

※各年度4月1日現在

障がいの程度では、1級及び2級の重度身体障がい者は、平成16年4月1日においては43,334人(全体に占める割合50.4%)、平成24年4月1日現在では46,502人(全体に占める割合49.9%)となっており、重度身体障がい者が約半数を占める状況となっています。(第2図)



(単位: 人)

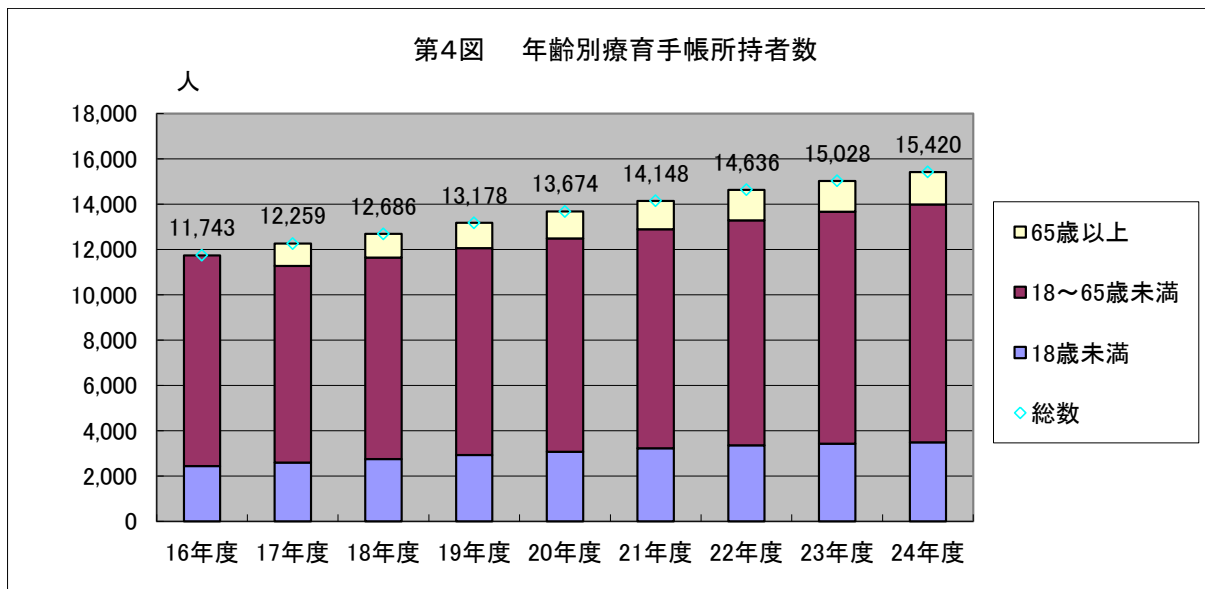
種別	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
視覚	6,877	6,852	6,643	6,516	6,431	6,340	6,285	6,195	6,106
聴覚・平衡機能	8,014	7,832	7,740	7,639	7,671	7,723	7,761	7,680	7,741
音声・言語・そしゃく	970	979	978	974	957	955	970	982	990
肢体不自由	50,691	51,013	51,670	52,370	52,647	53,023	53,467	53,602	53,399
内部	19,373	20,331	21,315	22,258	22,841	23,513	24,246	24,765	24,965
総数	85,925	87,007	88,346	89,757	90,547	91,554	92,729	93,224	93,201

※各年度 4月1日現在

障がいの種別では、平成24年4月1日現在で、肢体不自由が57.3%で最も多く、内部障がいが26.8%が続いています。(第3図)

(2) 知的障がい者

本県の療育手帳所持者数は、平成24年4月1日現在で、15,420人となっており、平成16年4月1日からの8年間で3,677人、率にして31.3%増加しています。(第4図)



※16年度のグラフについては、「18歳未満」と「18歳以上」で表示

(単位: 人)

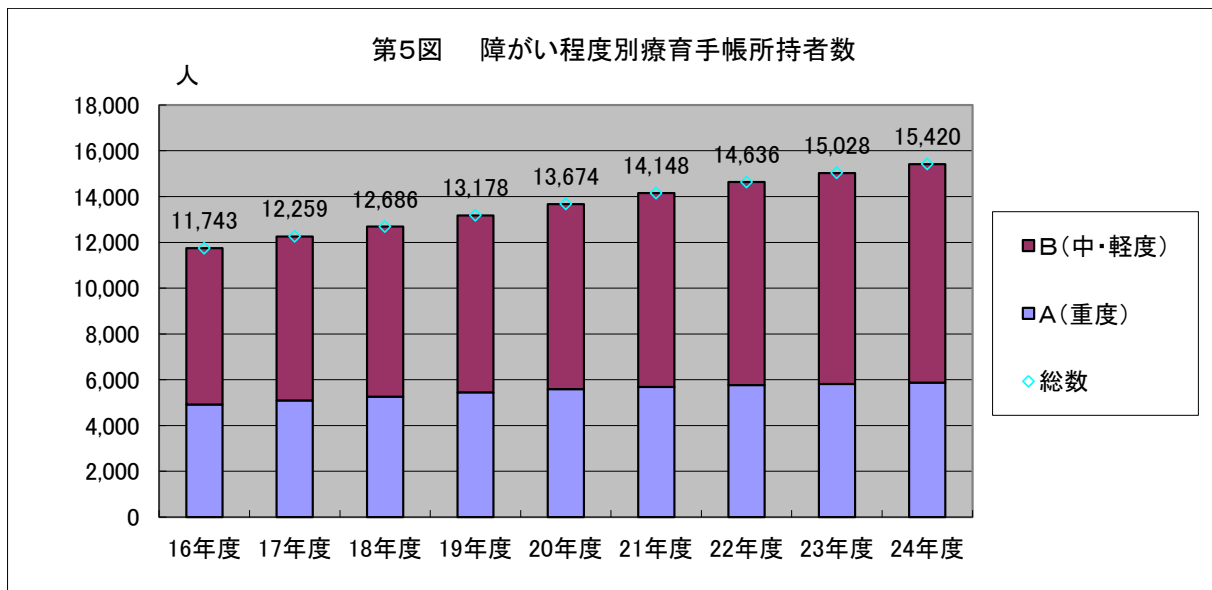
年齢階層	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
18歳未満	2,445	2,597	2,744	2,922	3,074	3,222	3,358	3,424	3,492
18～65歳未満	9,298	8,679	8,899	9,138	9,412	9,669	9,930	10,241	10,493
65歳以上		983	1,043	1,118	1,188	1,257	1,348	1,363	1,435
総数	11,743	12,259	12,686	13,178	13,674	14,148	14,636	15,028	15,420

※各年度4月1日現在

この8年間で、18歳未満の療育手帳所持者が2,445人から3,492人へと42.8%増加したのを始め、18歳以上の療育手帳所持者は9,298人から11,928人へと28.3%増加し、各年齢階層において療育手帳所持者が増加しています。

増加の要因として、18歳未満は、初期療育支援体制が整備されてきたこと、18歳以上は、就労の際に療育手帳を必要としていることなどが背景にあると考えられます。

(第4図)



(単位:人)

程度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
A(重度)	18歳未満	1,042	1,091	1,130	1,181	1,194	1,195	1,185	1,188	1,177
	18歳以上	3,876	4,005	4,132	4,267	4,391	4,490	4,581	4,626	4,695
	計	4,918	5,096	5,262	5,448	5,585	5,685	5,766	5,814	5,872
B(中・軽度)	18歳未満	1,403	1,506	1,614	1,741	1,880	2,027	2,173	2,236	2,315
	18歳以上	5,422	5,657	5,810	5,989	6,209	6,436	6,697	6,978	7,233
	計	6,825	7,163	7,424	7,730	8,089	8,463	8,870	9,214	9,548
総数	18歳未満	2,445	2,597	2,744	2,922	3,074	3,222	3,358	3,424	3,492
	18歳以上	9,298	9,662	9,942	10,256	10,600	10,926	11,278	11,604	11,928
	計	11,743	12,259	12,686	13,178	13,674	14,148	14,636	15,028	15,420

※各年度4月1日現在

障がいの程度では、この8年間で、A(重度)、B(中・軽度)ともに増加しており、平成24年4月1日現在における療育手帳所持者全体に占める割合は、A(重度)が38.1%、B(中・軽度)が61.9%となっています。(第5図)

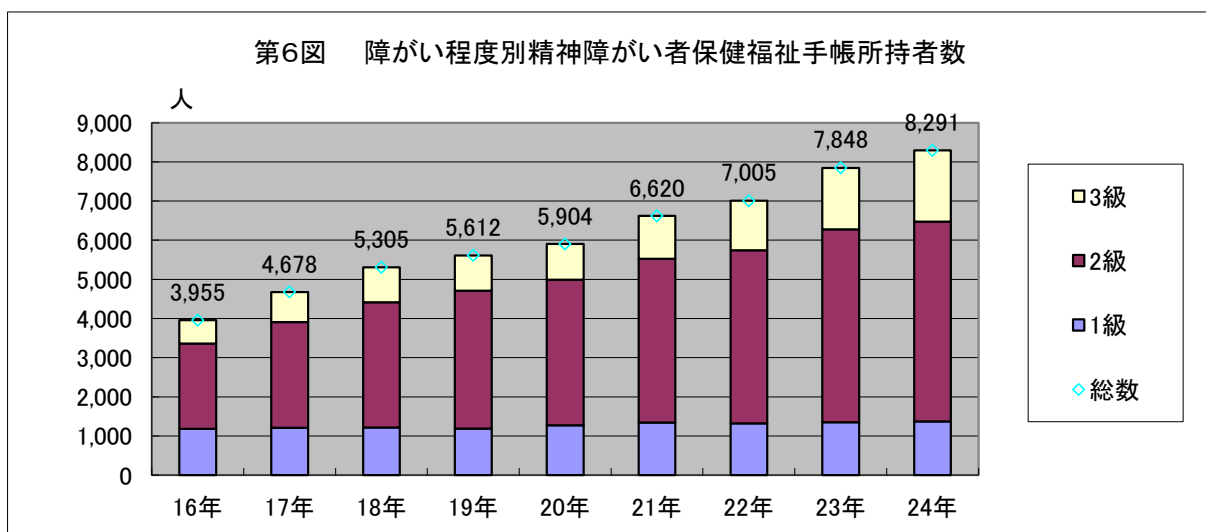
(3) 精神障がい者

本県の精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、平成24年3月末日現在で8,291人となっており、平成16年3月末日からの8年間で4,336人、率にして109.6%増加しています。制度の周知が進み、手帳所持者数が増加しているものと考えられます。(第6図)

また、精神科病院入院者数は、平成24年6月末日現在で5,432人となっており、平成16年6月末日から1,539人減少しています。平成22年までの減少については、地域移行の成果が徐々に現れているためと考えられますが、平成23年に大きく減少しているのは、東日本大震災及び原発事故により精神科病院の多くの病床が休止状態となり、県外に入院患者が避難していたためであり、平成24年は休止状態となっていた精神科病

院の一部再開により微増しているものと考えられます。(第7図)

一方、精神科病院通院者数は、平成16年6月1か月間では24,038人だったのに対して、平成22年6月1か月間では2,527人増えて26,565人となっており、年々増加傾向にありましたが、東日本大震災及び原発事故により精神科病院の多くが休止状態となったことや県外に患者が避難していたことより、平成23年6月1か月間では23,726人となり、平成22年6月1か月間より2,839人減少しました。平成24年6月1か月間では平成23年6月1か月間より542人増えて24,268人となっており、休止状態にあった精神科病院の一部再開等により再び増加傾向にあります。(第8図)



(単位:人)

等級	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
1級	1,179	1,211	1,218	1,191	1,271	1,343	1,325	1,350	1,374
2級	2,184	2,695	3,200	3,522	3,722	4,182	4,420	4,925	5,101
3級	592	772	887	899	911	1,095	1,260	1,573	1,816
総数	3,955	4,678	5,305	5,612	5,904	6,620	7,005	7,848	8,291

※各年3月末現在

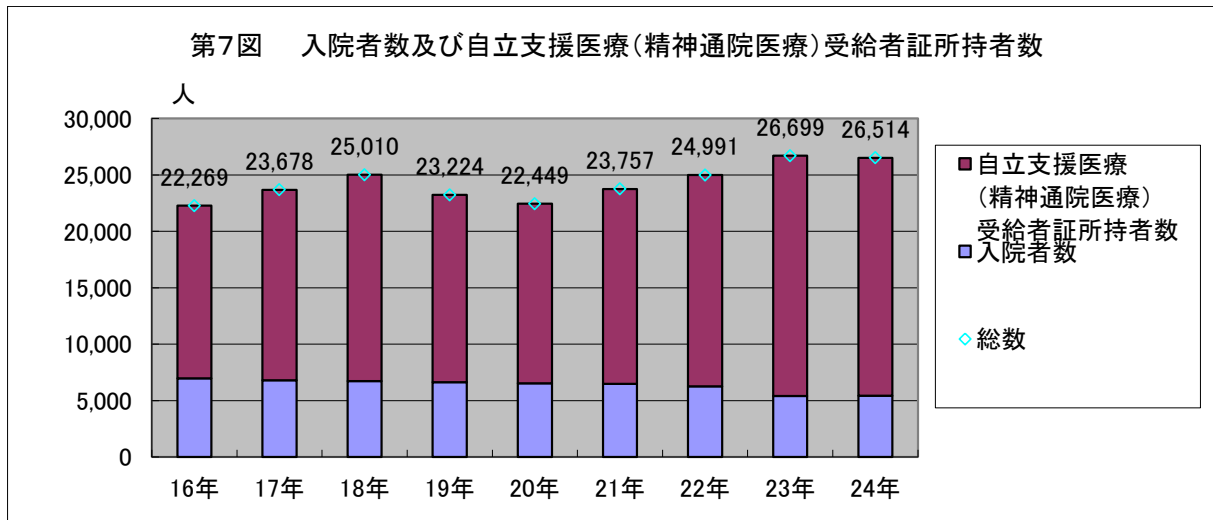
障がいの程度では、この8年間で、1級が1,179人から1,374人へと16.5%増加したのを始め、2級が2,184人から5,101人へと133.6%の増加、3級が592人から1,816人へと206.8%の増加となっており、精神障がい者福祉手帳所持者全体に占める割合は、1級が16.6%、2級が61.5%、3級が21.9%となっています。(第6図)

※1級：精神障がい者が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2級：精神障がいの状態が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3級：精神障がいの状態が、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常

生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

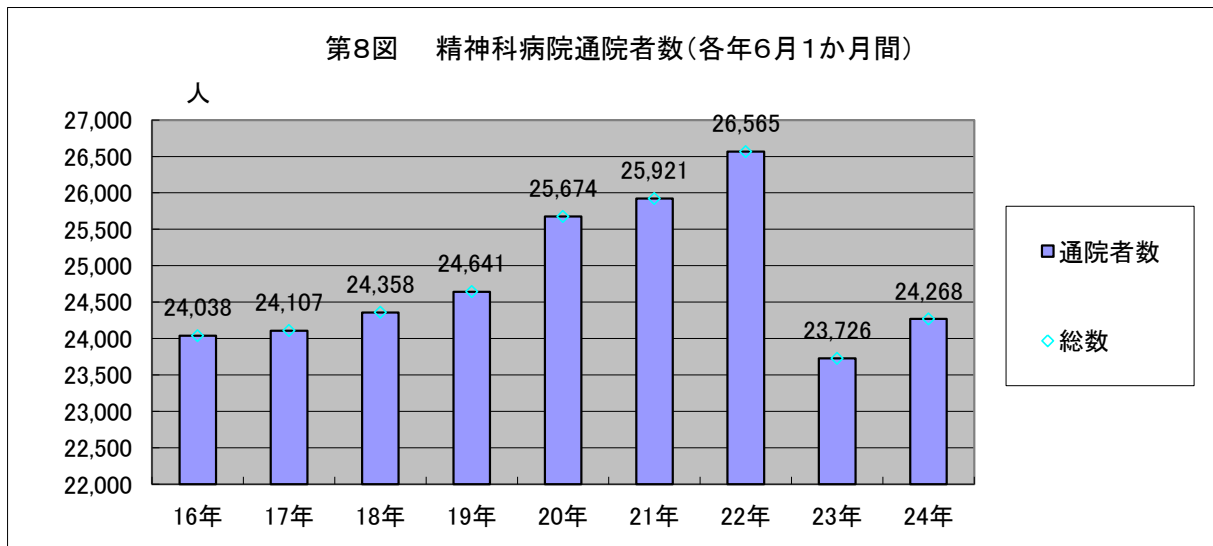


(単位:人)

	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
入院者数	6,971	6,801	6,720	6,620	6,527	6,486	6,274	5,417	5,432
自立支援医療(精神通院医療)受給者証所持者数	15,298	16,877	18,290	16,604	15,922	17,271	18,717	21,282	21,082
総数	22,269	23,678	25,010	23,224	22,449	23,757	24,991	26,699	26,514

※入院者数：各年6月末日現在

※自立支援医療(精神通院医療)受給者証所持者数：各年3月末日現在



(単位:人)

	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
通院者数	24,038	24,107	24,358	24,641	25,674	25,921	26,565	23,726	24,268

※各年6月1日～6月末日までの1か月間の精神科病院通院者数

(4) 発達障がい者

発達障害者支援法では、これまで制度の谷間に置かれ、必要な支援が届きにくい状態となっていた発達障がいについて、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されました。

発達障がい者の実数を把握することは困難な状況ですが、平成17年2月に本県の公立小・中学校を対象として実施した「特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態に関する調査」によると、学習面か行動面で著しい困難を示す児童生徒が4.0%在籍する可能性があることがわかっております。

本県の発達障がい者支援センターへの相談件数は、平成22年度963件、平成23年度1,039件と年々増えている状況であり、支援者のスキルアップや地域との関係機関との連携による相談支援体制の整備に努めていく必要があります。

(5) 高次脳機能障がい者

高次脳機能障がいは、交通事故等による外傷性脳損傷や脳梗塞等による脳血管障がい等の後遺症として、記憶、注意、遂行機能といった認知機能や社会的行動面に障がいが生じるものであり、障がいそのものによる生活上の困難に加え、外見上分かりにくいという特性があります。

高次脳機能障がい者の実数を把握することは困難な状況ですが、平成19年10月に本県の脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、精神科及びこれらに類する診療科を標榜する病院及び診療所に対し、高次脳機能障がいに該当する方が入院又は通院しているかを照会した「高次脳機能障がい実態調査」によると、入院110人、通院225人、合計335人の該当者がいましたが、県内の実数を推定するまでには至っていません。

平成24年8月に行った医療機関への調査では、25箇所の病院・クリニックが高次脳機能障がいの診断やリハビリテーションが可能という回答を得ましたが、高次脳機能障がい者への支援ができる医療機関は限られているため、引き続き、普及・啓発に努めていく必要があります。

2 福祉サービスの利用状況

障がい者に対するサービスは、障害者自立支援法に基づき、個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」と、市町村等の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

(1) 障がい福祉サービスの利用実績

第1表 サービス利用実績(全体)

	サービス種別	単位	18年度①	19年度②	20年度③	21年度④	22年度⑤	23年度⑥	対18年度比 (⑥/①×100)
訪問系	居宅介護	時間	22,928	22,128	23,918	25,322	25,567	27,730	120.9%
	重度訪問介護	時間	6,918	8,460	12,011	11,809	12,259	14,210	205.4%
	行動援護	時間	1,085	874	879	992	785	1,150	106.0%
	重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0	0	0	-
	同行援護	時間	-	-	-	-	-	1,952	-
	合計			30,931	31,462	36,808	38,123	38,611	45,042
日中活動系	生活介護	人日	3,912	8,240	13,416	21,396	30,329	57,559	1471.3%
	自立訓練(機能訓練)	人日	18	48	45	59	44	83	461.1%
	自立訓練(生活訓練)	人日	541	1,449	2,052	2,469	1,539	2,011	371.7%
	就労移行支援	人日	965	2,042	2,622	2,292	2,137	2,740	283.9%
	就労継続支援(A型)	人日	284	689	1,010	1,413	1,381	2,770	975.4%
	就労継続支援(B型)	人日	7,644	15,223	27,432	36,767	39,830	54,940	718.7%
	児童デイサービス	人日	4,801	5,627	6,607	7,632	8,349	8,576	178.6%
	小計A		18,165	33,318	53,184	72,028	83,609	128,679	708.4%
	旧入所サービス分	人日	45,186	44,765	43,918	53,123	33,919	9,848	21.8%
	旧通所サービス分	人日	19,502	17,898	18,509	17,971	15,029	7,614	39.0%
	小計B		64,688	62,663	62,427	71,094	48,948	17,462	27.0%
	合計(A+B)		82,853	95,981	115,611	143,122	132,557	146,141	176.4%
	療養介護	人	38	35	35	34	34	33	86.8%
	短期入所	人日	1,758	1,723	1,845	1,955	1,845	2,246	127.8%
居宅系	共同生活介護(CH)	人	118	226	246	314	394	462	391.5%
	共同生活援助(GH)	人	540	572	696	779	855	978	181.1%
	小計C		658	798	942	1,093	1,249	1,440	218.8%
	施設入所支援	人	105	155	215	443	912	1,752	1668.6%
	旧入所サービス分	人	2,197	2,168	2,097	1,763	1,240	326	14.8%
	小計D		2,302	2,323	2,312	2,206	2,152	2,078	90.3%
合計(C+D)		2,960	3,121	3,254	3,299	3,401	3,518	118.9%	
相談支援	サービス利用計画作成費	人	7	31	58	75	82	76	1085.7%

※各年度3月の利用実績。ただし22年度は2月の利用実績。

時間・・・1月当たりの総時間数

人・・・1月当たりの利用実人員

人日・・・1月当たりの利用日数総数

※同行援護は、平成23年10月1日より障がい福祉サービスとして施行されました。

※出典

平成18年度：「新障害者プラン関係保健福祉施策実施状況報告（平成18年度実績）」

平成19年度：「新障害者プラン関係保健福祉施策実施状況報告（平成19年度実績）」

平成20年度以降：「障害福祉サービス事業状況報告（福島県国民健康保険団体連合会提供）」

〔国保連を経由しない市町村直接支払分の数値は含まず〕

① 訪問系サービス

訪問系サービスの利用時間数は、平成18年度30,931時間から平成23年度45,042時間へ14,111時間増加しており、率にして45.6%増加しています。

特に、重度訪問介護の時間数については、平成18年度から23年度にかけて、105.4%増加しています。重度の障がいがある方で、在宅での介護を希望する利用者が増加し、それに伴い重度訪問介護の事業所が増加する傾向にあります。(第2表、第9図)

また、平成24年3月における障がいのある子どもと障がい者の利用割合は、障がいのある子どもは5.4%(101人)、障がい者は94.6%(1,774人)となっており、平成24年3月の訪問系サービス全体での1月あたりの平均利用時間は、24.0時間となっています。(第3表)

第2表 サービス利用実績

(単位:時間)

サービス種別	18年度①	割合 (対合計)	19年度②	割合 (対合計)	20年度③	割合 (対合計)	21年度④	割合 (対合計)	22年度⑤	割合 (対合計)	23年度⑥	割合 (対合計)	増減数 ⑥-①	対18年度比 (⑥/①×100)
居宅介護	22,928	74.1%	22,128	70.3%	23,918	65.0%	25,322	66.4%	25,567	66.2%	27,730	61.6%	4,802	120.9%
重度訪問介護	6,918	22.4%	8,460	26.9%	12,011	32.6%	11,809	31.0%	12,259	31.8%	14,210	31.5%	7,292	205.4%
同行援護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,952	4.3%	1,952	-
行動援護	1,085	3.5%	874	2.8%	879	2.4%	992	2.6%	785	2.0%	1,150	2.6%	65	106.0%
重度障害者等包括支援	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	-
合計	30,931	100.0%	31,462	100.0%	36,808	100.0%	38,123	100.0%	38,611	100.0%	45,042	100.0%	14,111	145.6%

※各年度3月の利用実績。ただし22年度は2月の利用実績。

※同行援護は、平成23年10月1日より障がい福祉サービスとして施行されました。

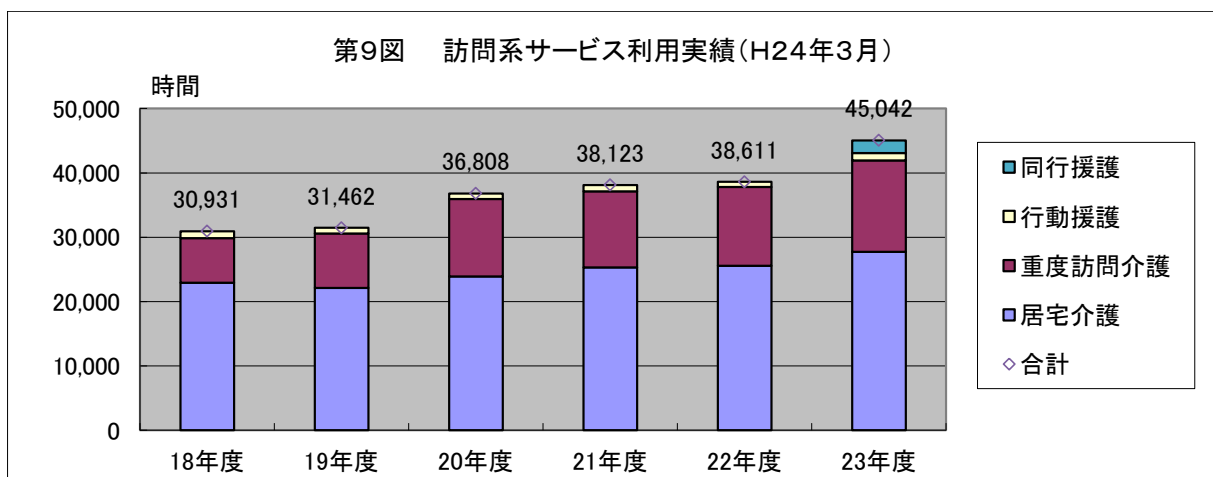
第3表 障害程度区分等別利用者数(H24年3月)

(単位:人)

障害程度区分等別	児童	非該当	区分1・ 区分A	区分2・ 区分B	区分3・ 区分C	区分4	区分5	区分6	総計	割合 (対合計)
居宅介護	67	0	310	491	277	142	107	184	1,578	84.2%
重度訪問介護	0	0	0	0	0	2	16	52	70	3.7%
行動援護	33	0	14	0	3	2	5	3	60	3.2%
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
同行援護	1	74	42	28	17	2	3	0	167	8.9%
合計	101	74	366	519	297	148	131	239	1,875	100.0%
(割合)	5.4%	3.9%	19.5%	27.7%	15.8%	7.9%	7.0%	12.7%	100.0%	

※区分A・B・Cとは、旧体系(支援費制度)サービス利用者の障害程度区分

区分1~6とは、新体系(障害者自立支援法)サービス利用者の障害程度区分



② 日中活動系サービス

生活介護や自立訓練を始めとした新体系（障害者自立支援法）サービスについては、旧法施設及び小規模作業所からの新体系移行（※1）等により、平成18年度から23年度にかけて、利用日数が約7倍に増加しています。（第4表）

旧法施設については、平成18年度から23年度にかけて新体系移行のための経過措置期間となっていたため、療養介護及び短期入所を除く日中活動系サービスに占める旧入所及び通所サービスの割合は、平成18年度78.1%から平成23年度には11.9%に減少しており、新体系サービスへの移行が進みました。（第4表）

また、平成24年3月における日中活動系サービス利用者は、小規模作業所等の就労継続支援（B型）事業所への移行による利用者の増加により、就労継続支援（B型）が最も多く3,045人、続いて生活介護が2,944人となっており、日中活動系サービスに占める新体系サービス利用者は91.9%になっています。（第5表）

就労継続支援（B型）及び生活介護の利用者が多い理由としては、前記「1 本県の障がい者の状況」に記したように、身体障害者手帳所持者のうち約半数が重度の障がい者であり、また、療育手帳所持者の約4割がA判定の重度の障がい者であるため、雇用契約を結び労働の対価として賃金を支払う就労継続支援（A型）の事業所を利用することが困難であることから、雇用契約を必要とせず、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な訓練を支援する就労継続支援（B型）の事業所を利用する障がい者が多いと考えられます。さらに、重度の障がい者が多いということは、日常生活上の支援や生活能力向上のための援助を行う生活介護の増加につながっていると考えられます。

一方、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援及び就労継続支援（A型）の利用者が少ない理由としては、前記の理由によるもののほか、当該サービスを行う事業所が都市部及びその周辺地域に多く存在し、これ以外の地域に居住する障がい者にとっては利用するのに不便であるといった側面も考えられ、地域的に偏らない基盤整備の進め方が課題になってきます。

なお、障害者自立支援法に基づく新体系移行は平成23年度末までに完了し、平成24年4月からはすべての事業者が指定障がい福祉サービス事業者として活動しています。

※1 「新体系移行」

従来の身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定されていた身体障害者療護施設、更生施設、授産施設などの施設は、障害者自立支援法附則第20条で規定する平成23年度末までの経過措置期間内に、障害者自立支援法に規定する新たなサービス体系を選択して移行するもの。

第4表 サービス利用実績

(単位:人日)

サービス種別	18年度①	割合 (対合計C)	19年度②	割合 (対合計C)	20年度③	割合 (対合計C)	21年度④	割合 (対合計C)	22年度⑤	割合 (対合計C)	23年度⑥	割合 (対合計C)	増減数 (⑥-①)	対18年度比 (⑥/①×100)
生活介護	3,912	4.7%	8,240	8.6%	13,416	11.6%	21,396	14.9%	30,329	22.9%	57,559	39.4%	53,647	1471.3%
自立訓練(機能訓練)	18	0.0%	48	0.1%	45	0.0%	59	0.0%	44	0.0%	83	0.1%	65	461.1%
自立訓練(生活訓練)	541	0.7%	1,449	1.5%	2,052	1.8%	2,469	1.7%	1,539	1.2%	2,011	1.4%	1,470	371.7%
就労移行支援	965	1.2%	2,042	2.1%	2,622	2.3%	2,292	1.6%	2,137	1.6%	2,740	1.9%	1,775	283.9%
就労継続支援(A型)	284	0.3%	689	0.7%	1,010	0.9%	1,413	1.0%	1,381	1.0%	2,770	1.9%	2,486	975.4%
就労継続支援(B型)	7,644	9.2%	15,223	15.9%	27,432	23.7%	36,767	25.7%	39,830	30.0%	54,940	37.6%	47,296	718.7%
児童ディサービス	4,801	5.8%	5,627	5.9%	6,607	5.7%	7,632	5.3%	8,349	6.3%	8,576	5.9%	3,775	178.6%
小計(A)	18,165	21.9%	33,318	34.7%	53,184	46.0%	72,028	50.3%	83,609	63.1%	128,679	88.1%	110,514	708.4%
旧入所サービス分(※2)	45,186	54.5%	44,765	46.6%	43,918	38.0%	53,123	37.1%	33,919	25.6%	9,848	6.7%	-35,338	21.8%
旧通所サービス分(※2)	19,502	23.5%	17,898	18.6%	18,509	16.0%	17,971	12.6%	15,029	11.3%	7,614	5.2%	-11,888	39.0%
小計(B)	64,688	78.1%	62,663	65.3%	62,427	54.0%	71,094	49.7%	48,948	36.9%	17,462	11.9%	-47,226	27.0%
合計C(A+B)	82,853	100.0%	95,981	100.0%	115,611	100.0%	143,122	100.0%	132,557	100.0%	146,141	100.0%	63,288	176.4%
療養介護(人)	38	-	35	-	35	-	34	-	34	-	33	-	-5	86.8%
短期入所(人日)	1,758	-	1,723	-	1,845	-	1,955	-	1,845	-	2,246	-	488	127.8%

※各年度3月の利用実績。ただし22年度は2月の利用実績。

人日・・・1月当たりの利用日数総数

第5表 障害程度区分別利用者数(H24年3月)

(単位:人)

障害程度区分等別	児童	非該当	区分1・区 分A	区分2・区 分B	区分3・区 分C	区分4	区分5	区分6	総計	割合 (対合計C)
生活介護	0	0	314	216	539	607	608	660	2,944	34.2%
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	2	0	1	1	0	4	0.0%
自立訓練(生活訓練)	0	75	16	32	18	6	0	0	147	1.7%
就労移行支援	0	110	11	17	15	2	0	0	155	1.8%
就労継続支援(A型)	0	122	16	19	1	2	0	0	160	1.9%
就労継続支援(B型)	0	2,039	194	444	253	87	17	11	3,045	35.4%
児童ディサービス	1,107	11	0	5	4	0	1	0	1,128	13.1%
療養介護	0	0	0	0	0	0	10	23	33	0.4%
短期入所	39	0	28	24	40	37	48	79	295	3.4%
小計(A)	1,146	2,357	579	759	870	742	685	773	7,911	91.9%
旧入所サービス分(※2)	0	1	229	84	11	1	0	0	326	3.8%
旧通所サービス分(※2)	0	0	184	154	31	0	0	0	369	4.3%
小計(B)	0	1	413	238	42	1	0	0	695	8.1%
合計C(A+B)	1,146	2,358	992	997	912	743	685	773	8,606	100.0%
(割合)	13.3%	27.4%	11.5%	11.6%	10.6%	8.6%	8.0%	9.0%	100.0%	

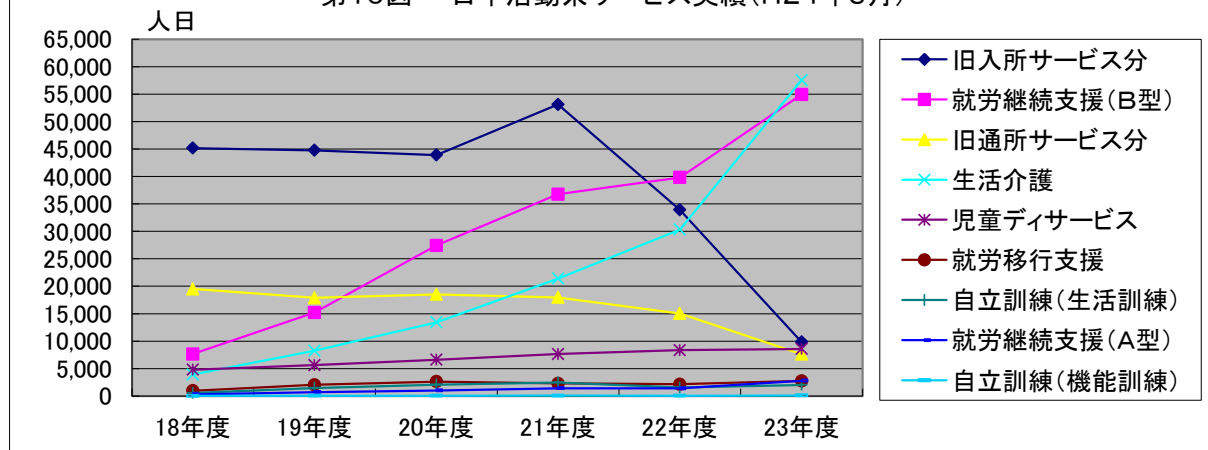
※区分A・B・Cとは、旧体系(支援費制度)サービス利用者の障害程度区分

区分1～6とは、新体系(障害者自立支援法)サービス利用者の障害程度区分

※2「旧入所サービス分(旧法入所施設利用者)」「旧通所サービス分(旧法通所施設利用者)」

平成18年10月1日時点で身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき指定を受けた施設(通所・入所)については、障害者自立支援法による指定を受けたものとみなされ、その施設を利用する者。

第10図 日中活動系サービス実績(H24年3月)



③ 居住系サービス

グループホーム（GH：共同生活援助）及びケアホーム（CH：共同生活介護）の合計の利用者は、平成18年度658人（GH540人、CH118人）から平成23年度1,440人（GH978人、CH462人）へ782人増加、率にして118.8%増加するとともに、平成24年3月の居住系サービス利用者に占めるグループホーム及びケアホーム利用者の割合は40.9%となっており、地域生活における主要な居住場所になりつつあります。（第6表）

これは、グループホーム及びケアホームが、施設入所に代わる障がい者の住まいの場として認識が高まった現れと言えます。

施設入所者（施設入所支援及び旧入所サービス利用者）については、平成18年度2,302人（施設入所支援105人、旧入所サービス2,197人）、平成23年度2,078人（施設入所支援1,752人、旧入所サービス326人）と、平成19年度以降年々減少しています。また、施設入所者における旧入所サービス利用者の占める割合は平成18年度74.2%から平成23年度は9.3%と、64.9ポイントの減少となっています。（第6表）

これは、障害者自立支援法の目的である障がい者の自立を支援し、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けた取組みにより、施設入所から地域にあるグループホームやケアホームへ移行しつつあると考えられます。

なお、平成24年4月1日をもって全ての旧入所施設は、新体系サービスの施設入所支援へ移行しています。

第6表 サービス利用実績

(単位:人)

サービス種別	18年度①	割合 (対合計C)	19年度②	割合 (対合計C)	20年度③	割合 (対合計C)	21年度④	割合 (対合計C)	22年度⑤	割合 (対合計C)	23年度⑥	割合 (対合計C)	増減人数 (⑥-①)	対18年度比 (⑥/①×100)
共同生活介護(CH)	118	4.0%	226	7.2%	246	7.6%	314	9.5%	394	11.6%	462	13.1%	344	391.5%
共同生活援助(GH)	540	18.2%	572	18.3%	696	21.4%	779	23.6%	855	25.1%	978	27.8%	438	181.1%
小計(A)	658	22.2%	798	25.6%	942	28.9%	1,093	33.1%	1,249	36.7%	1,440	40.9%	782	218.8%
施設入所支援	105	3.5%	155	5.0%	215	6.6%	443	13.4%	912	26.8%	1,752	49.8%	1647	1668.6%
旧入所サービス分	2,197	74.2%	2,168	69.5%	2,097	64.4%	1,763	53.4%	1,240	36.5%	326	9.3%	-1871	14.8%
小計(B)	2,302	77.8%	2,323	74.4%	2,312	71.1%	2,206	66.9%	2,152	63.3%	2,078	59.1%	-224	90.3%
合計C(A+B)	2,960	100.0%	3,121	100.0%	3,254	100.0%	3,299	100.0%	3,401	100.0%	3,518	100.0%	558	118.9%

※各年度3月の利用実績。ただし22年度は2月の利用実績。

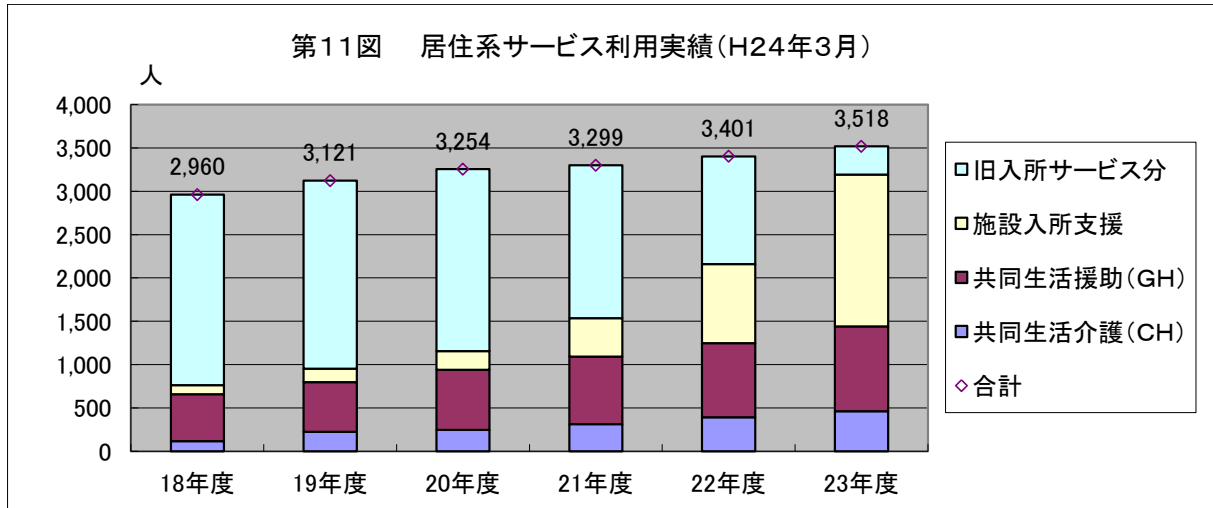
第7表 障害程度区分等別利用者数(H24年3月)

(単位:人)

障害程度区分等別	児童	非該当	区分1・区分A	区分2・区分B	区分3・区分C	区分4	区分5	区分6	総計	割合 (対合計C)
共同生活介護(CH)	0	0	19	253	134	35	15	6	462	13.1%
共同生活援助(GH)	0	714	162	70	24	7	1	0	978	27.8%
小計(A)	0	714	181	323	158	42	16	6	1,440	40.9%
施設入所支援	0	3	216	137	255	361	382	398	1,752	49.8%
旧入所サービス分	0	1	229	84	11	1	0	0	326	9.3%
小計(B)	0	4	445	221	266	362	382	398	2,078	59.1%
合計C(A+B)	0	718	626	544	424	404	398	404	3,518	100.0%
(割合)	0.0%	20.4%	17.8%	15.5%	12.1%	11.5%	11.3%	11.5%	100.0%	

※区分A・B・Cとは、旧体系（支援費制度）サービス利用者の障害程度区分

区分1～6とは、新体系（障害者自立支援法）サービス利用者の障害程度区分



④ 相談支援（サービス利用計画作成費）

サービス利用計画作成費の利用者については、福祉施設からの地域移行者、精神科病院からの退院者、在宅の障がい者等の中で一定の利用があるものと見込んでいましたが、計画の作成が障がい福祉サービスの支給決定後であり、また対象者が重度障がい者等に限定されているため対象者が少ないことから、利用者は平成18年度7人から平成23年度76人へ69人増加したものの、低調な利用となっています。（第8表）

第8表 サービス利用計画作成費利用者数

(単位:人)

サービス種別	18年度①	19年度②	20年度③	21年度④	22年度⑤	23年度⑥	増減人数 ⑥-①	対18年度比 (⑥/①×100)
サービス利用計画作成費	7	31	58	75	82	76	69	1085.7%

※各年度3月の利用実績。ただし22年度は2月の利用実績。

(2) 地域生活支援事業の実施状況

地域生活支援事業は、障がい福祉サービスを補完しながら地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が行う事業と、特に専門性の高い相談支援事業及び広域的な対応を必要とする県が行う事業があります。

① 市町村地域生活支援事業

地域の実情や障がい者等のニーズを十分に踏まえた上で、効率的・効果的な事業展開が求められていますが、相談支援事業やその他社会参加促進事業などの各市町村の裁量による取組みが少ない状況となっています。

なお、平成18年度から平成23年度までの実績は以下のとおりです。

事業名		実施市町村数						
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
相談支援事業	市町村相談支援機能強化事業	11	16	17	21	23	19	
	住宅入居等支援事業	0	1	1	1	1	1	
	成年後見制度利用支援事業	1	2	3	2	5	3	
コミュニケーション支援事業		13	25	32	31	29	32	
日常生活用具給付等事業		55	60	58	59	59	59	
移動支援事業		29	35	39	40	41	42	
地域活動支援センター機能強化事業		22	29	28	28	29	24	
その他の事業	福祉ホーム事業	3	5	6	6	6	6	
	盲人ホーム事業	0	0	0	0	0	0	
	訪問入浴サービス事業	22	25	24	26	26	26	
	身体障がい者自立支援事業	0	0	0	0	0	0	
	重度障がい者在宅就労促進特別事業	0	0	0	0	0	0	
	更生訓練費給付事業	13	16	14	16	16	13	
	施設入所者就職支度金給付事業	1	0	0	1	1	1	
	知的障がい者職親委託事業	4	3	3	3	3	3	
	生活支援事業	生活訓練等事業	3	3	4	3	3	2
		本人活動支援事業	0	0	0	0	0	0
		ボランティア活動支援事業	1	1	1	0	0	0
		福祉機器リサイクル事業	1	0	0	0	0	0
		その他生活支援事業	1	1	1	3	3	1
	日中一時支援事業		40	45	47	46	47	48
	生活サポート事業		2	3	5	3	3	2
	社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	8	10	11	10	12	8
		芸術・文化講座開催等事業	1	2	2	3	4	3
		点字・声の広報等発行事業	8	11	12	12	11	10
		奉仕員養成研修事業	9	10	11	11	11	9
		自動車運転免許取得・改造助成事業	10	27	16	19	20	16
		その他社会参加促進事業	3	4	3	3	3	4
		地域移行のための安心生活支援事業						0
		発達障がい者支援センター運営事業	0	0	0	0	0	0
特別支援事業		0	0	0	0	1	0	

※市町村数 平成18年度末：61市町村

平成19年度末：60市町村

平成20年度末：59市町村

② 県地域生活支援事業

発達障がいや高次脳機能障がい及び雇用の促進などの専門性の高い相談支援体制の充実とともに、単独の市町村では対応が困難な広域的な事案に対応することが求められています。

なお、平成18年度から平成23年度までの実績は以下のとおりです。

事業名	18年度			19年度			20年度		
	実施箇所数	利用者計画	利用者実績	実施箇所数	利用者計画	利用者実績	実施箇所数	利用者計画	利用者実績
(1) 専門性の高い相談支援事業									
① 発達障がい者支援センター運営事業	1	200	188	1	600	580	1	1,000	856
② 障がい者就業・生活支援センター事業	3	580	545	3	580	653	4	630	921
③ 高次脳機能障がい支援普及事業	0	0	0	0	0	0	1	0	53
(2) 広域的な支援事業									
① 都道府県相談支援体制整備事業等									
ア 都道府県相談支援体制整備事業	0		0	10		10	10		10
イ 都道府県自立支援協議会	1		1	1		1	1		1
ウ 障がい児等療育支援事業	10		10	10		10	10		10
② 精神障がい者退院促進支援事業	4	40	33	2	20	3箇所 26	0	60	0
障がい者生活支援事業	1		1	1		1	0		0
(上記の他実施する事業)									
相談支援従事者研修(初任者)	修了者数	436	436	修了者数	100	219	修了者数	100	156
相談支援従事者研修(現任)	修了者数	0	0	修了者数	30	40	修了者数	30	22
サービス管理責任者研修	修了者数	150	142	修了者数	150	181	修了者数	150	221
認定調査員研修	実施回数	2	2	実施回数	2	2	実施回数	2	1
市町村審査会委員研修	実施回数	2	2	実施回数	2	2	実施回数	2	1
手話奉仕員・通訳者養成	養成人数	基本・応用・ 実践課程 各15名	基本9 応用15 実践11	養成人数	基本・応用・ 実践課程 各25名	基本46 応用10 実践10	養成人数	基本・応用・ 実践課程 各25名	基本12 応用24 実践8
盲ろう者通訳・介助員養成	養成人数	13	10	養成人数	20	6	養成人数	20	20
要約筆記奉仕員養成	養成人数	5	20	養成人数	10	16	養成人数	10	3
点訳奉仕員養成	養成人数 (2年課程)	(12)	13	養成人数 (2年課程)	12	15	養成人数 (2年課程)	(12)	10
音訳奉仕員養成	養成人数	15	15	養成人数	15	13	養成人数	15	12

事業名	21年度			22年度			23年度		
	実施箇所数	利用者計画	利用者実績	実施箇所数	利用者計画	利用者実績	実施箇所数	利用者計画	利用者実績
(1) 専門性の高い相談支援事業									
① 発達障がい者支援センター運営事業	1	800	1,091	1	825	963	1	850	1,039
② 障がい者就業・生活支援センター事業	5	850	1,182	6	850	1,914	6	950	1,859
③ 高次脳機能障がい支援普及事業	1	60	104	1	70	81	1	80	94
(2) 広域的な支援事業									
① 都道府県相談支援体制整備事業等									
ア 都道府県相談支援体制整備事業	10		10	10		10	10		10
イ 都道府県自立支援協議会	1		1	1		1	1		1
ウ 障がい児等療育支援事業	10		10	10		10	10		10
② 精神障がい者退院促進支援事業									
障がい者生活支援事業									
(上記の他実施する事業)									
相談支援従事者研修(初任者)	修了者数	100	154	修了者数	100	173	修了者数	100	187
相談支援従事者研修(現任)	修了者数	30	26	修了者数	30	26	修了者数	30	53
サービス管理責任者研修	修了者数	220	204	修了者数	220	197	修了者数	220	211
認定調査員研修	実施回数	1	1	実施回数	1	1	実施回数	2	1
市町村審査会委員研修	実施回数	1	1	実施回数	1	1	実施回数	2	1
手話奉仕員・通訳者養成	養成人数	基本・応用・実践課程各25名	基本9 応用7 実践21	養成人数	基本・応用・実践課程各25名	基本18 応用10 実践15	養成人数	基本・応用・実践課程各25名	基本8 応用10 実践11
盲ろう者通訳・介助員養成	養成人数	10	19	養成人数	10	14	養成人数	10	4
要約筆記奉仕員養成	養成人数	10	12	養成人数	10	4	養成人数	10	38
点訳奉仕員養成	養成人数 (2年課程)	12	12	養成人数 (2年課程)	(12)	11	養成人数 (2年課程)	12	12
音訳奉仕員養成	養成人数	12	8	養成人数	12	7	養成人数	12	5

第3 平成26年度の数値目標の設定（基本指針第二 一 2、基本指針別表第四 二）

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行（基本指針第二 一 2（一））

ア 数値目標

平成17年10月1日の施設入所者数（A）	2,349人
平成17年10月1日時点～平成26年度末の地域生活への移行者数（B）	515人
比率（B/A）	21.9%
平成24～26年度の地域生活への移行者数	210人
平成26年度末の施設入所者の減少見込数（C）	386人
比率（C/A）	16.4%
平成26年度末の施設入所者数（A-C）	1,963人

※基本指針において、平成17年10月1日が基準点とされているため、平成17年10月1日の施設入所者数との比率を記載しています。

※南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村及び飯館村については、「東日本大震災により甚大な被害を受けた被災市町村等に対する特例」（平成23年12月27日付け障企発1227第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知の別紙。以下「特例」という。）に基づき数値目標を設定しています。

イ 目標値設定の考え方

地域生活への移行を進める観点から、平成17年10月1日を基準点として、福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」という。）のうち、平成26年度末までに、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等での生活に移行する障がい者数と、それに伴って、新規の利用を差し引いても施設入所者数を一定程度削減することを目指し、削減数を目標として設定します。

なお、目標の設定は、意向調査による県内の障がい者支援施設の定員削減の見込み数を勘案するとともに、入院中の精神障がい者が退院後に施設入所支援を利用すると見込まれる人数及び特別支援学校卒業者など、新規利用者の増加を見込んで市町村が設定した人数とします。

ウ 現状と課題

障がい者が地域で自らが希望する多様な生活ができるためには、在宅サービス、居住の場、働く場、活動する場を各地域において確保する必要があります。

地域の社会資源の整備は進んできているものの、社会資源が都市部に集中していることや家族及び地域住民の理解促進など解決すべき課題があります。

また、地域生活移行における障がい者の不安を解消し、地域定着を促進するためには、

相談体制の充実を図っていくことが重要です。

相談支援体制については、自立支援協議会によるケアマネジメント体制の確立と、地域資源を有効活用するためのネットワークの構築などが求められていますが、障がい者が希望する地域での地域移行ができるよう、圏域を越えた広域的な支援体制のあり方など、検討を進めていく必要があります。

【第1期～第2期（平成18～23年度）の地域移行者数】

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
55人	49人	67人	56人	37人	41人

【第1期～第2期（平成18～23年度）の目標値及び実績】

項目	数値目標	実績
平成17年10月の施設入所者数（A）	2,349人	2,349人
第1期計画時点～平成23年度末の地域生活への移行者数（B）	438人	305人
比率（B/A）	18.6%	13.0%
平成21～23年度の地域生活への移行者数	267人	134人
平成23年度末の施設入所者の減少見込数（C）	344人	283人
比率（C/A）	14.6%	12.0%
平成23年度末の施設入所者数（A-C）	2,005人	2,066人

エ 目標達成及び課題解決のための方策

施設入所者の障がいの重度化・入所期間の長期化・高齢化が進んでいることにより、地域生活移行が困難な場合もあります。

しかしながら、障がい者が地域で暮らしていく住まいの場として、施設入所を検討する前に、グループホーム・ケアホームの利用を考えるなど、意識の変化も出てきています。

地域生活への移行を希望している入所者が、希望する地域での生活ができるよう、必要な障がい福祉サービスを確保するため、NPO法人等多様な事業者の参入を促進するとともに、社会資源の整備について支援します。

また、地域生活に移行した障がい者が、身近なところで相談が受けられるよう、市町村に対して、相談支援体制の整備について働きかけを行います。

オ 東日本大震災及び原発事故からの復興

被災地においては、長期の避難を要する状態であったり、再開のめどが立たない事業所等もあり、地域資源が乏しい中での地域生活移行は困難な状況にあります。

障がい者が希望する地域での生活ができるよう、市町村自立支援協議会を始めとした関係機関と連携を取りながら、相談支援体制の整備と地域資源の開発促進を図ります。

2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行（基本指針第二 一 2（二））

ア 数値目標

項目	現状（H22）	目標値（H26）
1年未満入院者の平均退院率	68%	75%
5年以上かつ65歳以上の退院者数	288人	346人

イ 目標値設定の考え方

精神科病院からの退院、地域生活への移行を促進し、社会的入院の解消を更に進めていくため、国が新たに指標として示した、1年未満入院者の平均退院率を7%増加させること及び入院期間が5年以上かつ65歳以上の退院者を現状よりも2割増加させることを目指し、そのために必要なグループホーム及びケアホーム、自立訓練等の日中活動系サービス、訪問系サービスの必要量を見込みます。

ウ 現状と課題

市町村、精神科病院、サービス提供事業者等との協力体制を構築し、精神障がい者が地域で安心して生活ができるよう、在宅サービス、居住の場、働く場、活動する場を地域において確保する必要があります。

なお、第2期計画において、平成23年度までの退院者数の目標として設定した95人の退院については、「精神障がい者地域移行支援特別対策事業」による各病院での取組により138人の退院につなげることができましたが、今後、病院内での地域移行の取組体制を維持する必要があります。

また、精神障がい者が地域で生活するためには、身近な家族の支えと、地域の理解が必要ですが、精神障がい者に対する社会的偏見が依然として存在し、地域の理解はまだ不十分な状況にあります。

エ 目標達成及び課題解決のための方策

精神障がい者の地域移行については、平成24年度から障害者自立支援法に基づく個別給付化されたところであり、広域的な課題の解消に向けた事業に取り組むとともに、精神科病院内のスタッフを対象に、院内の入院患者の地域移行支援体制の定着を図ることを目的とした研修会を開催するなど、円滑な地域移行を支援します。

なお、グループホーム・ケアホーム等の退院後の精神障がい者の住まいとして利用可能な物件が極端に少ないことから、公営住宅の利活用を図るとともに、土木部所管の居住支援協議会とも連携を図りながら、民間賃貸住宅への入居の円滑化に向けた取り組みを進めていきます。

また、地域住民や事業所等に対して精神障がい者の理解促進や地域移行・地域定着に関する理解を深める研修会を開催し、精神障がい者を受け入れられる偏見や差別のない

社会づくりに取り組むとともに、家族教室等を通じた家族支援、並びに地域移行を進める上で同じ精神障がい者の助言が有効であることから、ピアサポーター養成等に取り組みます。

オ「精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業」による退院者数の数値目標及び実績

平成23年度までの退院者数	実績	138人
	数値目標	95人

※数値目標は、第2期計画で設定した平成23年度までの退院者数の目標値です。

カ 東日本大震災及び原発事故からの復興

東日本大震災及び原発事故により、多数の入院患者が県内外に避難しています。未だに原発事故の終結のめどが立たない中、病院再開の見通しは不明ですが、避難患者の現状を調査し、必要な支援を行います。

3 福祉施設から一般就労への移行等（基本指針第二 一 2（三）、別表第一）

ア 数値目標

平成17年度の福祉施設から一般就労への移行者数	6人
平成26年度の福祉施設から一般就労への移行者数	126人
	21.0倍
公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数	126件
障がい者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	38人
障害者試行雇用事業の開始者数	63人
職場適応援助者による支援の対象者数	63人
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	126人
平成26年度末の福祉施設利用者数（A）	9,167人
平成26年度末の就労移行支援事業の利用者数（B）	377人
就労移行支援事業利用率（B/A）	4.1%
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者数（C）	304人
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者数	3,938人
平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者数（D）	4,242人
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合（C/D）	7.2%

※基本指針において、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましいとされているため、平成17年度からの倍率を記載しています。

※障害者就業・生活支援センターは県内全圏域（6圏域）に設置済み。

※南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村及び飯館村

については、特例に基づき数値目標を設定しています。

イ 目標値設定の考え方

① 福祉施設から一般就労への移行者数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する障がい者の人数（年間）を目標として設定します。

なお、目標の設定は、就労移行支援事業の利用者数の見込み等を勘案して市町村が設定した人数とします。

また、この目標を達成するため、県の労働担当部局、県教育委員会、労働局等の関係機関と連携して、次に掲げる事項について障がい者雇用の推進に関する平成26年度における目標を設定します。

② 公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数

福祉施設からの一般就労希望者の全員が、公共職業安定所の支援を受けて就職できることを目標とします。

③ 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数

福祉施設から一般就労への移行者の3割の受講を目標とします。

④ 「障害者試行雇用事業」の開始者数

福祉施設から一般就労への移行者の5割が利用することを目標とします。

⑤ 職場適応援助者による支援の対象者数

福祉施設から一般就労への移行者の5割が利用することを目標とします。

⑥ 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

福祉施設から一般就労への移行者全員の利用を目標とします。

ウ 現状と課題

本県の民間企業における障がい者の実雇用率は、1.64%（平成24年6月1日現在）であり、法定雇用率の1.8%を下回る状況です。

また、福祉施設からの一般就労者数も障がい者雇用の総数からみれば少数の状況です。

今後、法定雇用率が引き上げられることも踏まえ、各分野・各関係機関が実施している事業（障がい者委託訓練事業、障がい者職業能力開発事業、トライアル雇用及びジョブコーチ、就労移行支援事業等）の有効活用や、分野を越えた関係機関の連携を図りながら、福祉施設への支援方策も検討し、一般就労を促進させる必要があります。

【第1期～第2期（平成18～23年度）の福祉施設からの一般就労者数】

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
29人	39人	62人	81人	59人	55人

【第1期～第2期（平成18～23年度）の目標値及び実績】

項目	数値目標	実績
平成17年度の福祉施設から一般就労への移行者数（基準値）	6人	6人
平成23年度の福祉施設から一般就労への移行者数	90人	55人
	15.0倍	9.2倍
公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数	90件	39件
障がい者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	27人	5人
障害者試行雇用事業の開始者数	45人	18人
職場適応援助者による支援の対象者数	45人	19人
障害者就業・生活支援センターの設置箇所数	6箇所	6箇所
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	90人	42人
平成23年度末の福祉施設利用者数（A）	7,004人	6,455人
平成23年度末の就労移行支援事業の利用者数（B）	262人	155人
就労移行支援事業利用率（B/A）	3.7%	2.4%
平成23年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者数（C）	171人	160人
平成23年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者数	2,776人	3,045人
平成23年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者数（D）	2,947人	3,205人
平成23年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合（C/D）	5.8%	5.0%

※ 「公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数」、「障がい者の様態に応じた多様な委託訓練事業の受講者数」、「障害者施行雇用事業の開始者数」、「職場適応援助者による支援の対象者数」及び「障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数」の実績については、平成23年度の福祉施設から一般就労への移行者数55人の内数となっています。

エ 目標達成及び課題解決のための方策

テクノアカデミーを活用した障がい者職業訓練の地域拠点づくりや、一般就労をするための過程には各分野の関係機関が関わることになるため、一般就労の促進に向けては福祉分野のみではなく他分野も含めた連携が重要になります。

そのため、県自立支援協議会就労支援部会を中心に県全体及び各圏域において関係機関の連携・ネットワークづくりをするとともに、今後、法定雇用率が引き上げられ、障がい者雇用の枠組みが広がることから、連携体制を活用しながら企業への働きかけや、福祉施設への支援の在り方等も含めた課題の共有や対応策の検討を実施します。

オ 東日本大震災及び原発事故からの復興

被災地では、長期の避難を要する状態である事業所やまだ再開のめどが立たない事業所等が多く、さらには、一般就労が可能な企業自体が少ないため、福祉施設から一般就労への移行は困難な状況にあります。

障がい者が希望する地域での就労ができるよう、関係自治体を始めとした関係機関と連携を取り、施設側の状況（情報）や労働分野の情報を収集しながら、就労体制の整備と地域資源の開発促進を図ります。

【新・福島県障がい者工賃向上プランの概要（平成24年12月策定）】

- ◎ 計画の理念
- ◎ 計画の位置付け
- ◎ 現状
- ◎ 課題
- ◎ 推進方策
- ◎ 目標工賃

障がいのある方々が、地域で生き生きと生活するためには、障がい者に対する地域の理解を深めながら障がい福祉サービスの拡充を図るとともに地域で生活するための所得の保障が必要です。
 障がい者の所得の確保については、平成19年度に策定した「福島県障がい者工賃向上プラン」において、さまざまな取り組みを実施し福島県の平均工賃は向上しましたが、関係機関との連携不足、売上、受注の減少、景気の低迷等により平成23年度の目標としていた工賃20,000円を達成することができず、全国平均を下回る状況となっており、また、東日本大震災の影響や経済、社会情勢の変化により新たな課題も生まれました。
 こうした現状や課題に対応するため政策や施策の再構築を行い、工賃向上や一般就労への移行を促進します。

「県障がい福祉計画」の柱の一つである工賃水準の向上及び一般就労への移行促進を具体的に推進するための実施計画として位置づけ
 ○計画期間 平成24年～平成26年の3年間
 ○対象事業所 就労継続支援B型事業所
 ○進行管理 福島県障がい者工賃向上プラン推進会議を設置し、各年度における計画の達成状況の点検及び評価を行う。

○工賃の現状
 平成23年度の平均工賃額 11,414円
 （最も工賃が高いのは、32,946円）
 1事業所あたりの平均利用者は22名

○地域生活のための標準的経費
 障がい者の生活実態調査
 障害基礎年金＋その他の収入 72,525円
 グループホーム生活者の支出額 106,938円
 収入不足額 34,413円

【事業所の経営上の課題】
 ①意識改革と経営改善
 ②生産性向上、品質確保等
 ③商品開発、品質・付加価値の向上
 ④市場開拓、販路・受注拡大
 ⑤生産活動と福祉サービスとの調和
 ⑥組織体制、経営基盤
 ⑦東日本大震災による影響

【一般就労に向けての課題】
 施設から一般就労への移行者が伸び悩み

①自主性、主体性の尊重
 ②意識改革と人づくり
 ③福祉サービスの質的向上
 ④企業、経済団体、市町村との連携強化
 ⑤東日本大震災への対応
 【具体的な取組】
 ・施設長等研修
 ・経営相談体制の整備
 ・専門家派遣
 ・地域連携
 ・発注の拡大
 ・授産振興
 ・就労支援部会における取組
 ・震災復興

①テクノアカデミーを活用した障がい者職業訓練の地域拠点づくり
 ②地域の福祉施設・特別支援学校と企業経済団体・関係機関との協力体制の構築

平成26年度目標工賃
 月 額 20,000円
 時間額 151円

● 工賃向上のための関連事業

事業名		事業内容
1 授産振興対策事業	①授産振興対策事業	授産事業の振興及び授産施設の経営安定化のため、福島県授産事業振興会へ活動費を助成します。
	②経営意識向上研修事業	授産施設における障がい者の工賃向上を図るため施設長を対象とした経営意識向上のための研修を実施します。
2 被災地障害者就業支援事業所支援コーディネーター事業		コーディネーター等を配置し、東日本大震災により売り上げの減少や生産活動が低下している障がい者就労支援事業所を支援します。
3 授産施設等震災復興支援事業		県内6圏域に震災復興支援員を配置し、授産施設の被災状況の調査、販売支援、就労支援、情報提供等を行います。

【障がい者就労施設等からの物品等の調達について】

障がい者就労支援施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図り、障がい者就労施設で就労する障がい者の自立の促進に資するため「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が平成24年6月20日に成立、同年6月27日に公布され、平成25年4月1日に施行されます。

県においては、調達方針を策定、公表、方針に即した調達の実施、調達実績の取りまとめ・公表等を行うことにより障がい者就労施設等の受注機会の増大を図り、障がい者就労支援施設等で働く障がい者の工賃の向上、そして、障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、官公受注の拡大を推進します。

【福島県における工賃実績】

○ 平成18年度工賃実績

(単位:円、人)

施設種別	箇所数 a	工賃支払 実績額 b	工賃支払 延べ人数 c	平均実績額 (b/c)d
就労継続支援A型	2	4,650,234	82	56,710
就労継続支援B型	15	16,686,485	1,561	10,690
身障入所授産施設	3	19,411,278	1,922	10,100
身障小規模通所授産施設	4	3,050,819	357	8,546
知的入所授産施設	2	7,933,440	1,185	6,695
知的通所授産施設	22	70,922,086	7,648	9,273
知的通所小規模授産施設	4	6,932,203	477	14,533
精神通所授産施設	5	16,823,431	1,486	11,321
精神小規模通所授産施設	5	5,929,865	828	7,162
身障通所授産施設	1	1,229,316	146	8,420
合計	63	153,569,157	15,692	9,786
合計(工賃倍増対象施設) ※就労継続支援A型を除く	61	148,918,923	15,610	9,540

○ 平成19年度工賃実績

(単位:円、人)

施設種別	箇所数 e	工賃支払 実績額 f	工賃支払 延べ人数 g	平均実績額 (f/g)h
就労継続支援A型	3	19,542,948	377	51,838
就労継続支援B型	35	115,473,548	8,949	12,904
身障入所授産施設	2	8,560,068	1,080	7,926
身障小規模通所授産施設	3	1,793,097	216	8,301
知的入所授産施設	2	13,986,190	1,629	8,586
知的通所授産施設	19	75,632,931	7,390	10,234
知的通所小規模授産施設	2	3,926,035	305	12,872
精神通所授産施設	2	5,244,236	547	9,587
精神小規模通所授産施設	2	1,565,650	383	4,088
身障通所授産施設				
合計	70	245,724,703	20,876	11,771
合計(工賃倍増対象施設) ※就労継続支援A型を除く	67	226,181,755	20,499	11,034

○ 平成20年度工賃実績

(単位:円、人)

施設種別	箇所数 i	工賃支払 実績額 j	工賃支払 延べ人数 k	平均実績額 (j/k)l
就労継続支援A型	5	29,764,431	533	55,843
就労継続支援B型	65	183,381,160	14,429	12,709
身障入所授産施設	2	8,870,434	1,027	8,637
身障小規模通所授産施設	2	-	-	-
知的入所授産施設	2	13,308,325	1,601	8,313
知的通所授産施設	17	69,463,700	6,954	9,989
知的通所小規模授産施設	0	-	-	-
精神通所授産施設	2	4,580,056	553	8,282
精神小規模通所授産施設	2	1,557,340	365	4,267
身障通所授産施設				
合計	97	310,925,446	25,462	12,211
合計(工賃倍増対象施設) ※就労継続支援A型を除く	92	281,161,015	24,929	11,248

○ 平成18年度から平成20年度にかけての伸び

(単位:円、人)

施設種別	箇所数 (i-a)	工賃支払 実績額(j-b)	工賃支払 延べ人数(k-c)	平均実績額 (l-d)
就労継続支援A型		25,114,197	451	△ 867
就労継続支援B型	50	166,694,675	12,868	2,019
身障入所授産施設	△ 1	△ 10,540,844	△ 895	△ 1,463
身障小規模通所授産施設				
知的入所授産施設	0	5,374,885	416	1,618
知的通所授産施設	△ 5	△ 1,458,386	△ 694	716
知的通所小規模授産施設				
精神通所授産施設	△ 3	△ 12,243,375	△ 933	△ 3,039
精神小規模通所授産施設	△ 3	△ 4,372,525	△ 463	△ 2,895
身障通所授産施設				
合計	34	157,356,289	9,770	2,425

○ 平成21年度工賃実績

(単位:円、人)

施設種別	箇所数 a	工賃支払 実績額 b	工賃支払 延べ人数 c	平均実績額 (b/c)d
就労継続支援A型	6	42,828,100	768	55,766
就労継続支援B型	76	256,456,352	21,581	11,883
身障入所授産施設	1	5,087,319	510	9,975
身障小規模通所授産施設				
知的入所授産施設	2	10,984,404	1,511	7,240
知的通所授産施設	15	61,416,578	6,475	9,485
知的通所小規模授産施設				
精神通所授産施設	2	4,758,668	545	8,732
精神小規模通所授産施設	2	1,363,420	357	3,819
身障通所授産施設				
合計	104	382,894,841	31,747	12,061
合計(工賃倍増対象施設) ※就労継続支援A型を除く	98	340,066,741	30,979	10,977

○ 平成22年度工賃実績

(単位:円、人)

施設種別	箇所数 e	工賃支払 実績額 f	工賃支払 延べ人数 g	平均実績額 (f/g)h
就労継続支援A型	7	49,390,391	879	56,189
就労継続支援B型	99	327,650,468	27,601	11,871
身障入所授産施設	1	3,465,893	465	7,454
身障小規模通所授産施設				
知的入所授産施設	2	11,234,130	1,465	7,668
知的通所授産施設	14	59,096,115	6,064	9,745
知的通所小規模授産施設				
精神通所授産施設	1	2,866,033	244	11,746
精神小規模通所授産施設	1	518,600	176	2,947
身障通所授産施設				
合計	125	454,221,630	36,894	12,312
合計(工賃倍増対象施設) ※就労継続支援A型を除く	118	404,831,239	36,015	11,241

○ 平成23年度工賃実績

(単位:円、人)

施設種別	箇所数 i	工賃支払 実績額 j	工賃支払 延べ人数 k	平均実績額 (j/k)l
就労継続支援A型	14	73,135,239	1,726	42,373
就労継続支援B型	129	397,196,407	34,191	11,617
身障入所授産施設				
身障小規模通所授産施設				
知的入所授産施設	1	0	0	0
知的通所授産施設	6	23,419,316	2,517	9,304
知的通所小規模授産施設				
精神通所授産施設	1	2,969,011	286	10,381
精神小規模通所授産施設	1	629,870	171	3,683
身障通所授産施設				
合計	152	497,349,843	38,891	12,788
合計(工賃倍増対象施設) ※就労継続支援A型を除く	138	424,214,604	37,165	11,414

○ 平成21年度から平成23年度にかけての伸び

(単位:円、人)

施設種別	箇所数 (i-a)	工賃支払 実績額(j-b)	工賃支払 延べ人数(k-c)	平均実績額 (l-d)
就労継続支援A型	8	30,307,139	958	△ 13,393
就労継続支援B型	53	140,740,055	12,610	△ 266
身障入所授産施設				
身障小規模通所授産施設				
知的入所授産施設	△ 1	△ 10,984,404	△ 1,511	△ 7,240
知的通所授産施設	△ 9	△ 37,997,262	△ 3,958	△ 181
知的通所小規模授産施設				
精神通所授産施設	△ 1	△ 1,789,657	△ 259	1,649
精神小規模通所授産施設	△ 1	△ 733,550	△ 186	△ 136
身障通所授産施設	0	0	0	0
合計	48	114,455,002	7,144	727

第4 区域の設定（基本指針第二 ー 5、基本指針別表第四 三）

この計画に定めるサービスの提供体制の確保が、地域間の格差の均てん化を図りながら進められるよう、サービスの種類ごとに、サービス量を見込み、進行管理等を行う「区域」を設定します。

区域は、利用者の生活圏や社会資源の配置状況の単位などを考慮して、第3次福島県障がい者計画に定める7つの障がい保健福祉圏域とします。

なお、施設への入所については、その利用が圏域内で完結せず、圏域を超えた利用が多数を占める状況を考慮し、全県で広域的に行うこととします。

【福島県障がい保健福祉圏域】

県北障がい保健福祉圏域	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村
県中障がい保健福祉圏域	郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
県南障がい保健福祉圏域	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
会津障がい保健福祉圏域	会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町
南会津障がい保健福祉圏域	下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町
相双障がい保健福祉圏域	相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村
いわき障がい保健福祉圏域	いわき市

○相双障がい保健福祉圏域の取り扱い

相双障がい保健福祉圏域内の南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村及び飯館村については、東日本大震災及び原発事故の影響により甚大な被害を受けたため、県障がい福祉計画策定の基礎となる市町村障がい福祉計画において、数値目標の設定及び見込量を定めることが困難であることから、基本指針に基づき特例的な取り扱いとしています。

第5 各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策（基本指針第二 三 1、基本指針別表第四 四）

【見込量の基本的な考え方】

各市町村において、地域の実情やニーズを的確に把握したうえで、事業者等意向調査の結果、特別支援学校卒業生などの新規利用者の見込み及び住民の意見等を勘案して設定し、市町村の見込量を積み上げて県（区域）の見込量としています。

なお、サービス見込量については、居住地特例（施設入所者や施設からの退所者について、入所前の住所地の市町村が支給決定を行いサービスの費用を負担するため、実際にサービスを利用している市町村と異なることとなる制度）により、支給決定を行う市町村（又は圏域）に見込量が計上されています。

1 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）

ア 見込量

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
居宅介護 重度訪問介護	時間／月	48,852	52,404	56,405
同行援護 行動援護 重度障害者包括支援	人	2,091	2,223	2,361

※時間・・・1月当たりの総時間数

人・・・1月当たりの利用実人員

※南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村及び飯館村については、特例に基づき見込量を定めています。

イ 現状と課題

訪問系サービスの利用者数は、年々増加してきており、今後も利用者数及び利用時間の伸びが見込まれるため、一層の供給体制の充実が求められます。

障害者自立支援法の施行後、地域で生活を送るために様々な基盤整備やサービスの充実が図られてきましたが、一方では家族での介護に頼ってきた障がい者の家族状況の変化など、新しい課題も増えています。

今後も、入院・入所していた障がい者が地域生活へ移行するために様々な支援が必要です。

また、重度障がい者に対する支援体制について、様々なサービスを必要とする人に対して対応可能となるよう、事業所の増加や喀痰吸引等の対応を含めた質の高いサービスを提供できる人材の確保が必要です。

【進ちよく状況】

サービス種別	単位	実績・見込量	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者包括支援	時間/月	実績	30,931	31,462	36,808	38,123	38,611	45,042
		見込量	29,235	38,102	43,368	37,018	41,561	47,396
		見込量－実績	-1,696	6,640	6,560	-1,105	2,950	2,354

※各年度3月の利用実績。ただし22年度は2月の利用実績。

ウ 見込量確保及び課題解決のための方策

訪問系サービス事業者は、介護保険法による訪問介護事業者からの申請が比較的容易であるという理由もあって、事業所数は着実に増えてきました。しかし、重度訪問介護や行動援護、同行援護といった障がい福祉分野特有のサービスに関しては、まだ人材が不足していると言えます。

こうした障がい福祉特有のサービスの提供や介護職員等による喀痰吸引など、利用者からの多様なニーズに対応できるよう、ホームヘルパーの資質向上と人員確保のため、介護職員等に対する研修の実施を促進します。

また、市町村や地域の方々、医療や介護保険などの関係者との連携をさらに深めるとともに、障がい福祉施策への理解を進めることなどにより、地域生活に移行した障がい者が安心して生活できるような支援に努めます。

エ 東日本大震災及び原発事故からの復興

東日本大震災の影響により、介護職員が不足している事業所や、障がい福祉サービスの支援体制が以前よりも十分に整っていない地域があります。また、被災した利用者が、今後も県内外に移動することが予想されます。

障がい福祉サービスを必要としている人が、どこに行っても安心して良質なサービスを受けることができるよう、障がい福祉サービスを運営する事業者が行う人材確保の取り組みや、障がい福祉サービス分野に就業を希望するの方々への支援を推進します。

さらに、震災時には、障がい者が避難所等に避難できずに在宅に止まっているにも関わらず、ガソリン不足等により、ヘルパーが訪問できない、といった状況が発生しました。

要援護者の把握の方法や、障がい者の避難方法、福祉避難所、災害時の訪問系サービス事業所の連携体制など、在宅の障がい者にとっての防災対策の充実を検討します。

2 日中活動系サービス

ア 見込量

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
生活介護	人日／月	70,400	74,128	77,861
	人	3,765	3,977	4,198
自立訓練（機能訓練）	人日／月	502	572	673
	人	27	30	39
自立訓練（生活訓練）	人日／月	4,250	4,607	5,112
	人	263	283	311
就労移行支援	人日／月	4,515	5,644	6,826
	人	246	308	377
就労継続支援（A型）	人日／月	3,517	4,611	5,635
	人	189	248	304
就労継続支援（B型）	人日／月	65,963	70,109	73,610
	人	3,507	3,741	3,938
合計	人日／月	149,147	159,671	169,717
	人	7,997	8,587	9,167
療養介護	人	243	245	247
短期入所	人日／月	3,170	3,435	3,721
	人	484	525	570

※人日／月・・・1月当たりの利用日数総数

※南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村及び飯館村については、特例に基づき見込量を定めています。

イ 現状と課題

障がい者等がニーズに応じた日中活動系サービスが利用できるようサービス提供基盤の整備を進めることが必要です。

日中活動系サービスにおける平成23年度の見込量に対する利用実績の割合は、生活介護（89.7%）、自立訓練（機能訓練）（8.7%）、自立訓練（生活訓練）（26.6%）、就労移行支援（52.1%）、就労継続支援（A型）（80.7%）、就労継続支援（B型）（102.9%）となっており、就労継続支援（B型）を除く各サービスで、サービスの利用実績が見込量に比べ低くなっています。特に自立訓練（機能訓練・生活訓練）の割合の低さが顕著になっています。

これは、前記「第2-1-(1)身体障がい者」で記したように、重度の身体障がい者の割合が全体の半数近くに達しているため、自立訓練より生活介護の支援を受ける障がい者が多いためと考えられます。さらには、前記「第2-2-②日中活動系サービス」で記したように、サービスを行う事業所が都市部及びその周辺地域に多く存在しており、

これ以外の地域に居住する障がい者にとっては利用するのに不便であることも利用者が少ないことの一因とも考えられます。しかし、今後就労移行支援の活用によっては、就労継続支援（A型）の利用者が増えることも想定されます。

平成24年度以降の日中活動系サービスの見込量確保のためには、利用者のニーズ及び地域ごとのニーズの把握に努め、関係市町村及び福祉団体等との連携も必要になってきます。

【進ちょく状況】

サービス種別	単位	実績・見込量	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
生活介護	人日/月	実績	3,912	8,240	13,416	21,396	30,329	57,559
		見込量	6,261	12,695	18,342	20,305	33,656	64,188
		見込量－実績	2,349	4,455	4,926	-1,091	3,327	6,629
自立訓練（機能訓練）	人日/月	実績	18	48	45	59	44	83
		見込量	90	498	589	398	525	955
		見込量－実績	72	450	544	339	481	872
自立訓練（生活訓練）	人日/月	実績	541	1,449	2,052	2,469	1,539	2,011
		見込量	1,568	3,477	6,085	3,904	5,095	7,556
		見込量－実績	1,027	2,028	4,033	1,435	3,556	5,545
就労移行支援	人日/月	実績	965	2,042	2,622	2,292	2,137	2,740
		見込量	1,365	2,842	4,140	3,744	4,273	5,256
		見込量－実績	400	800	1,518	1,452	2,136	2,516
就労継続支援（A型）	人日/月	実績	284	689	1,010	1,413	1,381	2,770
		見込量	762	1,162	1,576	1,845	2,761	3,434
		見込量－実績	478	473	566	432	1,380	664
就労継続支援（B型）	人日/月	実績	7,644	15,223	27,432	36,767	39,830	54,940
		見込量	6,673	11,996	19,303	35,060	41,538	53,415
		見込量－実績	-971	-3,227	-8,129	-1,707	1,708	-1,525
旧入所サービス分	人日/月	実績	45,186	44,765	43,918	53,123	33,919	9,848
		見込量	48,962	45,742	39,008	35,355	26,751	0
		見込量－実績	3,776	977	-4,910	-17,768	-7,168	-9,848
旧通所サービス分	人日/月	実績	19,502	17,898	18,509	17,971	15,029	7,614
		見込量	20,283	17,471	13,030	19,891	14,526	0
		見込量－実績	781	-427	-5,479	1,920	-503	-7,614
合計	人日/月	実績	78,052	90,354	109,004	135,490	124,208	137,565
		見込量	85,964	95,883	102,073	120,502	129,125	134,804
		見込量－実績	7,912	5,529	-6,931	-14,988	4,917	-2,761
療養介護	人	実績	38	35	35	34	34	33
		見込量	67	69	70	39	62	120
		見込量－実績	29	34	35	5	28	87
児童デイサービス	人日/月	実績	4,801	5,627	6,607	7,632	8,349	8,576
		見込量	5,978	7,444	8,153	8,091	9,035	10,048
		見込量－実績	1,177	1,817	1,546	459	686	1,472
短期入所	人日/月	実績	1,758	1,723	1,845	1,955	1,845	2,246
		見込量	2,574	2,941	3,235	2,361	3,629	4,115
		見込量－実績	816	1,218	1,390	406	1,784	1,869

※各年度3月の利用実績。ただし22年度は2月の利用実績。

ウ 見込量確保及び課題解決のための方策

障がいの種別や、生活環境等により、障がい者が必要としている支援は様々です。

新体系サービスに移行後、多機能型のサービス提供体制の事業所が増えています。例えば、就労継続支援（B型）と生活介護といった一つの事業所が複数の障がい福祉サービスを行うというもので、今後もこの形態が増えていくものと考えられ、多機能型のサービス提供体制のより一層の整備やNPO法人等の多様な事業者の参入を促進し、身近な地域における必要な日中活動系サービスの確保に努めます。

【実施する事業等】

① サービスの促進

身近な地域で必要な日中活動サービスを確保するため、多機能型のサービス提供体制の整備を促進し、加えて、社会福祉法人、NPO法人及び会社法人等、多様な事業者の参入も促進していきます。

② 就労を支援する事業の促進

就労移行支援事業所等において、個々の利用者ごとに適切な就労支援サービスを提供するため、アセスメントを実施できる体制整備や地域における就労支援ネットワークの構築、就労支援事業所における施設外就労等の一般就労に結びつけるための取り組みを支援します。

また、「新・福島県障がい者工賃向上プラン」に基づき、工賃向上に向けた事業所の主体的な取り組みを支援し、事業者と利用者が雇用契約を結ぶ就労継続支援A型事業所については、「障害者雇用納付金」制度に基づく助成金や税制上の優遇措置等の障がい者雇用施策についての周知を図り、新規事業者の参入を促進するとともに、工賃向上への取り組み等を通して就労継続支援B型事業所からの移行を促進します。

エ 東日本大震災及び原発事故からの復興

就労系の障がい福祉サービスを必要としている人が安定的なサービスを受けることができるよう就労系事業所を運営する人材の確保等の取り組みを通して、就労を希望する方々への支援を推進していきます。

また、東日本大震災及び原発事故で被災した事業所や県内外へ避難した事業所への支援を行い、県内又は地域等への帰還に向け関係する団体等との協議を通して、地域における事業所再開のための協力を行います。

※ 「児童デイサービス」については、平成24年4月1日より、障がい児サービスの根拠法が児童福祉法に一元化され、児童の通園・通所サービスと併せて、「障害児通所支援」（「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」）に再編されました。

通所利用の障がい児やその家族への支援、保育所等の施設に通う障がい児に対しての訪問支援など、地域における身近な障がい児支援の窓口として対応できるよう、事業所の設置について適切な助言・指導に努めていきます。

3 居住系サービス

ア 見込量

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
共同生活援助（GH）	人	1,594	1,764	1,930
共同生活介護（CH）				
施設入所支援	人	2,117	2,123	2,118

※南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村及び飯館村については、特例に基づき見込量を定めています。

イ 現状と課題

障がい者が自立し、自らが望む地域で生活していくためには、生活の場が確保されていることが前提となります。

グループホーム・ケアホームの整備については、入院中の精神障がい者の退院や、入所施設からの地域移行、家族の高齢化等による家庭での支援が困難になるなど、年々利用者が増加するため、近年の整備量の伸びを維持拡大していく必要があります。

グループホーム・ケアホームの制度は、その必要性や有効性について浸透してきているものの、地域住民の反対等により設置を再検討せざるをえない事例も発生しています。

障がい者が地域生活に円滑に移行するためには、地域住民や家族等の理解促進がかかせないことから、障がい者に対する地域社会の理解の促進を図る必要があります。

【進ちょく状況】

サービス種別	単位	実績・見込量	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
共同生活援助 (グループホーム) 共同生活介護 (ケアホーム)	人	実績	658	798	942	1,093	1,249	1,440
		見込量	642	813	989	1,115	1,293	1,586
		見込量－実績	-16	15	47	22	44	146
施設入所支援	人	実績	105	155	215	443	912	1,752
		見込量	92	255	522	495	897	2,005
		見込量－実績	-13	100	307	52	-15	253
旧入所サービス分	人	実績	2,197	2,168	2,097	1,763	1,240	326
		見込量	2,265	2,130	1,829	1,711	1,273	0
		見込量－実績	68	-38	-268	-52	33	-326

※各年度3月の利用実績。ただし22年度は2月の利用実績。

ウ 見込量確保及び課題解決のための方策

障がい者支援が施設偏重から地域生活への移行へと、社会の意識が変化してきていることに伴い、グループホーム・ケアホームは、障がい者の居住の場として重要な役割を果たしてきています。

このため、引き続きその整備を促進するために、施設整備の支援をしていきます。

また、公営住宅の活用を図るなど、関係機関と連携しながら、居住の場の確保に努めます。

さらに、障がい者世帯等の民間賃貸住宅への入居を支援するため、土木部所管の居住支援協議会との連携による支援や「住居入居支援事業（居住サポート事業）」の活用に取り組めます。

障がい者の地域生活について、住民の正しい理解が得られるよう、関係機関と協力して啓発に努めます。

【実施する事業等】

- ① グループホーム・ケアホームの利用を促進する取組みを支援します。
- ② 入所施設については、原則として新たな整備を行わず、入所者の地域生活への移行を促進します。
- ③ 障がい者の居住の場を確保するため、グループホーム・ケアホームの整備を支援します。
- ④ 公営住宅については、関係機関と連携しながら、グループホーム・ケアホームへの活用を図り、サービス提供体制の整備を促進します。

エ 東日本大震災及び原発事故からの復興

グループホーム・ケアホーム等の障がい者の住まいとして利用可能な物件が極端に少ないことから、公営住宅の利活用を図るとともに、土木部所管の居住支援協議会とも連携を図りながら、民間賃貸住宅への入居の円滑化に向けた取り組みを進めます。

また、被災した障がい児者施設については、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金による補助が可能であり、事業の継続を国に要望しているところです。

4 指定相談支援

ア 見込量

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	人	1,910	3,864	6,172
地域移行支援	人	229	253	269
地域定着支援	人	216	252	286

※南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村及び飯館村については、特例に基づき見込量を定めています。

イ 現状と課題

指定相談支援事業者は圏域ごとに設置されたものの、サービス利用計画作成費については、制度上、対象者が限定的であること、また、サービス利用計画の策定手続きが支給決定後となっていること等により、各市町村からのサービス利用計画の支給決定がなくとも障がい福祉サービスが利用できるという制度上の問題があり、利用者が極めて少ない状況となりました。

【進ちょく状況】

サービス種別	単位	実績・見込量	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
相談支援	人	実績	7	31	58	75	82	76
		見込量	253	394	471	282	389	505
		見込量－実績	246	363	413	207	307	429

※各年度3月の利用実績。ただし22年度は2月の利用実績。

ウ 見込量確保及び課題解決のための方策

障害者自立支援法の改正により、対象者の大幅な拡大、サービス内容の拡充等の見直しが行われました。

今後は、相談支援従事者の養成や資質の向上、指定相談支援事業所の確保等を推進するため、相談支援専門員の養成研修を実施し、相談支援体制の量的整備を図ります。

また、サービス等利用計画作成については、利用者の障がい特性に応じた適切な配慮をもち、一定の質を確保した計画書が作成できるよう支援します。

さらに、計画書の提出を受けた市町村が、その内容を判断し必要なサービスの提供ができるよう支援します。

エ 東日本大震災及び原発事故からの復興

被災地において障がい福祉サービスを必要としている人が、安心して良質なサービスを受けることができるよう、指定相談支援従事所の設置を進め、相談支援従事者の確保及び資質の向上に努めるため研修を実施します。

また、避難先においても、同様のサービスが受けられるよう基本的な相談支援を通じ支援を行います。

第6 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策（基本指針第二 三 1（三）、基本指針別表第四 五）

- 県北障がい保健福祉圏域計画（P 6 3～P 7 0）
- 県中障がい保健福祉圏域計画（P 7 1～P 7 8）
- 県南障がい保健福祉圏域計画（P 7 9～P 8 6）
- 会津障がい保健福祉圏域計画（P 8 7～P 9 5）
- 南会津障がい保健福祉圏域計画（P 9 6～P 1 0 2）
- 相双障がい保健福祉圏域計画（P 1 0 3～P 1 1 0）
- いわき障がい保健福祉圏域計画（P 1 1 1～P 1 1 3）

○ 平成26年度の数値目標

※相双障がい保健福祉圏域内の南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村及び飯館村については、特例に基づき数値目標を設定しています。

(単位：人)

項目	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	計
平成26年度末の地域生活への移行者数	84	134	24	64	18	51	140	515
平成26年度の年間の福祉施設からの一般就労者数	32	35	14	15	3	16	11	126

○ 平成26年度の指定障がい福祉サービス等の見込量

※相双障がい保健福祉圏域内の南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村及び飯館村については、特例に基づき見込量を定めています。

【訪問系サービス】

項目	単位	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	計
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	時間/月	16,658	17,261	2,722	5,621	175	1,814	12,154	56,405
行動援護 重度障害者等包括支援	人/月	631	586	143	368	28	104	501	2,361

【日中活動系サービス】

項目	単位	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	計
生活介護	人日/月	20,350	20,435	6,685	8,714	1,576	5,878	14,223	77,861
	人/月	1,011	1,202	335	527	58	298	767	4,198
自立訓練（機能訓練）	人日/月	212	109	53	162	22	115	0	673
	人/月	10	7	2	13	1	6	0	39
自立訓練（生活訓練）	人日/月	1,044	626	370	1,128	0	726	1,218	5,112
	人/月	70	55	16	71	0	41	58	311
就労移行支援	人日/月	1,994	2,226	766	825	63	456	496	6,826
	人/月	99	127	42	51	3	24	31	377
就労継続支援（A型）	人日/月	784	1,941	630	1,232	64	319	665	5,635
	人/月	40	111	33	66	3	16	35	304
就労継続支援（B型）	人日/月	18,382	19,365	5,758	11,139	1,333	7,256	10,377	73,610
	人/月	935	1,021	321	613	64	374	610	3,938
合計	人日/月	42,766	44,702	14,262	23,200	3,058	14,750	26,979	169,717
	人/月	2,165	2,523	749	1,341	129	759	1,501	9,167
療養介護	人/月	60	67	27	20	3	10	60	247
短期入所	人日/月	465	1,467	455	429	83	500	322	3,721
	人/月	72	201	59	126	12	51	49	570

【居住系サービス】

項目	単位	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	計
GH・CH	人/月	312	624	129	253	48	174	390	1,930
施設入所支援	人/月	513	485	198	312	59	237	314	2,118

【相談支援】

項目	単位	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	計
計画相談支援	人/月	1,707	2,403	291	985	65	121	600	6,172
地域移行支援	人/月	31	105	11	36	2	10	74	269
地域定着支援	人/月	17	152	10	50	2	11	44	286

第7 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員数（基本指針第二 三 2、基本指針別表第四 六）

【必要入所定員数の基本的な考え方】

意向調査による県内の障がい者支援施設の定員削減の見込み数と、入院中の精神障がい者のうち今後新たに入所が必要と見込まれる人数及び特別支援学校卒業者など、今後の新たな利用を見込んで、市町村が設定した目標を基礎として県（区域）の目標を設定します。

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
施設入所支援	人	2,117	2,123	2,118

※南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村及び飯舘村については、特例に基づき目標を設定しています。

第8 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置並びに指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置（基本指針第二三 3、基本指針別表第四 七）

1 サービス提供に係る人材の研修

指定障がい福祉サービス及び相談支援事業に従事する者の確保又は資質の向上のため、次の研修を実施します。

また、市町村の公平かつ透明な福祉サービスの支給決定手続きを確保するため、障害程度区分認定調査員及び障害程度区分を判定する市町村審査会委員の研修を実施します。

【県事業】

- ア 相談支援従事者研修
- イ サービス管理責任者等研修（児童発達支援管理責任者を含む。）
- ウ 介護職員等たんに吸引等研修事業（特定の者対象）
- エ 障害程度区分認定調査員研修
- オ 市町村審査会委員研修

【県が指定する事業者が実施】

- カ 居宅介護従業者養成研修（一級課程、二級課程、三級課程）
- キ 重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程、追加課程）
- ク 行動援護従業者養成研修
- ケ 外出介護従業者養成研修（視覚課程、全身性課程、知的課程）
- コ 同行援護従業者養成研修（一般課程、応用課程）

2 指定障がい福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

指定障がい福祉サービス等の質の向上を図るため、県は、福祉サービス第三者評価を行う評価機関を指定し、希望するサービス事業者が適切な第三者評価を受審できる体制を整備し、その活用を推進します。

3 障がい者等に対する虐待の防止

平成24年10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）」が施行されました。この法律では、国、県、市町村及び障がい者福祉施設従事者等、並びに使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務や養護者に対する支援のための措置等を講ずるものとされています。県では、これまで、県と福島県知的障害施設協会が作成した「施設利用者の人権擁護～知的障害者の人権擁護・虐待防止マニュアルの定着化に向けて～」の普及を図るなど、障がい者の人権擁護に関する取組みを進めてきました。

今後も引き続き、障がい者に対する虐待の防止、早期発見及び権利擁護の推進のため、「障がい者110番」を設置、運用するほか、障害者虐待防止法に基づき、障がい者権利擁護セ

ンターを設置し、障がい者虐待の防止等のために必要な支援を行うとともに、関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備し、虐待の防止や早期の対応等を図るためのネットワークを構築するなど、虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応等、障がい者の虐待防止、権利擁護及び養護者支援等の取組みを推進します。

【参考 1】

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の概要

目的

障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がい者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

定義

- 1 「障がい者」とは、身体・知的・精神障がいその他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます（障害者基本法第2条第1号）。
- 2 「障がい者虐待」とは、①養護者による障がい者虐待、②障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待、③使用者による障がい者虐待をいいます。

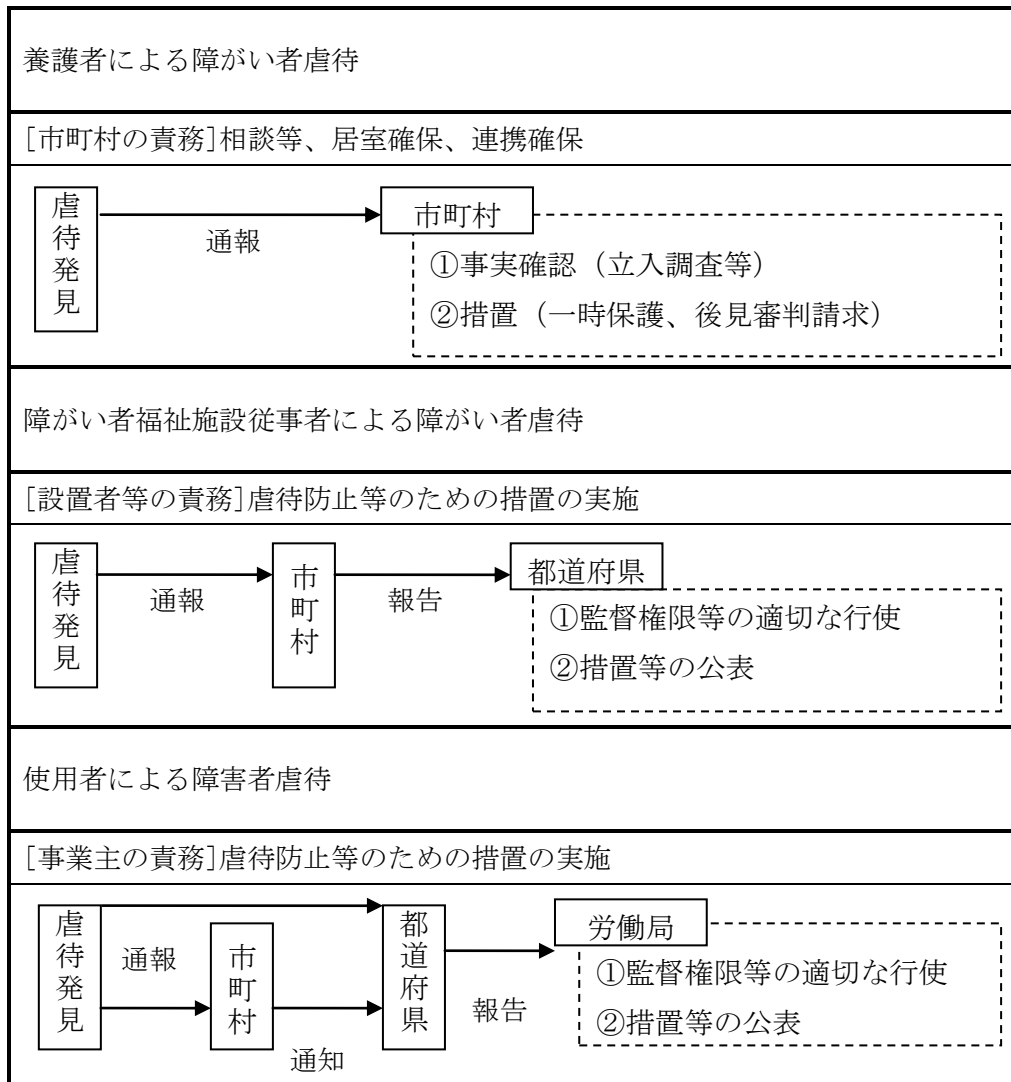
障がい者虐待の例

区 分	内 容
身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。
性的虐待	性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。
放棄・放置	食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などによって障がい者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。
経済的虐待	本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO 法人 Panda-J）を参考に作成

【参考2】

障がい者虐待防止等のスキーム



第9 都道府県の地域生活支援事業等の実施に関する事項（基本指針第二 三 3、基本指針別表第四 八）

1 実施する事業の内容

県は、障害者自立支援法第78条の規定に基づき、地域生活支援事業として、専門性の高い相談支援事業、広域的な支援事業、障がい福祉サービス従事者や相談支援事業従事者などの人材育成及びコミュニケーション支援のための人材の養成など、障がい者等の自立した日常生活又は社会生活のために必要な事業を実施します。主な事業の見込量は、次の2に掲げるとおりです。

2 各年度における各事業の量の見込みとその確保のための方策等

(1) 専門性の高い相談支援事業

① 発達障がい者支援センター運営事業

	単位	24年度	25年度	26年度
実施見込み箇所数	箇所	1	1	1
実利用見込み者数	人	1,000	1,000	1,000

<方策>

発達障がいの支援拠点として、県総合療育センター内に設置した発達障がい者支援センターにおいて、診断、専門的な相談支援、発達支援、発達障がいの広報啓発を行うとともに、研修等による人材の養成や、関係機関とのネットワークの構築により、身近な地域における支援力の向上を図るなど、発達障がいの支援体制の充実を図ります。

② 障がい者就業・生活支援センター事業

	単位	24年度	25年度	26年度
実施見込み箇所数	箇所	6	6	6
実利用見込み者数	人	2,000	2,000	2,000

<方策>

就業及び日常生活、社会生活上支援を必要とする障がい者に対し、雇用、保健、福祉、教育等関係機関との連携を図りつつ、必要な指導、助言その他の支援を行い、雇用の促進及び職業生活の安定を図ります。

③ 高次脳機能障がい支援普及事業

	単位	24年度	25年度	26年度
実施見込み箇所数	箇所	1	1	1
実利用見込み者数	人	90	100	100

<方策>

県が指定する高次脳機能障がい支援室を拠点として、専門的な相談支援、関係機関とのネットワークの構築、支援手法等に対する研修等を実施し、支援体制の充実を図ります。

(2) 広域的な支援事業

① 都道府県相談支援体制整備事業

	単位	24年度	25年度	26年度
相談支援アドバイザー見込み者数	人	7	10	10

<方策>

地域における相談支援体制の助言・指導等に当たる「相談支援アドバイザー」を各障がい保健福祉圏域に配置し、市町村の相談支援体制の整備を支援します。

② 都道府県自立支援協議会

	24年度	25年度	26年度
実施の有無	有	有	有

<方策>

県自立支援協議会及び各種専門部会を開催し、障がい者等の支援体制に係る課題整理や社会資源の開発、改善に向けた協議等を行うことにより、市町村の相談支援体制の整備を支援します。

(3) サービス・相談支援者、指導者育成事業

① 相談支援従事者研修

		単位	24年度	25年度	26年度
修了見込み者数	初任者	人	247	250	250
	現任者	人	50	50	50

<方策>

計画相談支援の対象者が大幅に拡大され、また新たな制度である地域移行・地域定着支援事業や障がい児の通所サービスに係る相談支援等が円滑に実施されるよう、指定相談支援事業所等に従事する人材の養成並びに資質の向上を図るため、養成研修、現任研修及び専門コース別研修を実施します。

また、これらの研修を着実に実施するため相談支援従事者養成研修等に関する国の指導者研修への派遣を行い、指導者の養成を図ります。

② サービス管理責任者等研修

	単位	24年度	25年度	26年度
修了見込み者数	人	250	250	250
うち児童発達支援管理責任者数	人	30	30	30

<方策>

障がい福祉サービス等の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図るため、サービス管理責任者等研修を実施します。

③ 介護職員等たん吸引等研修事業（特定の者対象）

	単位	24年度	25年度	26年度
修了見込み者数	人	100	100	100

<方策>

介護職員等が、たん吸引等を業務として実施することが法律上明確化されたことに伴い、安全安心な在宅介護サービスの円滑な提供のため、研修を実施します。

在宅での医療的なケアを必要とする方が増えたことにより、看護職員以外の者が在宅や事業所等でのたん吸引等を実施できるよう、法制度の整備が進められてきました。

平成24年度に法改正されたことにより、一定の研修を受けた介護職員等が業務としてたん吸引等が実施できるようになりました。これにより、在宅での家族の負担を減らすとともに、利用者にとって、より安心して安全なたん吸引等の実施ができるような人材育成を図ります。

④ 障害程度区分認定調査員研修

	単位	24年度	25年度	26年度
実施見込み回数	回	1	1	1

<方策>

障がい者給付に係る認定調査に従事する方に対する研修を行い、障害程度区分認定における客観的かつ公平・公正な認定調査を実施するために必要な基礎知識、技能の習得及び向上を図り、公正・透明な障がい福祉サービスの支給決定手続きの確保を図ります。

⑤ 市町村審査会委員研修

	単位	24年度	25年度	26年度
実施見込み回数	回	1	1	1

<方策>

市町村審査会委員に対する研修を行い、障害程度区分認定における客観的かつ公平・公正な審査判定等を実施するために必要な知識、技能の習得及び向上を図り、公正・透明な障がい福祉サービスの支給決定手続きの確保を図ります。

(4) コミュニケーション支援のための人材の養成

① 手話奉仕員・通訳者養成

		単位	24年度	25年度	26年度
養成見込み者数	基礎	人	25	25	25
	応用	人	25	25	25
	実践	人	25	25	25

<方策>

聴覚障がい者の自立と社会参加を促進するため、身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な技術を習得した手話通訳者等を養成し、コミュニケーションの支援を行います。

② 盲ろう者通訳・介助員養成

		単位	24年度	25年度	26年度
養成見込み者数		人	10	10	10

<方策>

目と耳の両方に障がいを持つ重度障がい者が円滑な意思疎通が図れるよう、盲ろう者通訳・介助員を養成し、コミュニケーションや移動の支援を行います。

③ 要約筆記奉仕員養成

		単位	24年度	25年度	26年度
養成見込み者数		人	10	10	10

<方策>

中途失聴者・難聴者の自立と社会参加を促進するため、要約筆記奉仕員を養成し、コミュニケーション支援を行います。

④ 点訳・音訳奉仕員養成

		単位	24年度	25年度	26年度
養成見込み者数	点訳 (2年課程)	人	(12)	12	(12)
	音訳	人	12	12	12

<方策>

点字図書館において、点字刊行物等の製作に当たる点訳・音訳奉仕員の養成を行い、視覚障がい者に対する情報提供の充実に努めます。

3 聴覚障害者情報提供施設の整備

身体障害者福祉法に基づき、聴覚障がい者の地域生活を支援するため、聴覚障害者情報提供施設を設置し、手話通訳者等の養成・研修の実施やインターネットによる情報発信、字幕

入りDVDの製作・貸出、そして、災害時における避難、救援情報の発信等、情報の提供のみならず、災害時における被災者支援の拠点となって、情報発信機能を強化するなど、聴覚障がい者が身近な相談ができ、安心して生活できる体制を整備し、情報提供支援の取組を推進します。

第10 計画の期間及び見直しの時期（基本指針第二 四 2、基本指針別表第四 九）

この計画の期間は、平成24年度から平成26年度までとします。

なお、この計画が終了する平成27年3月末までに、計画の達成状況等を踏まえて見直しを行い、平成27年度から平成29年度を対象期間とする第4期計画を策定するものとします。

第11 達成状況の点検及び評価（基本指針第二 四 3、基本指針別表第四 十）

この計画に定めるサービスの見込量、地域生活への移行と入所の状況、精神障がい者の退院の状況、福祉施設から一般就労への移行の状況について、各年度の実績を把握し、福島県障がい者施策推進協議会、福島県自立支援協議会等で報告を行うとともに、その評価に基づき所要の対策を検討し、実施するものとします。

【各障がい保健福祉圏域計画】

障がい保健福祉圏域計画については、各県保健福祉事務所が主体的に策定した計画です。

県北障がい保健福祉圏域計画 (案)

1 圏域構成市町村と人口

(1) 圏域構成市町村

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

(2) 圏域人口（平成24年4月1日現在推計人口）

(単位：人)

総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上	不明
483,598	76,197	279,201	124,389	3,811

2 障がい者・障がい児の状況

(1) 身体障がい者数（身体障がい者手帳所持者数）

(単位：人)

等級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳～	視覚	聴覚・ 平衡機能	音声・ 言語・ そしゃく	肢体 不自由	内部
1	7,195	137	1,802	5,256	580	125	6	3,138	3,346
2	3,741	69	972	2,700	359	475	18	2,846	43
3	3,212	42	688	2,482	96	254	154	1,810	898
4	4,663	29	1,044	3,590	124	350	70	3,009	1,110
5	1,327	8	386	933	164	13	0	1,150	0
6	1,525	19	349	1,157	177	681	0	667	0
計	21,663	304	5,241	16,118	1,500	1,898	248	12,620	5,397

(平成24年4月1日)

(2) 知的障がい者数（療育手帳所持者数）

(単位：人)

区分	総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上
A	1,350	299	887	164
B	2,419	650	1,619	150
計	3,769	949	2,506	314

(平成24年4月1日)

(3) 精神障がい者数

① 精神障がい者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

等級	総数
1	400
2	1,366
3	519
計	2,285

(平成24年3月31日)

② 入院患者数及び自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数

(単位：人)

入院患者数 (平成24年6月30日)	受給者証所持者数 (平成24年3月31日)
1,400	6,081

3 サービス提供基盤の整備状況（平成24年4月1日現在）



(1) 訪問系サービス

居宅介護事業所	4 6 箇所
重度訪問介護事業所	4 5 箇所
行動援護事業所	1 箇所
同行援護事業所	1 7 箇所
重度障害者包括支援事業所	0 箇所

(2) 日中活動系サービス（地域活動支援センター及び小規模作業所含む）

生活介護事業所	2 5 箇所
自立訓練（機能訓練）事業所	0 箇所
自立訓練（生活訓練）事業所	7 箇所
就労移行支援事業所	5 箇所
就労継続支援（A型）事業所	4 箇所
就労継続支援（B型）事業所	3 6 箇所
療養介護事業所	0 箇所
短期入所事業所	1 2 箇所
地域活動支援センター	1 4 箇所

(3) 居住系サービス

共同生活介護	6 箇所
共同生活援助	2 0 箇所
施設入所支援	7 箇所

(4) 相談支援

相談支援	7 箇所
計画相談支援	6 箇所
地域移行支援	7 箇所
地域定着支援	7 箇所

(5) その他（障がい児施設、国立病院機構及び障害者就業・生活支援センター）

児童発達支援センター	1 箇所
児童発達支援事業所	6 箇所
放課後等デイサービス事業所	3 箇所
障害者就業・生活支援センター	1 箇所

4 現状と課題

(1) 地域生活支援体制

- 相談支援事業所は実数で8箇所あり、圏域の北部に6箇所、南部に2箇所あります。平成24年10月1日から、圏域の北部及び南部で各1箇所、計2箇所で相談支援事業所に基幹相談支援センターが委託されています。
- 計画相談支援については、現在6箇所あります。今後市町村の支給決定にはサービス利用計画作成が必要となることから、計画相談支援事業所の更なる充実が必要です。
- 居宅介護や重度訪問介護は、これまでの取り組みで、数量的にはある程度充実してきました。しかし、訪問系サービスの需要は、地域生活移行が進むこれからはますます大きくなるものと思われます。そのため、居宅介護や重度訪問介護の更なる充実が必要です。
- 行動援護は1箇所、重度障害者包括支援は未設置です。
- 日中活動系サービスでは、就労継続支援や生活介護は充実してきています。しかし、就労移行支援事業所は5箇所であり、地域的な偏在も見られるため、今後の充実が必要です。
- 地域で生活するための住環境の整備の需要は、今後も増大すると見られるため、共同生活援助等の充実や障がい者が公営住宅を利用しやすい環境の整備が必要です。

(2) 福祉施設入所者の地域生活移行

- 平成17年10月1日現在484名の福祉施設入所者がいましたが、平成26年度までには84名の地域生活移行者が見込まれる状況です。
- 圏域内各市町村出身の障がい者の福祉施設入所者は、県内28箇所の障害者支援施設にわたっています。出身市町村と、各支援施設及び相談支援事業所等が連携して地域生活移行を推進していく必要があります。
- 親の世代は高齢化してきており、出身世帯への移行は難しくなっています。本人の希望する地域での地域生活移行を進める上で、バックアップ体制と地域資源の充実が課題となっています。

(3) 入院中の精神障がい者の地域生活移行

- 長期入院者のうち、病状が安定し受入条件が整えば退院可能な方を対象に地域生活移行を支援するため、平成21～23年度に計7病院に事業を委託し、76人に支援した結果、累計26人が退院となりました。精神障がい者の「入院医療中心から地域生活中心へ」の流れを促進するため、精神科医療機関及び関係機関が連携し、地域の相談体制を整備するとともに、各種サービスを充実させる必要があります。

(4) 就労支援体制

- 地域活動支援センターの就労継続支援（B型）事業所への移行も進み、就労支援体制は就労継続支援（B型）を中心にある程度充実を見せてきました。

- 就労継続支援（A型）事業所は、圏域に4箇所あり、福島市を中心に偏在しています。
- 就労移行支援事業所が5箇所と未だ少なく、すべて福島市に集中しています。今後の充足が課題です。
- 障害者就業・生活支援センターが1箇所あり、一般企業等への障がい者の理解の促進を図り、就業・実習受入等の開拓を行っています。

(5) その他

- 地域資源が全体として福島市等都市部に偏在しており、郡部における各種資源の充実が課題です。
- 障がい児の発達支援体制の充実のため、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの増加が必要です。

5 実施する課題解決のための方策

(1) 地域生活支援体制

- 基幹相談支援センターを中心に、研修会等を通じて相談支援事業者の人材育成に努め、相談支援事業所の充実を図ります。
- 就労移行支援事業所については、市町村、相談支援事業所及び各種事業所を参集した会議等でその必要性をアピールし、充実化を図ります。

(2) 福祉施設入所者の地域生活移行

- 地域生活移行圏域連絡会等を通じ、地域生活を可能にするための社会資源の充実化や関係機関の連携を図ります。

(3) 入院中の精神障がい者の地域生活移行

- 精神科医療機関と関係機関の連携を強化するとともに、社会資源の充実を図ります。
- 障害者自立支援法に基づく個別給付（地域移行支援、地域定着支援）等を活用し支援の充実を図ります。

(4) 就労支援体制

- 地域生活移行圏域連絡会等を通じ、就労移行支援事業所の必要性をアピールし、充実化を図ります。

(5) その他

- 地域資源の偏在については、かねてからの懸案であり各種会議等を通じ事業所等にアピールしていきます。
- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの需要に応じ、事業所の充実を図ります。

6 平成26年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成17年10月1日の施設入所者数 (A)	484人
平成26年度末の地域生活への移行者数 (B)	84人
比率 (B/A)	17.4%
平成26年度末の施設入所者の減少見込数 (C)	67人
比率 (C/A)	13.8%
平成26年度末の施設入所者数 (A-C)	417人

※基本指針において、平成17年10月1日が基準点とされているため、平成17年10月1日の施設入所者数との比率を記載しています。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

項目	現状 (H22)	目標値 (H26)
1年未満入院者の平均退院率	68%	75%
5年以上かつ65歳以上の退院者数	65人	79人

(3) 福祉施設の利用者の一般就労への移行

平成17年度の福祉施設からの一般就労移行者数	8人
平成26年度の年間の福祉施設からの一般就労移行者数	32人
	32.0倍

※基本指針において、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましいとされているため、平成17年度からの倍率を記載しています。

7 指定障がい福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、 重度障害者包括支援	時間/月	14,677	15,567	16,658
	人	563	596	631

(2) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
生活介護	人日/月	18,025	19,197	20,350
	人	896	954	1,011
自立訓練（機能訓練）	人日/月	172	192	212
	人	8	9	10
自立訓練（生活訓練）	人日/月	846	942	1,044
	人	59	64	70
就労移行支援	人日/月	1,110	1,592	1,994
	人	55	79	99
就労継続支援（A型）	人日/月	624	704	784
	人	32	36	40
就労継続支援（B型）	人日/月	16,506	17,390	18,382
	人	839	884	935
合計	人日/月	37,283	40,017	42,766
	人	1,889	2,026	2,165
療養介護	人	59	60	60
短期入所	人日/月	414	440	465
	人	62	67	72

(3) 居住系サービス

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
共同生活援助（GH）	人	267	289	312
共同生活介護（CH）				
施設入所支援	人	498	505	513

(4) 相談支援

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	人	546	1,227	1,707
地域移行支援	人	22	27	31
地域定着支援	人	8	13	17

8 指定障がい福祉サービス等の見込量を確保するために新たに必要となる事業所数

(1) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	24.4.1現在	24年度	25年度	26年度
生活介護	箇所	25	27	29	31
	増加数		2	2	2
自立訓練（機能訓練）	箇所	0	1	1	1
	増加数		1	0	0
自立訓練（生活訓練）	箇所	7	7	8	8
	増加数		0	1	0
就労移行支援	箇所	5	5	7	9
	増加数		0	2	2
就労継続支援（A型）	箇所	4	4	4	4
	増加数		0	0	0
就労継続支援（B型）	箇所	36	37	40	42
	増加数		1	3	2
療養介護	箇所	0	0	0	0
	増加数		0	0	0
短期入所	箇所	12	12	12	12
	増加数		0	0	0

(2) 居住系サービス

サービス種別	単位	24.4.1現在	24年度	25年度	26年度
共同生活援助（GH） 共同生活介護（CH）	箇所	26	30	32	34
	増加数		4	2	2
施設入所支援	箇所	7	7	7	7
	増加数		0	0	0

県中障がい保健福祉圏域計画 (案)

1 圏域構成市町村と人口

(1) 圏域構成市町村

郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町

(2) 圏域人口（平成24年4月1日現在推計人口）

（単位：人）

総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上	不明
537,654	89,348	321,523	122,046	4,737

2 障がい者・障がい児の状況

(1) 身体障がい者数（身体障がい者手帳所持者数）

（単位：人）

等級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上	～視覚	聴覚・平衡機能	音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部
1	7,605	1,902	3,053	3,650	1,253	917	815	530	138
2	3,651	751	2,448	452	283	895	361	326	724
3	2,771	697	773	319	297	424	010	716	656
4	4,227	281	3,528	418	437	126	750	272	281
5	1,133	394	438	301	612	812	009	930	000
6	1,219	214	428	577	011	752	500	577	000
計	20,606	639	26,541	63,661	8,318	3,718	5,818	511	6,458

（平成24年4月）

(2) 知的障がい者数（療育手帳所持者数）

（単位：人）

区分	総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上
A	1,558	351	1,038	169
B	2,552	715	1,673	164
計	4,110	1,066	2,711	333

（平成24年4月1日）

(3) 精神障がい者数

① 精神障がい者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

等級	総数
1	347
2	1,425
3	386
計	2,158

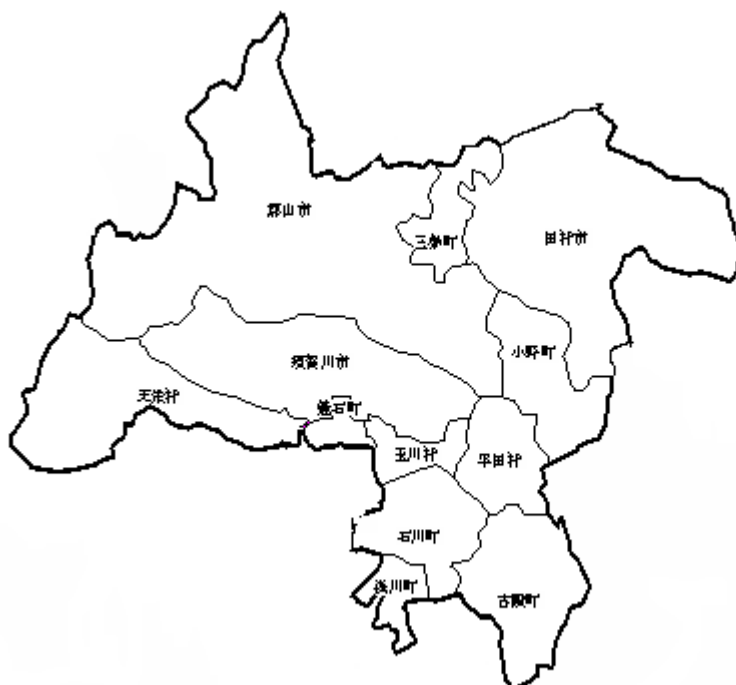
(平成24年3月31日)

② 入院患者数及び自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数

(単位：人)

入院患者数 (平成24年6月30日)	受給者証所持者数 (平成24年3月31日)
1,524	5,943

3 サービス提供基盤の整備状況（平成24年4月1日現在）



(1) 訪問系サービス

居宅介護	60箇所
重度訪問介護	56箇所
同行援護	18箇所
行動援護	5箇所

(2) 日中活動系サービス（地域活動支援センター及び小規模作業所含む）

生活介護	30箇所
自立訓練（生活訓練）	7箇所
就労移行支援	5箇所
就労継続支援A型	5箇所
就労継続支援B型	43箇所
療養介護	1箇所
地域活動支援センター	10箇所
小規模作業所	1箇所

(3) 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）	22箇所
共同生活介護（ケアホーム）	11箇所
施設入所支援	6箇所

(4) 相談支援事業所

一般相談支援事業所（地域移行・地域定着支援）	9箇所
特定相談支援事業所（計画相談支援）	8箇所
障害児相談支援事業所	7箇所

(5) その他

福祉型障害児入所施設	3箇所
医療型障害児入所施設	1箇所
児童発達支援センター	1箇所
医療型児童発達支援センター	1箇所
障害児通所支援事業所	12箇所
障害者就業・生活支援センター	1箇所

4 現状と課題

(1) 地域生活支援体制

障がい者の地域生活を支援するためには、相談支援体制の充実を図ることが重要です。

まず、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりを協議する場として「地域自立支援協議会」があり、県中圏域では全市町村において設置されていますが、今後は、さらなる会議の充実、活性化が求められています。

また、県中圏域には、障がい者の相談に応える相談支援事業所として、地域生活への移行や地域生活を定着させるための支援を行う「一般相談支援事業所」が9箇所、本人が自立した地域生活を送るためのサービス等利用計画の作成等を行う「特定相談支援事業所」が8箇所あります。

しかしながら、場所が市部に集中しているほか、圏域全体を見た場合、これら相談支援事業所の数が不足しており、相談支援事業所の確保が課題と言えます。

なお、地域における相談支援の中核を担う施設として、障がい者の総合的な相談のほか、地域の相談支援事業所間の調整や支援、成年後見人制度の利用促進の支援等を行う「基幹相談支援センター」がありますが、県中圏域では設置している市町村がないため、早期の設置が求められています。

(2) 福祉施設入所者の地域生活移行

施設を退所し自らが希望する地域で生活するためには、住まいの確保や生活の準備のための相談を行う「地域移行支援」や、在宅生活を支えるための24時間の緊急事態等への相談に対応する「地域定着支援」を行う「一般相談支援事業所」の充実が必要になります。県中圏域では(1)で述べたように、一般相談支援事業所は9箇所ありますが、設置場所に偏りが見られ、絶対数も不足しています。

また、施設を退所した後の居住の場であるグループホーム・ケアホームや日中活動の場である日中活動系サービスを行う事業所など地域の受け皿も必要となります。県中圏域では、数としては整備されつつありますが、地域間に格差があるのが現状です。

(3) 入院中の精神障がい者の地域生活移行

病状が安定し退院可能となった精神障がい者が、病院を退院し自らが望む地域で安心して暮らしていくためには、精神科病院内の退院促進体制や、精神障がい者に対する地域受け皿の確保などが必要になります。

そのため、今後は、精神科病院内で継続された退院促進体制の強化を推進するとともに、退院前からの相談支援体制との連携、居住の場や日中活動の場など地域格差のない十分な地域資源の確保を図る必要があります。

(4) 就労支援体制

一般就労を希望する障がい者に様々な就労支援を行う就労移行支援事業所は県中圏域に5

箇所ありますが、市部に集中しており、絶対数も不足しています。また、一般就労が困難な場合に就労の機会を提供する就労継続支援事業所（A型（雇用型）やB型（非雇用型））については、数としては整備されつつありますが、地域格差があるのが現状です。

また、障がい者の就労支援にあたっては、労働、福祉、教育、医療等の様々な機関が関係するため、これら関係機関の連携強化が必要です。

（5）その他

福祉施設入所者や入院中の精神障がい者が地域生活へ移行するためには、相談支援事業所やグループホーム・ケアホームなどの障がい福祉サービス事業所の充実だけでなく、障がいに対する家族、地域住民等の理解促進や、障がい者の権利擁護に係る普及啓発が必要です。

5 実施する課題解決のための方策

（1）地域生活支援体制

各市町村に設置されている地域自立支援協議会については、さらなる協議会機能の充実と活性化を図るため、県において助言、情報提供等の支援を行います。

また、地域自立支援協議会と十分に連携を図りながら、事業者や市町村に対して、補助事業の活用や他地域の取組状況に係る情報提供などを行い、地域の相談支援事業所の整備促進を図るとともに、「基幹相談支援センター」の設置に向けて市町村等へ働きかけます。

（2）福祉施設入所者の地域生活移行

（1）に記載のとおり、地域の相談支援事業所等の整備促進を図るとともに、地域の受け皿である社会資源の確保について、地域自立支援協議会等と連携し検討をしていきます。

（3）入院中の精神障がい者の地域生活移行

退院可能な精神障がい者の退院促進を図り、地域生活移行・定着を推進するため、精神科病院内の退院促進体制を継続させるとともに、精神障がい者ピアサポーターを配置し、病院及び地域が連携して入院患者に必要な相談支援ができる体制の整備に努めます。

また、未受診、受診中断等、日常生活上の危機が生じている精神障がい者に対し、多職種チームを配置し包括的な支援を行い、精神障がい者の地域生活の継続を支援します。

さらには、（2）と同様に、地域の受け皿である社会資源の確保について、地域自立支援協議会等と連携し検討をしていきます。

（4）就労支援体制

障がい者の就労支援の中核となる「県中地域障害者就業・生活支援センター」を中心とした関係機関の連携により、一般就労を希望する障がい者に対する支援を行うとともに、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所（A型（雇用型）やB型（非雇用型））の充実に向けて、地域自立支援協議会等と連携し検討をしていきます。

(5) その他

障がい者の権利擁護、障がい者の虐待防止等に係る研修会を開催するなどして、障がいに対する地域社会の理解促進に努めます。

6 平成26年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成17年10月1日の施設入所者数 (A)	582人
平成26年度末の地域生活への移行者数 (B)	134人
比率 (B/A)	23.0%
平成26年度末の施設入所者の減少見込数 (C)	129人
比率 (C/A)	22.2%
平成26年度末の施設入所者数 (A-C)	453人

※基本指針において、平成17年10月1日が基準点とされているため、平成17年10月1日の施設入所者数との比率を記載しています。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

項目	現状 (H22)	目標値 (H26)
1年未満入院者の平均退院率	68%	75%
5年以上かつ65歳以上の退院者数	66人	79人

(3) 福祉施設の利用者の一般就労への移行

平成17年度の福祉施設からの一般就労移行者数	3人
平成26年度の年間の福祉施設からの一般就労移行者数	35人
	11.7倍

※基本指針において、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましいとされているため、平成17年度からの倍率を記載しています。

7 指定障がい福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括支援	時間/月	14,371	15,723	17,261
	人	506	544	586

(2) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
生活介護	人日／月	17,385	18,865	20,435
	人	1,019	1,105	1,202
自立訓練（機能訓練）	人日／月	43	88	109
	人	4	6	7
自立訓練（生活訓練）	人日／月	518	556	626
	人	45	49	55
就労移行支援	人日／月	1,386	1,775	2,226
	人	78	100	127
就労継続支援（A型）	人日／月	998	1,469	1,941
	人	60	86	111
就労継続支援（B型）	人日／月	17,566	18,510	19,365
	人	926	975	1,021
合計	人日／月	37,896	41,263	44,702
	人	2,132	2,321	2,523
療養介護	人	63	65	67
短期入所	人日／月	1,172	1,305	1,467
	人	161	179	201

(3) 居住系サービス

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
共同生活援助（GH）	人	479	550	624
共同生活介護（CH）				
施設入所支援	人	501	497	485

(4) 相談支援

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	人	413	1,215	2,403
地域移行支援	人	92	99	105
地域定着支援	人	111	129	152

8 指定障がい福祉サービス等の見込量を確保するために新たに必要となる事業所数

(1) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	24.4.1現在	24年度	25年度	26年度
生活介護	箇所	30	35	38	41
	増加数		5	3	3
自立訓練（機能訓練）	箇所	0	1	1	1
	増加数		1	0	0
自立訓練（生活訓練）	箇所	7	7	7	7
	増加数		0	0	0
就労移行支援	箇所	5	7	9	11
	増加数		2	2	2
就労継続支援（A型）	箇所	5	6	6	8
	増加数		1	0	2
就労継続支援（B型）	箇所	43	43	45	45
	増加数		0	2	0
療養介護	箇所	1	1	1	1
	増加数		0	0	0
短期入所	箇所	14	14	14	14
	増加数		0	0	0

(2) 居住系サービス

サービス種別	単位	24.4.1現在	24年度	25年度	26年度
共同生活援助（GH） 共同生活介護（CH）	箇所	33	33	33	33
	増加数		0	0	0
施設入所支援	箇所	6	6	6	6
	増加数		0	0	0

県南障がい保健福祉圏域計画 (案)

1 圏域構成市町村と人口

(1) 圏域構成市町村

白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、鮫川村

(2) 圏域人口（平成24年4月1日現在推計人口）

(単位：人)

総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上	不明
147,385	25,508	86,004	35,438	435

2 障がい者・障がい児の状況

(1) 身体障がい者数（身体障がい者手帳所持者数）

(単位：人)

等級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上	～視覚	聴覚 平衡機	音声 言語 そしや	肢 不自由	体内 音
1	2,053	37	563	1,453	151	8	0	742	1,152
2	988	14	313	661	110	143	2	725	8
3	929	13	211	705	32	74	48	522	253
4	1,336	3	361	972	19	63	24	861	369
5	455	2	161	292	45	5	0	405	0
6	446	4	109	333	67	151	0	228	0
計	6,207	73	1,718	4,416	424	444	74	3,483	1,782

(平成24年4月1日)

(2) 知的障がい者数（療育手帳所持者数）

(単位：人)

区分	総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上
A	531	91	367	73
B	773	187	512	74
計	1,304	278	879	147

(平成24年4月1日)

(3) 精神障がい者数

① 精神障がい者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

等級	総数
1	83
2	317
3	148
計	548

(平成24年3月31日)

② 入院患者数及び自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数

(単位：人)

入院患者数 (平成24年6月30日)	受給者証所持者数 (平成24年3月31日)
368	1,427

3 サービス提供基盤の整備状況（平成24年4月1日現在）



(1) 訪問系サービス

居宅介護事業所	19箇所
重度訪問介護事業所	17箇所
行動援護事業所	2箇所
同行援護事業所	1箇所

(2) 日中活動系サービス（地域活動支援センター及び小規模作業所含む）

短期入所事業所	11箇所
生活介護事業所	15箇所
自立訓練（機能訓練）事業所	1箇所
就労移行支援事業所	1箇所
就労継続支援（A型）事業所	2箇所
就労継続支援（B型）事業所	13箇所
地域活動支援センター	1箇所

(3) 居住系サービス

宿泊型自立訓練事業所	1箇所
共同生活援助・共同生活介護事業所	26住居、定員150名
施設入所支援	8箇所

(4) 相談支援

特定相談支援事業所	3箇所
一般相談支援事業所（地域移行支援）	6箇所
一般相談支援事業所（地域定着支援）	6箇所

(5) その他（障がい児施設、国立病院機構及び障害者就業・生活支援センター）

障害児相談支援事業所	2箇所
児童発達支援事業所	5箇所
放課後等デイサービス事業所	5箇所
福祉型障害児入所施設	2箇所
障害者就業・生活支援センター	1箇所

4 現状と課題

(1) 地域生活支援体制

- 相談支援体制については、基本相談支援事業の拡充や計画相談支援への取組強化などにより、着実に整備されつつありますが、近年の相談件数の増加や相談内容の困難化の傾

向と併せ、障害者自立支援法改正による計画相談の対象者拡大に対して相談支援専門員が十分に補充できていないなど、環境の変化に体制整備が追いつかない状況です。

- 地域生活を支える各種サービス提供事業所については、就労継続支援事業所や共同生活援助・共同生活介護事業所を中心に資源の充実化が図られてきましたが、制度の浸透による利用希望者の増加や特別支援学校高等部の入学生数の増加などに伴う今後の需要増が見込まれているため、特に日中活動系サービスについて更なる資源の整備が求められています。

(2) 福祉施設入所者の地域生活移行

- 施設入所者の地域生活移行にあたっては、受け皿として生活の場や居住の場などの整備が必要となります。当管内では、就労継続支援事業所や共同生活援助・共同生活介護事業所を中心に資源の充実化が図られてきましたが、今後のニーズの見通しや地域生活移行の促進を踏まえると、現在の資源量では十分と言えない状況です。

(3) 入院中の精神障がい者の地域生活移行

- 長期入院患者の地域移行にあたっては、精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業を活用し、医療と保健と福祉が連携して支援を行いました。今後の地域生活移行の推進にあたっては、支援対象者数の増加と精神障がい対応の支援事業者の拡充が求められています。

(4) 就労支援体制

- 障がい者が望む地域生活の一要素として、能力と適性に応じた就労の場が必要です。当管内では、地域自立支援協議会、ハローワーク及び障害者就業・生活支援センター等の関係機関が連携し、就労を支援してきました。また、就労継続支援事業所を中心に資源の充実化が図られてきたところです。しかし、障がい者雇用は依然として厳しい環境にあるため、支援体制の更なる強化が求められています。

5 実施する課題解決のための方策

(1) 地域生活支援体制

- 障がい者の地域生活を支えるため、利用者ニーズや支援環境の変化などについて十分な対応ができるよう、支援体制の再構築や地域資源の開拓などの課題解決に向けて、地域自立支援協議会や地域生活移行圏域連絡会を通じた支援を行います。

(2) 福祉施設入所者の地域生活移行

- 自分が暮らしたいと望む地域への移行が可能となるよう、社会福祉施設等施設整備費補助金などを活用し、ニーズの見通しなどを踏まえながら生活の場や居住の場などの整備を促進します。また、地域生活移行に向けた障がい者の多様なニーズにも的確に対応体

制が構築できるよう、市町村や相談支援事業所などの関係機関の連携強化を推進します。

(3) 入院中の精神障がい者の地域生活移行

●退院希望のある長期入院者の地域移行が円滑に進むよう、病院と特定相談支援事業者並びに一般相談支援事業者を中心とした支援体制の構築を推進します。また、社会福祉施設等施設整備費補助金などを活用し、ニーズの見通しなどを踏まえながら生活の場や居住の場などの整備を促進します。

(4) 就労支援体制

●障がい者就労における支援体制の更なる強化を図るため、地域自立支援協議会、ハローワーク及び障害者就業・生活支援センター等の関係機関の連携強化を推進します。また、社会福祉施設等施設整備費補助金などを活用し、ニーズの見通しなどを踏まえながら就労支援施設の整備を促進します。

(5) その他

●地域における課題の把握や問題への取組にあたっては、地域自立支援協議会が推進役や調整役として主体的な役割を果たすことが期待されています。地域自立支援協議会がその期待に応えることができるよう、地域生活移行圏域連絡会としても県自立支援協議会の協力を得ながら、積極的な支援を行います。

6 平成26年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成17年10月1日の施設入所者数 (A)	222人
平成26年度末の地域生活への移行者数 (B)	24人
比率 (B/A)	10.8%
平成26年度末の施設入所者の減少見込数 (C)	20人
比率 (C/A)	9.0%
平成26年度末の施設入所者数 (A-C)	202人

※基本指針において、平成17年10月1日が基準点とされているため、平成17年10月1日の施設入所者数との比率を記載しています。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

項目	現状 (H22)	目標値 (H26)
1年未満入院者の平均退院率	68%	75%
5年以上かつ65歳以上の退院者数	20人	25人

(3) 福祉施設の利用者の一般就労への移行

平成17年度の福祉施設からの一般就労移行者数	2人
平成26年度の年間の福祉施設からの一般就労者数	14人
	7.0倍

※基本指針において、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましいとされているため、平成17年度からの倍率を記載しています。

7 指定障がい福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、 重度障害者包括支援	時間/月	2,405	2,562	2,722
	人	120	131	143

(2) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
生活介護	人日/月	6,037	6,339	6,685
	人	301	317	335
自立訓練（機能訓練）	人日/月	53	53	53
	人	2	2	2
自立訓練（生活訓練）	人日/月	320	345	370
	人	14	15	16
就労移行支援	人日/月	578	638	766
	人	30	34	42
就労継続支援（A型）	人日/月	460	550	630
	人	23	28	33
就労継続支援（B型）	人日/月	5,137	5,410	5,758
	人	289	303	321
合計	人日/月	12,585	13,335	14,262
	人	659	699	749
療養介護	人	26	27	27
短期入所	人日/月	322	388	455
	人	47	53	59

(3) 居住系サービス

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
共同生活援助 (GH)	人	103	117	129
共同生活介護 (CH)				
施設入所支援	人	193	196	198

(4) 相談支援

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	人	132	197	291
地域移行支援	人	9	10	11
地域定着支援	人	8	9	10

8 指定障がい福祉サービス等の見込量を確保するために新たに必要となる事業所数

(1) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	24.4.1現在	24年度	25年度	26年度
生活介護	箇所	15	15	15	15
	増加数		0	0	0
自立訓練 (機能訓練)	箇所	1	1	1	1
	増加数		0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	箇所	0	1	1	1
	増加数		1	0	0
就労移行支援	箇所	1	2	2	3
	増加数		1	0	1
就労継続支援 (A型)	箇所	2	2	2	2
	増加数		0	0	0
就労継続支援 (B型)	箇所	13	14	15	16
	増加数		1	1	1
療養介護	箇所	0	0	0	0
	増加数		0	0	0
短期入所	箇所	11	11	11	11
	増加数		0	0	0

(2) 居住系サービス

サービス種別	単位	24.4.1現在	24年度	25年度	26年度
共同生活援助 (GH) 共同生活介護 (CH)	箇所	13	13	13	13
	増加数		0	0	0
施設入所支援	箇所	8	8	8	8
	増加数		0	0	0

会津障がい保健福祉圏域計画 (案)

1 圏域構成市町村と人口

(1) 圏域構成市町村

会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町

(2) 圏域人口（平成24年4月1日現在推計人口）

(単位：人)

総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上	不明
257,551	40,914	139,974	75,582	1,081

2 障がい者・障がい児の状況

(1) 身体障がい者数（身体障がい者手帳所持者数）

(単位：人)

等級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳～	視覚	聴覚・ 平衡機能	音声・ 言語・ そしゃく	肢体 不自由	内部
1	4,708	82	1,055	3,571	265	22	3	1,711	2,707
2	2,104	19	484	1,601	218	295	4	1,546	41
3	3,390	15	468	2,907	52	161	84	2,195	898
4	4,132	6	687	3,439	78	557	57	2,633	807
5	1,074	2	240	832	105	8	0	961	0
6	968	1	165	802	117	475	0	376	0
計	16,376	125	3,099	13,152	835	1,518	148	9,422	4,453

(平成24年4月1日)

(2) 知的障がい者数（療育手帳所持者数）

(単位：人)

区分	総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上
A	736	131	478	127
B	1,163	211	823	129
計	1,899	342	1,301	256

(平成24年4月1日)

(3) 精神障がい者数

① 精神障がい者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

等級	総数
1	182
2	634
3	239
計	1,055

(平成24年3月31日)

② 入院患者数及び自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数

(単位：人)

入院患者数 (平成24年6月30日)	受給者証所持者数 (平成24年3月31日)
950	2,600

3 サービス提供基盤の整備状況（平成24年4月1日現在）



(1) 訪問系サービス

サービス種別	事業所所在市町村（事業所数）
居宅介護	会津若松市（17）、喜多方市（6）、北塩原村（1）、西会津町（1）、猪苗代町（1）、会津坂下町（4）、柳津町（1）、金山町（1）、昭和村（1）、会津美里町（2）、圏域計（35）
重度訪問介護	会津若松市（17）、喜多方市（6）、北塩原村（1）、西会津町（1）、猪苗代町（1）、会津坂下町（4）、柳津町（1）、金山町（1）、昭和村（1）、会津美里町（2）、圏域計（35）
行動援護	会津若松市（2）、圏域計（2）
同行援護	会津若松市（8）、喜多方市（1）、西会津町（1）、圏域計（10）
重度障害者等包括支援	圏域計（0）

(2) 日中活動系サービス（地域活動支援センター及び小規模作業所含む）

サービス種別	事業所所在市町村（事業所数）
生活介護	会津若松市（4）、喜多方市（3）、北塩原村（1）、西会津町（1）、圏域計（9）
自立訓練（機能訓練）	圏域計（0）
自立訓練（生活訓練）	会津若松市（3）、喜多方市（2）、猪苗代町（1）、圏域計（6）
就労移行支援事業所	会津若松市（2）、圏域計（2）
就労継続支援A型	会津若松市（1）、圏域計（1）
就労継続支援B型	会津若松市（8）、喜多方市（6）、西会津町（1）、猪苗代町（1）、会津坂下町（1）、会津美里町（2）、圏域計（19）
療養介護	圏域計（0）
短期入所	会津若松市（2）、喜多方市（1）、西会津町（1）、猪苗代町（3）、会津坂下町（1）、柳津町（1）、金山町（1）、会津美里町（1）、圏域計（11）
地域活動支援センター	会津若松市（1）、喜多方市（1）、猪苗代町（1）、会津坂下町（1）、圏域計（4）

(3) 居住系サービス

サービス種別	事業所所在市町村（事業所数）
共同生活援助 （グループホーム）	会津若松市（7）、喜多方市（6）、西会津町（1）、 猪苗代町（2）、会津坂下町（2）、会津美里町 （1）、圏域計（19）
共同生活介護 （ケアホーム）	会津若松市（3）、喜多方市（1）、猪苗代町（2）、 会津坂下町（1）、圏域計（7）

(4) 相談支援

サービス種別	事業所所在市町村（事業所数）
相談支援事業所	会津若松市（3）、喜多方市（1）、猪苗代町（1）、 会津美里町（2）、圏域計（7）

(5) その他（障がい児施設、国立病院機構及び障害者就業・生活支援センター）

サービス種別	事業所所在市町村（事業所数）
児童発達支援・ 放課後等デイサービス	会津若松市（6）、会津坂下町（1）、圏域計（7）
国立病院機構	圏域計（0）
障害者就業・生活支援センター	会津若松市（1）、圏域計（1）

4 現状と課題

(1) 地域生活支援体制

「障がい者が自立し地域で安心して暮らすことのできる社会」の実現に向けて、市町村と相談支援事業所を中心とした関係機関・団体が有機的に結びつき、支援していく体制の整備が必要ですが、地域生活支援体制の中核となる各市町村の協議会の充実と、相談支援事業所の充実、基幹相談支援事業所の設置などの体制整備が課題となっています。

(2) 福祉施設入所者の地域生活移行

福祉施設に入所する利用者が、希望する地域で、安心して暮らすことが出来るようにするため、関係機関・団体と連携しながら地域移行の促進に取り組んでいます。しかしながら、地域生活に移行するための社会資源は、必ずしも充足している状況にはなく、特に生活の場となるグループホームや、ケアホームが不足しており、こうした社会資源の整備が課題となっています。

(3) 入院中の精神障がい者の地域生活移行

平成21～23年度の3年間、管内4病院に「精神障がい者地域生活移行支援特別対策事

業」における地域生活移行支援業務を委託し、受け入れ条件が整えば退院が見込める65歳未満で1年以上入院している者、43名に対して地域移行支援を行った結果、15名が退院となっています。

病状が安定しているにもかかわらず、地域の受け皿がない等の理由で退院できない者について、精神科医療機関、相談支援事業所等と連携を図り、居住の場の確保、自立訓練の場の確保等地域の体制整備を進めていくことが課題となっています。

(4) 就労支援体制

障がい者が自立し、地域で安心して暮らすためには、就労の場の確保や、就労継続支援サービスを受ける場合の工賃の向上などが必要ですが、会津圏域における障がい者の雇用は依然として厳しい状況にあり、就労継続支援サービスにおける工賃も決して高い水準にはありません。障がい者を雇用する企業の増加、工賃の向上などが課題となっています。

(5) その他

指定障がい福祉サービス事業所は、都市部に偏在しており、町村部との間で社会資源の格差が生じており、広域的なサービス提供体制を整備するなど、障がい者が身近な地域でサービスを受けられる環境整備が課題となっています。また、施設および地域における障がい者の生活の充実及び障がい者への虐待防止の観点から、処遇が困難とされる障がい者への対応について、障がい福祉サービス事業者のスキルアップを図ることが課題となっています。

5 実施する課題解決のための方策

(1) 地域生活支援体制

県自立支援協議会地域生活支援部会と、地域生活移行圏域連絡会が連携しながら、相談支援体制の中核を担う市町村の協議会の活動を支援します。特に専門部会の設置がない市町村に対して、重点的に支援を行います。また、相談支援事業所等の社会資源の開発・整備について、広域的な視点から市町村の協議会の取組みを支援し、障がい者の生活を身近な地域全体で支えるシステムの整備を図ります。

(2) 福祉施設入所者の地域生活移行

福祉施設に入所する利用者が、希望する地域で、安心して暮らすことが出来るよう、関係機関・団体と連携しながら地域移行の促進に取り組んでいきます。また、地域生活へ移行するための環境整備を促進するため、グループホーム等の社会資源の整備に向けて、市町村や、関係機関と連携して取り組みます。

(3) 入院中の精神障がい者の地域生活移行

国の「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念にそって、関係機関と連携を図りながら取り組んでいきます。地域生活への移行を促進するために、居住の場の確保や各種

サービスを提供する支援体制等、地域における受け皿の確保に努めます。また、移行後、地域で安心した生活ができるよう、医療機関、相談支援事業所、保健・福祉機関等が支援の連携体制のネットワークを強化します。

(4) 就労支援体制

地域で生活する障がい者が、一般就労につながるための就労移行支援について、ハローワークや、ジョブコーチ、障害者就業・生活支援センター等と連携を図りながら、支援の促進を図ります。また、市町村や関係機関と連携を図り、雇用契約を締結する就労継続支援A型の充実と、工賃水準の向上に向けた取り組みを推進します。

(5) その他

市町村間の社会資源の格差を是正するため、身近な地域におけるサービス提供基盤の整備を図るほか、広域的なサービス提供体制についても検討するなど、県地域生活移行圏域連絡会は市町村の協議会による社会資源の開発・整備を支援します。また、処遇が困難とされる障がい者への対応について、研修等の参加の機会を提供し、障がい福祉サービス事業者のスキルアップを図ります。

6 平成26年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成17年10月1日の施設入所者数 (A)	325人
平成26年度末の地域生活への移行者数 (B)	64人
比率 (B/A)	19.7%
平成26年度末の施設入所者の減少見込数 (C)	41人
比率 (C/A)	12.6%
平成26年度末の施設入所者数 (A-C)	284人

※基本指針において、平成17年10月1日が基準点とされているため、平成17年10月1日の施設入所者数との比率を記載しています。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

項目	現状 (H22)	目標値 (H26)
1年未満入院者の平均退院率	68%	75%
5年以上かつ65歳以上の退院者数	41人	49人

(3) 福祉施設の利用者の一般就労への移行

平成17年度の福祉施設からの一般就労移行者数	1人
平成26年度の年間の福祉施設からの一般就労者数	15人
	15.0倍

※基本指針において、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましいとされているため、平成17年度からの倍率を記載しています。

7 指定障がい福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、 重度障害者包括支援	時間/月	4,573	5,076	5,621
	人	324	347	368

(2) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
生活介護	人日/月	8,066	8,482	8,714
	人	479	507	527
自立訓練（機能訓練）	人日/月	97	102	162
	人	6	6	13
自立訓練（生活訓練）	人日/月	753	951	1,128
	人	51	61	71
就労移行支援	人日/月	468	645	825
	人	27	38	51
就労継続支援（A型）	人日/月	598	840	1,232
	人	31	44	66
就労継続支援（B型）	人日/月	9,848	10,584	11,139
	人	531	578	613
合計	人日/月	19,830	21,604	23,200
	人	1,125	1,234	1,341
療養介護	人	20	20	20
短期入所	人日/月	357	397	429
	人	102	114	126

(3) 居住系サービス

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
共同生活援助 (GH)	人	212	234	253
共同生活介護 (CH)				
施設入所支援	人	320	319	312

(4) 相談支援

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	人	208	588	985
地域移行支援	人	22	32	36
地域定着支援	人	34	45	50

8 指定障がい福祉サービス等の見込量を確保するために新たに必要となる事業所数

(1) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	24.4.1現在	24年度	25年度	26年度
生活介護	箇所	9	13	14	15
	増加数		4	1	1
自立訓練 (機能訓練)	箇所	0	1	1	1
	増加数		1	0	0
自立訓練 (生活訓練)	箇所	6	6	7	8
	増加数		0	1	1
就労移行支援	箇所	2	3	4	5
	増加数		1	1	1
就労継続支援 (A型)	箇所	1	2	3	4
	増加数		1	1	1
就労継続支援 (B型)	箇所	19	25	26	28
	増加数		6	1	2
療養介護	箇所	0	0	0	0
	増加数		0	0	0
短期入所	箇所	11	11	11	11
	増加数		0	0	0

(2) 居住系サービス

サービス種別	単位	24.4.1現在	24年度	25年度	26年度
共同生活援助 (GH) 共同生活介護 (CH)	箇所	26	26	28	29
	増加数		0	2	1
施設入所支援	箇所	4	4	4	4
	増加数		0	0	0

南会津障がい保健福祉圏域計画 (案)

1 圏域構成市町村と人口

(1) 圏域構成市町村

下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町

(2) 圏域人口 (平成24年4月1日現在推計人口)

(単位：人)

総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上	不明
29,064	4,159	14,174	10,719	12

2 障がい者・障がい児の状況

(1) 身体障がい者数 (身体障がい者手帳所持者数)

(単位：人)

等級	総数	0～17歳	18～65歳	65歳以上	～視覚	聴覚 平衡機	音声 言語 そしや	肢 不自由	体内 器
1	509	9	105	395	34	0	0	163	312
2	252	1	61	190	30	43	0	173	6
3	513	1	44	468	5	26	6	373	103
4	532	1	78	453	11	53	2	344	122
5	107	0	27	80	9	2	0	96	0
6	134	0	24	110	13	63	0	58	0
計	2,047	12	339	1,696	102	187	8	1,207	543

(平成24年4月1日)

(2) 知的障がい者数 (療育手帳所持者数)

(単位：人)

区分	総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上
A	77	11	51	15
B	164	31	109	24
計	241	42	160	39

(平成24年4月1日)

(3) 精神障がい者数

① 精神障がい者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

等級	総数
1	25
2	56
3	21
計	102

(平成24年3月31日)

② 自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数

(単位：人)

受給者証所持者数 (平成24年3月31日)
226

3 サービス提供基盤の整備状況

(1) 訪問系サービス

A 居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護事業所

下郷、只見、南会津各町の各社会福祉協議会及び特定非営利活動法人が運営する4事業所

B 行動援護事業所

南会津町社会福祉協議会が運営する1事業所

(2) 日中活動系サービス（地域活動支援センター及び小規模作業所含む）

C 障がい者支援施設（生活介護：定員45名・施設入所支援：定員45名）

社会福祉法人が運営する1事業所

D 短期入所事業所（定員4名）

社会福祉法人が運営する1事業所

E 地域活動支援センターⅢ型（定員10名）

特定非営利活動法人が運営する1事業所

F 就労継続支援B型事業所（2事業所：それぞれ定員20名、合計定員40名）

社会福祉法人及び特定非営利活動法人が運営する2事業所

G 就労移行支援事業所（定員6名）

社会福祉法人が運営する1事業所

(3) 居住系サービス

H 共同生活援助・共同生活介護（グループホーム・ケアホーム）事業所

社会福祉法人及び特定非営利活動法人が運営する 5 共同生活援助等事業所
（合計定員 26 名）。

(4) 相談支援

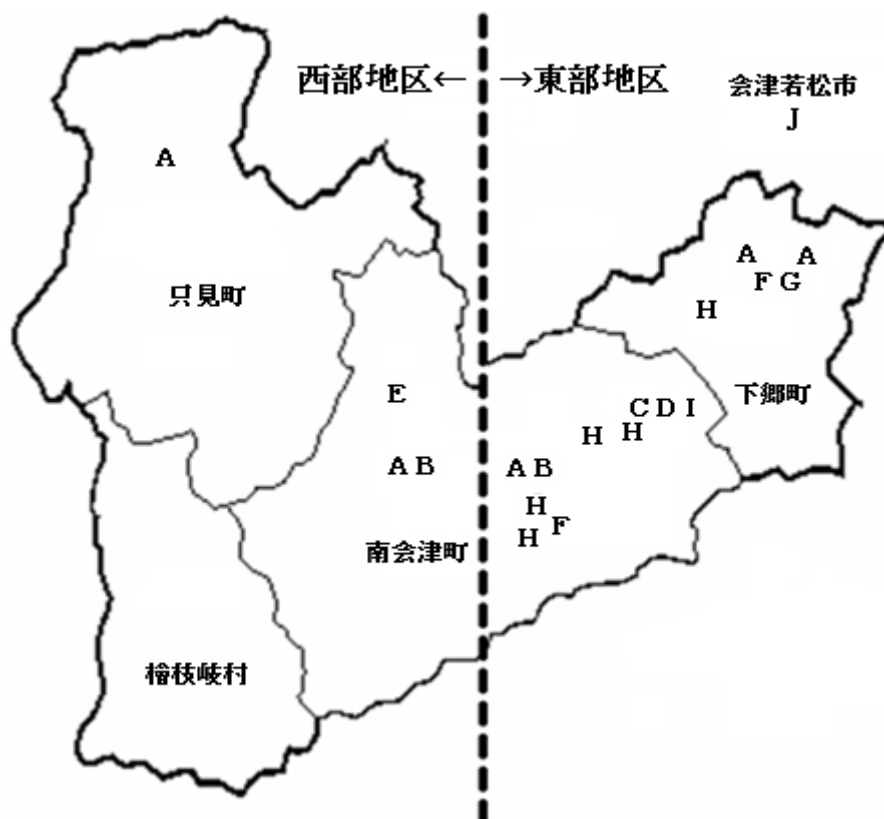
I 相談支援事業所（特定・一般・障がい児）

社会福祉法人が運営する 1 事業所

(5) 障害者就業・生活支援センター

J 障害者就業・生活支援センター

会津若松市にある社会福祉法人が運営する障害者就業・生活支援センターが、
南会津圏域を担当



4 現状と課題

(1) 地域生活支援体制

南会津圏域は、面積が広く人口減少による過疎化・高齢化が著しい過疎中山間地域です。

圏域の障がい福祉サービスについては、社会資源・人的資源に乏しく、障がい福祉サービスが十分に行き届いていない状況です。そのため、地域の社会資源との連携や圏域外との支援体制構築など、新たな取り組みが必要であるとともに、社会資源の開発には圏域全体で取

り組む必要があります。

(2) 福祉施設入所者の地域生活移行

管内の施設は新体系に移行し、利用者は施設入所支援、生活介護のサービスを受けていますが、施設で生活している障がい者が、地域で生活するためには、訪問系、居住系のきめ細やかなサービスが不可欠であり、地域での生活を支援する社会資源の開発・確保に取り組む必要があります。

(3) 入院中の精神障がい者の地域生活移行

圏域の精神障がい者は、圏域内に精神科病院が無いため、他圏域の精神科病院に入院している状況です。

退院後の地域生活移行にあたっては、安心して生活するためのグループホームなどの居住系サービスや日中活動の場を充実する必要があります。

また、医療中断につながらないためにも、通院支援や訪問看護などのサービスの提供が不可欠です。

(4) 就労支援体制

過疎・中山間地域で豪雪地帯であり、圏域の産業基盤が不十分なため、就労環境が厳しい状況です。福祉的就労を含めた障がい者の就労場所の確保に取り組んでいく必要があります。

5 実施する課題解決のための方策

(1) 地域生活支援体制の整備

障がい者が地域で継続して生活をおくるために、就労はもとより、障がい者と健常者が共にいきいきと暮らせるまちづくりを目指します。

グループホーム等の整備、日中活動の場の拡充とともに、ホームヘルプ等の積極的な活用によって、障がい者の社会参加を促進します。

(2) 福祉施設入所者の地域生活移行の推進

管内外の福祉施設入所者の地域生活移行については、地域の自立支援協議会が中心となって、居住系サービス等の社会資源の拡充に取り組み、地域生活移行の推進を図ります。

地域生活移行にあたっては、町村及び委託を受けた相談支援事業所が作成するサービス等利用計画に基づき、訪問系、居住系及び日中活動系サービス、地域生活支援事業を活用して、地域での生活を支援します。

また、町村と連携し、障がい者の権利擁護のための取り組みを行います。

(3) 精神障がい者の地域生活移行の推進

地域生活移行した精神障がい者の通院等を支援するため、サービス等利用計画を作成し、

地域生活支援事業の移動支援や訪問介護サービス等の利用を推進します。

また、居住の場を確保するためのグループホームの整備や、町村が行うデイケア及び就労継続支援サービス、地域活動支援センター等の日中活動の場の充実を図ります。

なお、南会津病院の神経精神科や訪問看護ステーション等の医療機関との連携体制を構築します。

(4) 就労支援体制の強化

福祉的就労として就労継続支援B型事業所、就労移行支援事業所の事業活動の充実を図るとともに、南会津地域地方自立支援協議会及び町自立支援協議会の活動を通じ、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターと連携した就労先の開拓などとともに、障がい者の社会参加や就労に向けた啓発などに取り組みます。

6 平成26年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成17年10月1日の施設入所者数 (A)	69人
平成26年度末の地域生活への移行者数 (B)	18人
比率 (B/A)	26.1%
平成26年度末の施設入所者の減少見込数 (C)	12人
比率 (C/A)	17.4%

※基本指針において、平成17年10月1日が基準点とされているため、平成17年10月1日の施設入所者数との比率を記載しています。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

項目	現状 (H22)	目標値 (H26)
1年未満入院者の平均退院率	68%	75%
5年以上かつ65歳以上の退院者数	4人	4人

(3) 福祉施設の利用者の一般就労への移行

平成17年度の福祉施設からの一般就労移行者数	0人
平成26年度の年間の福祉施設からの一般就労移行者数	3人

7 指定障がい福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、 重度障害者包括支援	時間／月	167	170	175
	人	22	25	28

(2) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
生活介護	人日／月	1,555	1,576	1,576
	人	57	58	58
自立訓練（機能訓練）	人日／月	22	22	22
	人	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日／月	0	0	0
	人	0	0	0
就労移行支援	人日／月	21	42	63
	人	1	2	3
就労継続支援（A型）	人日／月	43	64	64
	人	2	3	3
就労継続支援（B型）	人日／月	1,149	1,291	1,333
	人	55	62	64
合計	人日／月	2,790	2,995	3,058
	人	116	126	129
療養介護	人	5	3	3
短期入所	人日／月	83	83	83
	人	12	12	12

(3) 居住系サービス

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
共同生活援助（GH）	人	39	45	48
共同生活介護（CH）				
施設入所支援	人	58	59	59

(4) 相談支援

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	人	19	37	65
地域移行支援	人	1	2	2
地域定着支援	人	1	2	2

8 指定障がい福祉サービス等の見込量を確保するために新たに必要となる事業所数

(1) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	24.4.1現在	24年度	25年度	26年度
生活介護	箇所	1	1	1	1
	増加数		0	0	0
自立訓練（機能訓練）	箇所	0	0	0	0
	増加数		0	0	0
自立訓練（生活訓練）	箇所	0	0	1	1
	増加数		0	1	0
就労移行支援	箇所	0	1	1	1
	増加数		1	0	0
就労継続支援（A型）	箇所	0	0	0	1
	増加数		0	0	1
就労継続支援（B型）	箇所	2	2	3	4
	増加数		0	1	1
療養介護	箇所	0	0	0	0
	増加数		0	0	0
短期入所	箇所	1	1	1	1
	増加数		0	0	0

(2) 居住系サービス

サービス種別	単位	24.4.1現在	24年度	25年度	26年度
共同生活援助（GH） 共同生活介護（CH）	箇所	4	5	6	7
	増加数		1	1	1
施設入所支援	箇所	1	1	1	1
	増加数		0	0	0

相双障がい保健福祉圏域計画 (案)

1 圏域構成市町村と人口

(1) 圏域構成市町村

相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

(2) 圏域人口（平成24年4月1日現在推計人口）

（単位：人）

総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上	不明
183,377	29,418	104,790	48,455	714

2 障がい者・障がい児の状況

(1) 身体障がい者数（身体障がい者手帳所持者数）

（単位：人）

等級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳～	視覚	聴覚・ 平衡機能	音声・ 言語・ そしゃく	肢 体 不 自 由	内 部
1	2,885	54	777	2,054	210	12	0	1,017	1,646
2	1,422	25	405	992	169	208	13	1,010	22
3	1,453	19	340	1,094	42	106	60	877	368
4	1,991	12	457	1,522	41	145	39	1,273	493
5	707	2	200	505	70	5	0	632	0
6	627	4	148	475	71	242	0	314	0
計	9,085	116	2,327	6,642	603	718	112	5,123	2,529

（平成24年4月1日）

(2) 知的障がい者数（療育手帳所持者数）

（単位：人）

区分	総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上
A	610	106	417	87
B	951	219	663	69
計	1,561	325	1,080	156

（平成24年4月1日）

(3) 精神障がい者数

① 精神障がい者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

等級	総数
1	118
2	419
3	118
計	655

(平成24年3月31日)

② 入院患者数及び自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数

(単位：人)

入院患者数 (平成24年6月30日)	受給者証所持者数 (平成24年3月31日)
58	1,775

3 サービス提供基盤の整備状況（24年4月1日現在）

※東日本大震災及び原発事故による避難のため、休止中の事業所を含む。



(1) 訪問系サービス

居宅介護	21箇所
重度訪問介護	20箇所
行動援護	1箇所
同行援護	1箇所

(2) 日中活動系サービス（地域活動支援センター含む）

生活介護	11箇所
短期入所	11箇所
自立訓練（生活訓練）	4箇所
就労移行支援	1箇所
就労継続支援A型	1箇所
就労継続支援B型	16箇所
地域活動支援センター	5箇所

(3) 居住系サービス

共同生活介護	5箇所
共同生活援助	9箇所
施設入所支援	6箇所
宿泊型自立訓練	1箇所

(4) 相談支援

計画相談支援	8箇所
地域移行支援	7箇所
地域定着支援	7箇所

(5) その他

障害児相談支援	5箇所
児童発達支援	12箇所
放課後等デイサービス	12箇所
福祉型障害児入所施設	2箇所
障害者就業・生活支援センター	1箇所

4 現状と課題

(1) 地域生活支援体制

障がい者の地域生活を支援するためには、相談支援体制の充実を図ることが重要です。現在、圏域の全市町村が地域自立支援協議会を設置し、4つの地域（相馬市、南相馬市・飯舘村、双葉郡、新地町）で自立支援協議会が運営されています。

相談支援事業の機能を充実していくために、相談支援体制を確立することが必要であり、障がい者のニーズや課題に応じたサービス利用計画の作成、病院や施設等からの地域移行及び地域定着の支援、推進、さらに、基幹相談支援センターの設置が求められています。

(2) 福祉施設入所者の地域生活移行

入所者の地域生活移行を促進するためには、十分な資源、サービスが必要です。グループホームやアパートなどの新しい住まい、就労系のサービスなどの日中活動の場、さらに、訪問系のサービスが必要です。

相双圏域では、東日本大震災・原子力災害により、グループホーム等が休止したり、復旧・復興に係る工事関係者等の流入により民間アパート等が不足するなど、地域生活移行が困難になっています。

(3) 入院中の精神障がい者の地域生活移行

相双圏域では、東日本大震災・原子力災害により、精神科病院が休止状態となり、すべての入院患者が県内外に避難しました。未だに原発事故の収束のめどがたたない中、一部の精神科病院が再開しており、入院期間が長期化しないよう精神科病院内での地域移行の取り組み体制を維持する必要があります。

さらに、退院後、地域に定着するため、いかに再入院を防ぎ、また、地域で生活している者が、入院することなく地域での生活を継続していくために、市町村、精神科病院等の支援関係機関の連携が不可欠であり、在宅サービス、居住の場、働く場、活動する場を地域において確保する必要があります。

(4) 就労支援体制

障がい者の就労については、経済情勢に左右される等不安定な状況にあります。就労支援にあたっては、障がい者の法定雇用率が引き上げになることを踏まえ、地域自立支援協議会、障害者就業・生活支援センター及びハローワーク等の関係機関が連携を図り、就労先の確保等障がい者の雇用を促進していく必要があります。

(5) その他

相双圏域は、東日本大震災・原子力災害により、多くの障がい者を含む住民の方が避難を余儀なくされ、県内外各地に避難している状況です。このため、従来、受けていたサービスが利用できなくなったり、慣れない土地で新しいサービスを探さなければならないような問

題が生じています。

このような状況下の中、サービスを必要としている障がい者の方に対する支援をどうしていくか課題です。

5 実施する課題解決のための方策

(1) 地域生活支援体制

地域自立支援協議会が中心となって、相談支援体制の充実や地域の抱える課題に対応し、県、市町村、指定相談支援事業所、指定障がい福祉サービス事業所、指定障がい者支援施設及び障がい者団体等の関係機関が連携をし、地域自立支援協議会の活動の推進を図ります。

また、サービス利用計画の作成については、制度の周知を図るとともに、サービス利用者それぞれに応じた支援を行えるような体制を目指します。なお、基幹相談支援センターについては、地域自立支援協議会を通して、地域の実情を考慮しつつ、設置の検討をしていきます。

(2) 福祉施設入所者の地域生活移行

福祉施設入所者の地域生活移行については、地域自立支援協議会が中心になって、制度の周知、ニーズの把握をしていき、居住系サービス等の社会資源の拡充に取り組み、地域移行・定着を進めやすい環境づくりをします。退所後は、サービス等利用計画に基づき、訪問系、居住系、日中活動系サービス及び市町村地域生活支援事業等を活用して地域での生活を支援します。

また、障がい者の権利擁護のための取組みを地域自立支援協議会で検討するとともに、支援関係者の研修を行うことにします。

(3) 入院中の精神障がい者の地域生活移行

精神障がい者の地域移行・定着については、平成24年度から個別給付化されたことに伴い、市町村、精神科病院、指定相談支援事業所等と連携し、円滑な地域移行と地域定着の促進を図ります。

地域自立支援協議会と連携を図り、入院することなく地域での生活を継続していくために必要な在宅サービス、居住の場、働く場、活動する場の確保に向けた取り組みを進めていきます。

また、地域住民や精神科病院、指定相談支援事業所等に対して、精神障がい者の理解促進や地域移行・地域定着に関する理解を深めるために普及啓発等に取り組みます。

(4) 就労支援体制

地域自立支援協議会は、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等の就労支援機関との連携を図り、障がい者の雇用の促進に努めます。併せて、就労移行、就労継続支援等の福祉就労サービスを充実強化し、福祉就労サービスを活用した障がい者の就労機会の確保を

図ります。

(5) その他

利用者が震災前と同様にサービス提供が受けられるように、県、市町村、地域自立支援協議会、指定相談支援事業所等関係機関が連携して支援を行います。相双圏域に限らず、他圏域との連携に努め、地域自立支援協議会等を通じ、情報の共有を図っていきます。

6 平成26年度の数値目標

※南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村及び飯舘村については、特例に基づき数値目標を設定しています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成17年10月1日の施設入所者数 (A)	274人
平成26年度末の地域生活への移行者数 (B)	51人
比率 (B/A)	18.6%
平成26年度末の施設入所者の減少見込数 (C)	37人
比率 (C/A)	13.5%
平成26年度末の施設入所者数 (A-C)	237人

※基本指針において、平成17年10月1日が基準点とされているため、平成17年10月1日の施設入所者数との比率を記載しています。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

項目	現状 (H22)	目標値 (H26)
1年未満入院者の平均退院率	68%	75%
5年以上かつ65歳以上の退院者数	24人	28人

(3) 福祉施設の利用者の一般就労への移行

平成17年度の福祉施設からの一般就労移行者数	0人
平成26年度の年間の福祉施設からの一般就労移行者数	16人

7 指定障がい福祉サービス等の見込量

※南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村及び飯舘村については、特例に基づき見込量を定めています。

(1) 訪問系サービス

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、 重度障害者包括支援	時間/月	1,794	1,804	1,814
	人	102	103	104

(2) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
生活介護	人日/月	5,790	5,834	5,878
	人	294	296	298
自立訓練（機能訓練）	人日/月	115	115	115
	人	6	6	6
自立訓練（生活訓練）	人日/月	726	726	726
	人	41	41	41
就労移行支援	人日/月	456	456	456
	人	24	24	24
就労継続支援（A型）	人日/月	319	319	319
	人	16	16	16
就労継続支援（B型）	人日/月	6,968	7,112	7,256
	人	350	362	374
合計	人日/月	14,374	14,562	14,750
	人	731	745	759
療養介護	人	10	10	10
短期入所	人日/月	500	500	500
	人	51	51	51

(3) 居住系サービス

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
共同生活援助（GH）	人	170	172	174
共同生活介護（CH）				
施設入所支援	人	233	233	237

(4) 相談支援

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	人	92	100	121
地域移行支援	人	9	9	10
地域定着支援	人	10	10	11

8 指定障がい福祉サービス等の見込量を確保するために新たに必要となる事業所数

(1) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	24.4.1現在	24年度	25年度	26年度
生活介護	箇所	11	11	11	11
	増加数		0	0	0
自立訓練（機能訓練）	箇所	0	0	0	0
	増加数		0	0	0
自立訓練（生活訓練）	箇所	4	6	6	6
	増加数		2	0	0
就労移行支援	箇所	1	2	2	2
	増加数		1	0	0
就労継続支援（A型）	箇所	1	1	1	1
	増加数		0	0	0
就労継続支援（B型）	箇所	16	16	16	16
	増加数		0	0	0
療養介護	箇所	0	0	0	0
	増加数		0	0	0
短期入所	箇所	11	11	11	11
	増加数		0	0	0

(2) 居住系サービス

サービス種別	単位	24.4.1現在	24年度	25年度	26年度
共同生活援助（GH） 共同生活介護（CH）	箇所	14	14	14	14
	増加数		0	0	0
施設入所支援	箇所	6	6	6	6
	増加数		0	0	0

いわき障がい保健福祉圏域計画 (案)

※ いわき市については、1市で1障がい保健福祉圏域であり、市の計画がそのまま圏域計画となります。

なお、本計画には、いわき市から報告があった、平成26年度の数値目標及び指定障がい福祉サービス等の見込量を掲載することとします。

1 平成26年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成17年10月1日の施設入所者数 (A)	393人
平成26年度末の地域生活への移行者数 (B)	140人
比率 (B/A)	35.6%
平成26年度末の施設入所者の減少見込数 (C)	80人
比率 (C/A)	20.4%
平成26年度末の施設入所者数 (A-C)	313人

※基本指針において、平成17年10月1日が基準点とされているため、平成17年10月1日の施設入所者数との比率を記載しています。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

項目	現状 (H22)	目標値 (H26)
1年未満入院者の平均退院率	68%	75%
5年以上かつ65歳以上の退院者数	68人	82人

(3) 福祉施設の利用者の一般就労への移行

平成17年度の福祉施設からの一般就労移行者数	0人
平成26年度の年間の福祉施設からの一般就労者数	11人

2 指定障がい福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、 重度障害者包括支援	時間/月	10,865	11,502	12,154
	人	454	477	501

(2) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
生活介護	人日／月	13,542	13,835	14,223
	人	719	740	767
自立訓練（機能訓練）	人日／月	0	0	0
	人	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日／月	1,087	1,087	1,218
	人	53	53	58
就労移行支援	人日／月	496	496	496
	人	31	31	31
就労継続支援（A型）	人日／月	475	665	665
	人	25	35	35
就労継続支援（B型）	人日／月	8,789	9,812	10,377
	人	517	577	610
合計	人日／月	24,389	25,895	26,979
	人	1,345	1,436	1,501
療養介護	人	60	60	60
短期入所	人日／月	322	322	322
	人	49	49	49

(3) 居住系サービス

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
共同生活援助（GH）	人	324	357	390
共同生活介護（CH）				
施設入所支援	人	314	314	314

(4) 相談支援

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	人	500	500	600
地域移行支援	人	74	74	74
地域定着支援	人	44	44	44

3 指定障がい福祉サービス等の見込量を確保するために新たに必要となる事業所数

(1) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	24.4.1現在	24年度	25年度	26年度
生活介護	箇所	23	25	26	26
	増加数		2	1	0
自立訓練（機能訓練）	箇所	0	0	0	0
	増加数		0	0	0
自立訓練（生活訓練）	箇所	3	3	3	4
	増加数		0	0	1
就労移行支援	箇所	3	3	3	3
	増加数		0	0	0
就労継続支援（A型）	箇所	1	2	3	3
	増加数		1	1	0
就労継続支援（B型）	箇所	26	28	29	29
	増加数		2	1	0
療養介護	箇所	2	2	2	2
	増加数		0	0	0
短期入所	箇所	13	13	13	13
	増加数		0	0	0

【資料編】

1 東日本大震災により甚大な被害を受けた被災市町村等に対する特例

東日本大震災により甚大な被害を受けた被災市町村等に対する特例

(平成23年12月27日付け障企発1227第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知の別紙)

標記については、改正後の「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）により、【第二の四の1】において、「東日本大震災により甚大な被害を受けた市町村及び都道府県（以下「被災市町村等」という。）においては、障害者等の実態把握のための十分な体制の整備及び障害福祉計画の作成に向けた準備作業が困難な場合があるため、被災市町村等の実情に応じて弾力的な取扱いを行っても差し支えないこととする。」としており、その具体的な内容については、次のとおりとする。

1. 策定困難な市町村及び都道府県の範囲

障害福祉計画については、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）において策定することが義務付けられているものであるが、被災市町村等においては、直ちに第3期障害福祉計画の策定を行うことが困難と考えられることから、今般、特例的に弾力的な取扱いを認めるものである。

弾力的な取扱いが認められる区域については、原則として、特に被害の甚大であった岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災3県」という。）並びにその管内の市町村に限ることとし、弾力的な取扱いを行う市町村は被災3県に、当該被災3県は厚生労働省に報告することとする。

2. 策定困難な市町村での弾力的な取扱い

策定困難な市町村においては、サービス見込量等を過去の傾向を基に見込む方法、第2期障害福祉計画の内容を変更せず、第3期障害福祉計画と置き換える方法などにより、暫定的な第3期障害福祉計画とすることなどが考えられるが、いずれの場合においても策定可能となった時点でこの暫定的な第3期障害福祉計画を変更することとする。

また上記の方法以外にも第2期障害福祉計画を平成24年4月1日から平成27年3月30日までの間で市町村が定める日まで延長する方法が考えられる。ただし、この場合においては、平成27年3月31日までの第3期障害福祉計画期間内に、上記の弾力的な方法などにより、第3期障害福祉計画を策定する必要がある点に留意されたい。

3. 策定困難な被災3県での弾力的な取扱い

第3期障害福祉計画期間のうち、管内の全ての市町村が策定できるようになるまでの間は、

策定困難な市町村の暫定的な第3期障害福祉計画のサービス見込量などを含めて集計したものなどを被災3県の第3期障害福祉計画のサービス見込量などとする。こととする。

また、この集計に当たっては、第2期障害福祉計画を延長した市町村のサービス見込量などについて、平成21年度から平成23年度までの分をそのまま平成24年度から平成26年度までの分と置き換えるなどして被災3県の第3期障害福祉計画の集計に加えることや、第3期障害福祉計画より新たに見込むこととなる地域相談支援や計画相談支援などについては策定困難な市町村の分は集計に加えないことなどにより、弾力的に取り扱われたい。

また、指定障害者支援施設の入所定員総数や生活介護等の特定障害福祉サービスの見込量については、総量規制の対象となっているが、その適用に当たっては地域の実情に応じて適切に取扱い願いたい。

2 事業所等意向調査集計結果

(1) 意向調査集計結果（全体）

(単位:人)

圏域	年度	旧体系	日中活動系サービス										居住系サービス				一般就労	地域移行
			生活介護	療養介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行 支援	就労継続 支援(A型)	就労継続 支援(B型)	地域活動 支援C	小規模 作業所	施設入所 支援	宿泊型 自立訓練	GH・CH	福祉ホーム			
県北	23	440	636	0	0	56	48	48	705	340	0	360	0	230	0	18	5	
	24	0	730	0	0	60	61	60	863	219	0	360	0	251	0	14	10	
	25	0	729	0	0	62	67	69	864	220	0	360	0	255	0	14	0	
	26	0	729	0	0	62	67	79	876	221	0	360	0	259	0	14	0	
県中	23	460	450	0	0	26	50	75	803	448	4	92	0	518	20	24	18	
	24	0	697	120	0	48	56	85	1,007	430	4	310	20	559	0	36	10	
	25	0	718	120	0	48	72	85	1,067	390	4	310	20	579	0	52	11	
	26	0	736	120	0	48	72	85	1,103	360	4	310	20	621	0	59	6	
県南	23	80	759	0	6	0	10	30	169	20	0	710	20	128	18	9	6	
	24	0	790	0	6	0	10	30	265	20	0	706	20	156	0	7	4	
	25	0	788	0	6	0	10	30	265	20	0	704	20	158	0	6	3	
	26	0	786	0	6	0	10	30	265	20	0	702	20	160	0	6	3	
会津	23	100	297	0	0	25	7	10	412	76	0	215	0	204	0	19	2	
	24	0	305	0	0	34	10	10	455	56	0	216	0	232	0	22	1	
	25	0	311	0	0	28	13	10	442	56	0	216	0	224	0	23	1	
	26	0	311	0	0	28	13	10	445	56	0	216	0	224	0	24	1	
南会津	23	0	45	0	0	0	0	0	49	7	0	45	0	21	0	0	0	
	24	0	45	0	0	0	0	0	49	7	0	45	0	25	0	0	0	
	25	0	45	0	0	10	0	0	49	0	0	45	0	36	0	2	0	
	26	0	45	0	0	10	0	0	49	0	0	45	0	40	0	3	0	
相双	23	145	238	0	0	24	10	10	369	77	0	178	0	157	0	5	0	
	24	0	318	0	0	12	10	0	356	52	0	278	20	161	0	8	0	
	25	0	308	0	0	22	10	0	356	52	0	278	20	146	0	8	0	
	26	0	308	0	0	22	10	0	356	52	0	278	20	146	0	9	0	
いわき	23	400	434	0	0	21	20	20	458	183	34	230	22	321	10	14	5	
	24	0	628	120	0	16	26	30	496	195	7	270	20	362	0	17	11	
	25	0	664	130	0	16	26	30	505	180	8	270	20	375	0	19	8	
	26	0	664	130	0	10	26	30	516	180	9	270	20	393	0	19	8	
合計	23	1,625	2,859	0	6	152	145	193	2,965	1,151	38	1,830	42	1,579	48	89	36	
	24	0	3,513	240	6	170	173	215	3,491	979	11	2,185	80	1,746	0	104	36	
	25	0	3,563	250	6	186	198	224	3,548	918	12	2,183	80	1,773	0	124	23	
	26	0	3,579	250	6	180	198	234	3,610	889	13	2,181	80	1,843	0	134	18	

26年度までの入所施設が見込む地域移行者数	113
-----------------------	-----

入所施設の見込む地域移行者数から算出される年度ごとの地域移行割合	年度	地域移行割合
	23	31.9%
	24	31.9%
	25	20.4%
	26	15.9%

(2) 意向調査集計表 (旧法施設種別ごと)

(単位:人)

施設種別	年度	旧体系	日中活動系サービス												
			生活介護	療養介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	地域活動 支援C	施設入所支援	宿泊型 自立訓練	GH・CH	福祉ホーム	
身体障がい者療養施設	23	50	52	0	0	0	0	0	0	0	0	52	0	0	0
	24	0	52	0	0	0	0	0	0	0	0	52	0	0	0
	25	0	52	0	0	0	0	0	0	0	0	52	0	0	0
	26	0	52	0	0	0	0	0	0	0	0	52	0	0	0
身体障がい者授産施設	23	40	30	0	0	0	0	0	10	0	0	40	0	0	0
	24	0	30	0	0	0	0	0	10	0	0	40	0	0	0
	25	0	30	0	0	0	0	0	10	0	0	40	0	0	0
	26	0	30	0	0	0	0	0	10	0	0	40	0	0	0
知的障がい者更生施設	23	665	215	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0	0
	24	0	690	0	0	0	0	0	0	0	0	410	0	6	0
	25	0	690	0	0	0	0	0	0	0	0	410	0	6	0
	26	0	690	0	0	0	0	0	0	0	0	410	0	6	0
知的障がい者授産施設	23	532	50	0	0	6	26	0	158	0	50	0	0	0	0
	24	0	170	0	0	6	35	0	351	0	100	0	0	0	0
	25	0	170	0	0	6	38	0	347	0	100	0	0	0	0
	26	0	170	0	0	6	38	0	347	0	100	0	0	0	0
知的障がい者通勤寮	23	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0
	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	20	0	0
	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	20	0	0
	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	20	0	0
精神障がい者授産施設	23	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	24	0	0	0	0	0	0	0	45	0	0	0	0	0	0
	25	0	0	0	0	0	0	0	45	0	0	0	0	0	0
	26	0	0	0	0	0	0	0	45	0	0	0	0	0	0
精神障がい者生活訓練	23	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	24	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	20	0	0	0
	25	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	20	0	0	0
	26	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	20	0	0	0
その他 (重症心身障がい児施設・ 国立病院機構 精神障がい者福祉ホーム)	23	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38
	24	0	15	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0
	25	0	15	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0
	26	0	15	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0
合計	23	1,625	347	0	0	6	26	0	168	0	242	0	20	38	0
	24	0	957	240	0	26	35	0	406	0	602	40	64	0	0
	25	0	957	250	0	26	38	0	402	0	602	40	64	0	0
	26	0	957	250	0	26	38	0	402	0	602	40	64	0	0

(3) 意向調査集計表（旧法施設等）

障がい福祉サービス意向調査集計表【旧法施設等用】

県合計											
日中活動系サービス	年度	旧体系での定員数	合計	新体系サービス(左の内訳)						一般就労へ	地域移行へ
				生活介護	療養介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援(A型)		
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
23年度	1,625	547	347	0	0	6	26	0	168	2	17
24年度	0	1,664	957	240	0	26	35	0	406	5	8
25年度	0	1,673	957	250	0	26	38	0	402	9	9
26年度	0	1,673	957	250	0	26	38	0	402	9	4
										合計 25	合計 38
居住系サービス	入所施設										
	年度	施設入所支援	宿泊型自立訓練	GH・CH	福祉ホーム						
	人	人	人	人	人						
	23年度	242	0	20	38						
	24年度	602	40	64	0						
	25年度	602	40	64	0						
26年度	602	40	64	0							
通所施設利用状況(24年3月)		利用契約者数	延べ利用者数	開所日数							
		760	14,725	500							

(4) 意向調査集計表（小規模作業所・地域活動支援センター）

障がい福祉サービス等意向調査集計表【小規模作業所・地域活動支援センター用】

県全体											
移行を希望する新体系種別年度別利用者数(日中活動)	年度	現状又は移行前	合計	新体系サービス(左の内訳)						一般就労へ	
				生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)		地域活動支援センター
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
23年度	38	1,151	0	0	0	0	0	0	1,151	3	
24年度	11	1,155	10	0	0	0	0	166	979	11	
25年度	12	1,178	20	0	0	0	0	240	918	10	
26年度	13	1,175	20	0	0	0	0	266	889	10	
										合計 34	

(5) 意向調査集計表（新体系）

障がい福祉サービス意向調査集計表【新体系事業所用】

県全体											
日中活動系サービス	年度	新体系サービス(左の内訳)								一般就労へ	地域移行へ
		合計	生活介護	療養介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)		
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	23年度	5,773	2,512	0	6	146	119	193	2,797	84	19
	24年度	5,968	2,546	0	6	144	138	215	2,919	88	28
	25年度	6,042	2,586	0	6	160	160	224	2,906	105	14
26年度	6,098	2,602	0	6	154	160	234	2,942	115	14	
									合計392	合計 75	
居住系サービス	年度	施設入所支援	宿泊型 自立訓練	GH・CH	福祉ホーム						
		人	人	人	人						
	23年度	1,588	42	1,559	10						
	24年度	1,583	40	1,682	0						
	25年度	1,581	40	1,709	0						
26年度	1,579	40	1,779	0							
利用者の状況 (24年3月1日)	障がい種別	生活介護	療養介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	施設入所支援		
		人	人	人	人	人	人	人	人		
	身体障がい	916	0	4	4	10	6	191	454		
	知的障がい	1,631	0	22	53	51	82	1,661	983		
	精神障がい (発達障がい)	69	0	0	60	43	45	922	0		
合計	2,616	0	26	117	104	133	2,774	1,437			
通所サービス事業所利用状況 (24年3月)		利用契約者数		延べ利用者数		開所日数					
		4,404		71,701		4,155					